

ご使用にあたって

【閲覧ソフトについて】

「作業船関係法規の手引」の閲覧は Adobe Reader をご使用頂くことを推奨いたします。

Adobe Reader をインストールされていない方はアドビ社の HP からダウンロードして下さい。

ダウンロードおよびインストール方法はアドビ社の HP に記載されています。

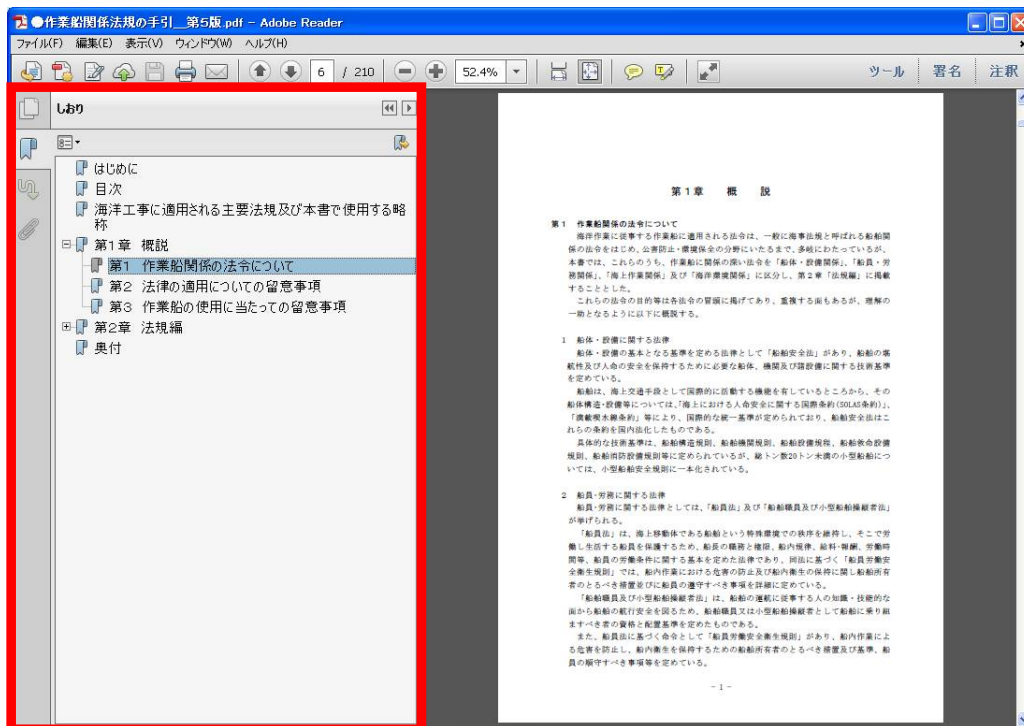
下記マークをクリックすると、アドビ社のダウンロードページを開きます。



【しおり機能について】

ナビゲーションパネルウィンドウのしおりを開き、各項目をクリックすると

そのページにジャンプします。



ナビゲーションパネルウィンドウ

メニュー：表示 >> 表示切り替え >> ナビゲーションパネル >> しおり

作業船関係法規の手引

第5版

平成25年4月

日建連 安全対策本部
安全委員会 海洋安全部会
建設三団体安全対策協議会

はじめに

海洋構造物の築造、埋立・浚渫、建設資材の運搬などの海洋工事を円滑に実施していくためには、目的に応じた適切な作業船を稼働させるとともに、関連法令に従って適切に運用することが求められます。

しかしながら、作業船に適用される法令は、船舶安全法や船員法をはじめとする、いわゆる海事法規と呼ばれているものから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律などの海洋環境保全に関する法律に至るまで多岐にわたり、その内容も複雑かつ難解であるといわれております。

このため、昭和53年4月に海洋開発工事安全公害対策本部（当時）は、作業船の設備・船員等に関する事項、灯火・形象物に関する事項及び工事・作業の許可・届出等に関する事項等をコンパクトにとりまとめた「作業船関係法規の手引」を刊行しました。

その後、法令の改正等に対応した内容とするために、これまでに3度にわたる見直しと改訂版の刊行を行ってきましたが、前回の改訂からおよそ8年を経過したことで、内容を更新するとともに利用頻度の高い法令に掲載対象を絞り、第5版として刊行する運びとなりました。

見直しに当たっては、掲載内容や各種データをパソコンでも直接利用したいとの要望や、近年の電子書籍化の動向を見据え、従来の冊子の形態から、CD-ROMに電子データ化して提供することを試みております。

本手引が有効に活用され、海洋工事における作業船の作業の安全にいささかなりとも寄与できますことを期待するとともに、今回の改訂に当たりご支援を頂いた方々、また、社業多忙にもかかわらず編集に当たった編集委員の方々の御努力に深く謝意を表する次第です。

平成25年4月

日建連 安全対策本部
安全委員会 海洋安全部会
建設三団体安全対策協議会
(日建連、道建協、埋浚)

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 第1章 | 概 説 | |
| 第1 | 作業船関係の法令について..... | 1 |
| 第2 | 法律の適用に関する留意事項..... | 2 |
| 第3 | 作業船の使用に当たっての留意事項..... | 4 |
| 第2章 | 法 規 編 | |
| 第1 | 船体・設備関係 | |
| | 船舶安全法..... | 8 |
| | 船舶設備規程..... | 20 |
| | 船舶救命設備規則..... | 31 |
| | 船舶消防設備規則..... | 44 |
| | 危険物船舶運送及び貯蔵規則..... | 52 |
| | 小型船舶安全規則..... | 68 |
| 第2 | 船員・労務関係 | |
| | 船舶職員及び小型船舶操縦者法..... | 84 |
| | 船 員 法..... | 89 |
| | 船員労働安全衛生規則..... | 102 |
| 第3 | 海上作業関係 | |
| | 海上衝突予防法..... | 123 |
| | 海上交通安全法..... | 148 |
| | 港 則 法..... | 171 |
| | 港 湾 法..... | 179 |
| 第4 | 海洋環境関係 | |
| | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律..... | 182 |

海洋工事に適用される主要法規及び本書で使用する略称

| 法 規 名 | | 略 称 | 法 規 名 | | 略 称 |
|---------|---|---|----------|--|---|
| 港湾等整備関係 | 港湾法 同施行令 漁港漁場整備法 同施行令・施行規則 海岸法 同施行令・施行規則 公有水面埋立法 同施行令・施行規則 | 港 湾 法 令 港 湾 法 令 漁 港 法 令 漁 港 法 令 海 岸 法 令 海 岸 法 令 埋 立 法 令 埋 立 法 令 | 航行安全関係 | 海上衝突予防法 同施行規則 海上交通安全法 同施行令・施行規則 港則法 同施行令・施行規則 航路標識法 同施行規則 水路業務法 内航海運業法 海難審判法 | 海 衝 法 則 海 衝 法 則 海 交 法 令 海 交 法 令 港 則 法 令 港 則 法 令 航 標 法 則 航 標 法 則 水 路 法 則 内 航 運 法 則 海 審 判 法 則 |
| 船舶関係 | 船舶法 同施行細則 小型船舶の登録等に関する法律 小型船舶登録令・施行規則 | 船 舶 法 則 船 舶 細 則 法 小 型 船 登 録 法 小 型 船 登 録 令 ・ 則 | 防火・危険物関係 | 消防法 同施行令・施行規則 火災予防条例準則について 火薬類取締法 同施行規則 危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 火薬類の運搬に関する内閣府令 | 消 防 法 則 消 防 令 ・ 則 火 防 条 例 法 則 火 取 法 則 火 取 法 則 危 規 則 示 船 危 運 告 示 火 薬 府 令 |
| 船舶安全関係 | 船舶安全法 同施行令・施行規則 船舶構造規則 船舶設備規程 船舶救命設備規則 船舶消防設備規則 小型船舶安全規則 船舶機関規則 満載喫水線規則 船舶区画規程 船舶防火構造規則 船舶復原性規則 船舶等型式承認規則 | 船 安 法 則 船 安 令 ・ 則 船 構 則 規 船 設 規 程 船 救 設 則 船 消 設 則 小 型 船 安 則 船 機 則 規 船 喫 水 線 則 船 区 規 程 船 防 火 構 則 船 復 原 性 則 船 型 式 則 | 環境保全関係 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 同施行令・施行規則 水質汚濁防止法 同施行令・施行規則 瀬戸内海環境保全特別措置法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行令・施行規則 底質の処理・処分に係る暫定指針 水産資源保護法 都道府県漁業調整規則（各都道府県条例） 悪臭防止法 大気汚染防止法 同施行令・施行規則 環境影響評価法 特定化学物質障害予防規則 ダイオキシン類対策特別措置法 土壌汚染対策法 騒音規制法 振動規制法 資源の有効な利用の促進に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 自然公園法 同施行令・施行規則 自然環境保全法 | 海 防 法 則 海 防 令 ・ 則 水 質 汚 濁 防 止 法 則 水 質 汚 濁 防 止 法 則 瀬 戸 内 海 法 則 廃 掃 法 則 廃 掃 令 ・ 則 底 質 指 針 水 産 保 護 法 則 漁 業 調 整 規 則 悪 臭 防 止 法 則 大 気 汚 染 防 止 法 則 大 気 汚 染 防 止 法 則 環 境 影 響 評 価 法 則 環 境 影 響 評 価 法 則 化 学 物 質 障 害 防 止 規 則 化 学 物 質 障 害 防 止 規 則 土 壌 汚 染 防 止 規 則 土 壌 汚 染 防 止 規 則 騒 音 防 止 規 則 騒 音 防 止 規 則 振 動 防 止 規 則 振 動 防 止 規 則 資 源 有 効 利 用 促 進 法 則 資 源 有 効 利 用 促 進 法 則 建 設 工 事 に 係 る 資 材 の 再 資 源 化 等 関 係 法 則 建 設 工 事 に 係 る 資 材 の 再 資 源 化 等 関 係 法 則 公 園 法 則 公 園 法 則 自 然 環 境 保 全 法 則 自 然 環 境 保 全 法 則 |
| 船員関係 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 同施行令・施行規則 船員法 同施行規則 船員労働安全衛生規則 船員災害防止活動の促進に関する法律 船員保険法 船員職業安定法 | 船 職 法 則 船 職 令 ・ 則 船 員 法 則 船 員 法 則 船 安 衛 則 規 船 安 衛 則 規 船 災 防 法 則 船 災 防 法 則 船 保 險 法 則 船 保 險 法 則 船 職 安 法 則 船 職 安 法 則 | その他 | 電気事業法 電波法 同施行令・施行規則 航空法 電気工事士法 | 電 業 法 則 電 波 法 則 電 波 令 ・ 則 航 空 法 則 電 工 法 則 |
| 労働関係 | 労働基準法 年少者労働基準規則 女性労働基準規則 労働安全衛生法 同施行令・規則 高気圧作業安全衛生規則 酸素欠乏症等防止規則 クレーン等安全規則 ゴンドラ安全規則 有機溶剤中毒予防規則 ボイラー及び圧力容器安全規則 粉じん障害防止規則 石綿障害予防規則 | 労 基 法 則 年 少 者 則 規 年 少 者 則 規 女 性 則 規 女 性 則 規 安 衛 法 則 安 衛 令 ・ 則 高 気 圧 則 規 高 気 圧 則 規 酸 欠 乏 則 規 酸 欠 乏 則 規 ク レ ー ン 則 規 ク レ ー ン 則 規 ゴ ン ド ラ 則 規 ゴ ン ド ラ 則 規 有 機 溶 剤 則 規 有 機 溶 剤 則 規 ボ イ ラ ー 則 規 ボ イ ラ ー 則 規 粉 じ ん 則 規 粉 じ ん 則 規 石 綿 則 規 石 綿 則 規 | | | |

第 1 章 概 説

第 1 作業船関係の法令について

海洋作業に従事する作業船に適用される法令は、一般に海事法規と呼ばれる船舶関係の法令をはじめ、公害防止・環境保全の分野にいたるまで、多岐にわたっているが、本書では、これらのうち、作業船に関係の深い法令を「船体・設備関係」、「船員・労務関係」、「海上作業関係」及び「海洋環境関係」に区分し、第 2 章「法規編」に掲載することとした。

これらの法令の目的等は各法令の冒頭に掲げてあり、重複する面もあるが、理解の一助となるように以下に概説する。

1 船体・設備に関する法律

船体・設備の基本となる基準を定める法律として「船舶安全法」があり、船舶の堪航性及び人命の安全を保持するために必要な船体、機関及び諸設備に関する技術基準を定めている。

船舶は、海上交通手段として国際的に活動する機能を有しているところから、その船体構造・設備等については、「海上における人命安全に関する国際条約(SOLAS条約)」、「満載喫水線条約」等により、国際的な統一基準が定められており、船舶安全法はこれらの条約を国内法化したものである。

具体的な技術基準は、船舶構造規則、船舶機関規則、船舶設備規程、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則等に定められているが、総トン数20トン未満の小型船舶については、小型船舶安全規則に一本化されている。

2 船員・労務に関する法律

船員・労務に関する法律としては、「船員法」及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法」が挙げられる。

「船員法」は、海上移動体である船舶という特殊環境での秩序を維持し、そこで労働し生活する船員を保護するため、船長の職務と権限、船内規律、給料・報酬、労働時間等、船員の労働条件に関する基本を定めた法律であり、同法に基づく「船員労働安全衛生規則」では、船内作業における危害の防止及び船内衛生の保持に関し船舶所有者のとるべき措置並びに船員の遵守すべき事項を詳細に定めている。

「船舶職員及び小型船舶操縦者法」は、船舶の運航に従事する人の知識・技能的な面から船舶の航行安全を図るため、船舶職員又は小型船舶操縦者として船舶に乗り組ますべき者の資格と配置基準を定めたものである。

また、船員法に基づく命令として「船員労働安全衛生規則」があり、船内作業による危害を防止し、船内衛生を保持するための船舶所有者のとるべき措置及び基準、船員の順守すべき事項等を定めている。

3 海上作業に関する法律

(1) 航行の安全に関する法律

海上交通三法とも呼ばれる「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」があり、いずれも、海上における船舶交通のルールを定めたものである。

船舶は地球的規模で活動するものであるところから、その航行ルールについては、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約」により国際的に統一されており、海上衝突予防法は、この条約を国内法化したもので、海洋及びこれに接続する航洋船が航行できる水域での海上交通の基本ルールを定めている。一方、「海上交通安全法」及び「港則法」は海上衝突予防法の特別法的な位置づけとなり、「海上交通安全法」は、船舶交通が輻輳する東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海という特定の海域での交通ルール及び関連する規則を、また、「港則法」は、出入りする船舶の多い港における交通ルール（航法、灯火等）及び秩序維持に必要な規則を定めたものである。

(2) 海上工事に関する行為に適用される法律

「海上交通安全法」、「港則法」、「港湾法」等があるが、これらの法律は海上工事を規制することを目的とするものではないが、その法目的を達成するため、海上での工事・作業等について許可・届出制度等の対象としている。

4 環境保全に関する法律

海洋の環境保全に関する法律としては、最も基本的なものとして「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が挙げられる。同法は、船舶及び海洋施設による海洋の汚染防止、海上災害の防止等を図ることを主たる目的とするもので、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物の排出の禁止、大量の油が排出された場合の船舶のとるべき措置のほか、船舶からの排ガスによる大気汚染の防止等を定めており、その内容は、海上における環境保全に関し広範囲に及んでいる。

第2 法律の適用についての留意事項

海上工事では、自航作業船はもちろん、作業用台船や土砂運搬用バージ等の非自航作業船も多数稼動しているので、使用する船舶ごとに適用される法律を事前に把握し、関係する規定を充足するように必要な措置を講じておくことが肝要である。

法律の適用対象船舶については、個々の法律で説明しているが、ここでは法律の適用についての留意点を概説する。(p. 5 「作業船関係法規の適用区分」参照)

1 法律でいう船舶とは

海事関係法令の中核をなす船舶・船員関係の法律では、船舶法及び船舶安全法が船舶法で定める日本船舶を適用対象に、また、船員法並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法でも、一部外国船舶が含まれるものの日本船舶を適用対象としているが、いずれの法律でも「船舶」そのものの明文の定義はなされていない。

船舶関係の基本法ともいえる船舶法の20条の規定からは、はしけや櫓権舟などの舟艇類が含まれることがうかがわれるが、船舶法施行細則2条で「浚渫船は推進器を有

せざれば之を船舶と看做さず」と規定されているところから、推進機関を有しない、いわゆる非自航船は船舶に該当しないのではないかの疑念が生じることも考えられる。これに関しては、昭和38年6月1日付け 員基95号で、「船舶法施行細則2条に規定する推進器を有しない浚渫船は、例示であると解されるから推進器を有せず、かつ、浚渫船と同様、本来移動することが目的でなく、移動した場所において作業をし、又は物若しくは人の運搬以外の一定目的の用途に使用されることを目的とする起重機船、ボーリング船、灯台船、倉庫船等は、船舶の不可欠の属性である航行することを目的とするものではないから、船舶法1条の日本船舶とみることができない。」、「これに対して、ひとしく推進器を有しない船舶であっても、物又は人の運搬するため航行することを目的とするはしけその他の被曳船は、船舶法1条の日本船舶とみることができると示されている。

また、環境関係法の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律では、「船舶 海域において航行の用に供する船舟類をいう。」(3条1号)と定義されているが、同法で定義する「船舶」については、旧海洋汚染防止法の施行時に運輸省大臣官房審議官の通達「海洋汚染防止法の施行について」(昭和47年官安289号)で、「船舶とは、船舶法、船舶安全法でいう船舶と同意義であり、浮遊性、積載性及び移動性を有する構造物であれば、自航すると曳航されるとを問わない。したがって、このような構造物であれば石油掘削船等のようにたとえ海域に一時定着するようなものでも船舶であるが、他方、浮遊性を有しているものであっても、ブイ、バース、養殖用いかだ等の様にこのような構造物でないものは、本法の船舶ではない。」と、同法でいう「船舶」は、船舶法及び船舶安全法と同意義であり、浮遊性、積載性及び移動性という三つの性状・機能の具有が、船舶か否かの判断基準となることが示されている。

以上から、自航船舶はもちろん、自航機能を備えていないはしけや手漕ぎボートなどの舟艇類も船舶法などの海事関係法令でいう船舶に該当するものと解されるが、使用する構造物が船舶に該当するか否かについて、疑義が生じた場合には、所轄の地方運輸局、運輸支局等に確認することが望ましい。

2 主要な法律の適用船舶について

法律は、その法目的により、適用対象となる船舶を定めているが、これに加え、条項の内容によっては、条項毎に適用対象とする船舶を定めているものもある。

(1) 船舶安全法

日本船舶を適用対象としているが、2条の堪航性保持に必要な所要施設、3条の満載喫水線の標示及び4条の無線施設の強制に関する規定については、個別に適用船舶が定められているので、使用する作業船ごとに、各条項が適用されるか否かを確認する必要がある。

なお、いわゆるプッシャーバージについては、船舶安全法施行規則2条2項の改正に伴い、平成15年8月からは、従来から適用対象となっていた堅固一体型プッシャーバージに加え、結合して一体となっているものは、押船(プッシャー)及び非自航バージを一つの船舶とみなして法2条、4条及び5条の適用対象になっているので、プッシャーバージを使用する場合は注意を要する。(臨時に短期間適用対象と

なるものは、この限りではない。)

また、現存船については、平成30年7月31日までは適用が猶予されている。(ただし、法9条1項による船舶検査証書の交付を受けたものは除く。)

(2) 船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法

この二法は、船員保護又は操船従事者の知識・技量確保という見地から日本船舶のみならず、日本の法人が所有又は借入れ船舶等にも適用される。

プッシャーバージについては、船舶安全法と同様にプッシャー及びバージを一つの船舶とみなして、船員法による航海当直部員の乗組基準並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法による船舶職員の乗組み基準が適用される。(経過措置については、船舶安全法と同じ。)

(3) 海上交通関係法

海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法は、船舶全般を対象としているが、海上交通安全法及び港則法の一部の条項では、その適用対象を巨大船、危険物積載船等に限定している。

(4) 環境関係法

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、船舶全般を対象としているが、油の排出規制関係及び災害防止関係の規定は、船舶の種類、総トン数等により規制対象を限定しているものもある。

その他の環境関係法令中のごみ等の投棄規制は、船舶全般が対象となる。

第3 作業船の使用に当たっての留意事項

1 船舶所有者について

下記の法律では、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に適用されるので、作業船を借入れて海洋工事に従事される場合には、借入れた船舶の船体、機関、設備等の維持管理、乗組員の配置、乗組員・上乗り作業員に対する安全運航・公害防止等に関する指導等に十分配慮する必要がある。

なお、関係法でいう船舶借入人とは、裸用船契約における裸用船者のように船員及び船体の管理一切を含め用船した者をいい、定期用船契約の定期用船者や運航委託契約における運航受託者は含まれない。

船員法（5条）、

船員災害防止活動の促進に関する法律（2条）、

船舶安全法（26条）、

船舶職員及び小型船舶操縦者法（3条）、

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（5条）

2 両罰規定について

一般的に行政法規では、使用者責任を明確にするため、違反行為者を罰するとともに、違反行為者を雇用している法人等も罰する、いわゆる両罰規定が設けられおり、本書に掲載されている法律でも、両罰規定が適用される条項が少なくない。

作業船関係法規の適用区分

(凡例 ○印：適用、×印：適用除外、Gt：総トン数)

| 法律・適用条項等 | | 自航式作業船 (各法律欄の上段は、船舶の要件等) | | | 非自航式作業船 (各法律欄の上段は、船舶の要件等) | |
|---------------------------|--|--|-------------------|-------------------------------|---|----------|
| 船舶安全法 | 船舶構造・機関・設備・救命設備・消防設備・復元性・区画規則(規程)等 | 特殊小型船舶(注4) | 総トン数20ト未満(左記を除く。) | 総トン数20トン以上 | <ul style="list-style-type: none"> 国際航海に従事するもの 沿海区域を超えて航行するもの 自航船に押されて平水区域を超えて航行するもの(注7) 自航船に曳(押)航されて人の輸送に供されるもの(注8) 自航船に押航されるもので、押船と堅固に結合・一体となる構造を有するもの 平成15年8月1日以降の新造船で適用以前に建造されたものは、平成30年7月30日まで経過措置で減免 ・特殊船(注9) | 左記以外 |
| | 小型船舶安全規則 | ○ | ○ | × | ○ | ×(注10は○) |
| | 危規則(注1) | ○(危険物を積載する船舶に限る。) | | | ○(左記に同じ。) | |
| 船員法 船員労働安全衛生規則 | | 湖川港内のみ航行 | 左記以外の船舶 | | ×(注11) | |
| | | | 5Gt未満 | 5Gt以上 | | |
| | | × | × | ○ | ○ | |
| 船舶職員及び 小型船舶操縦者法 | | ろかい船等(注6) | 左記以外の船舶 | | ×(注12) (押船と作業船が一体型の場合、推進機のあるボート乗組員で船員手帳所有者が作業船作業に従事する場合は適用) | |
| | | | 20Gt未満 | 20Gt以上 | | |
| | | 海技士 | × | × | | |
| | 小型船舶操縦士 | ○ | ○ | × | | |
| 労働安全衛生法 | 規則 | 船員法適用船舶 | | 船員法非適用船舶 | 船員法適用船舶 | 船員法非適用船舶 |
| | | × | ○ | × | ○ | |
| | クレーン則(注2) | 300Gt未満 | | 300Gt以上 | ○ | |
| | | ○ | × | | | |
| 海上衝突予防法 海上安全交通法 港則法 | | ○ | | | ○ | |
| 海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律 | | ○ (法定書類・設備については、個別に適用対象船舶が定められている。) | | | ○ (左記に同じ。) | |
| 労働災害 | 船員労災保険適用(船舶所有者が所轄の労働基準監督署で継続事業として労災保険番号を取得後適用) | | | 労災保険適用(単独有期事業、一括有期事業、継続事業の適用) | | |

- (注1) 危規則：危険物船舶輸送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令30号）
- (注2) クレーン則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令34号）
- (注3) 長さ3m未満の船舶で推進機関の連続最大出力20馬力未満のもの、長さ12m未満の帆船
- (注4) 特殊小型船舶とは、小型船舶安全規則2条2項に定める小型船舶をいう（水上オートバイ等）。
- (注5) 長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で、次のいずれかに該当するもの。
- ① 次の3要件にすべて適合するもの
 - ・ 3人を超える人の輸送の用に供しないものであること。
 - ・ 推進機関として船外機を使用するもので、当該推進機関の連続最大出力が、船舶の長さが5m以下の船舶は3.7kW以下、長さ5m以上の船舶は7.4kW以下であること。
 - ・ 海域にあっては、中海、浦ノ内湾、江田島又は羽地内海のみを航行するものであること。
 - ② 長さ3m未満の船舶で推進機関の連続最大出力が1.5kW未満のもの
- (注6) ろかい船、長さ3m未満・推進機関出力1.5kW未満で、プロペラによる人の障害防止構造を有する船舶、係留船
- (注7)
- ① 沿海区域を航行区域とする自航船と一体となって航行する船舶で、平水区域及び平水区域から最強速力で4時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海実態等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。
 - ② 現存船（平成15年8月1日前に建造、又は建造に着手された船舶をいう。以下、注11及び注12において同じ。）については、平成30年7月31日まで適用が猶予されている。ただし、法9条1項による船舶検査証書の交付を受けたものを除く。
- (注8) 長さ12m未満の船舶で、次の3要件にすべて適合するものを除く。
- ① 長さ5m未満の船舶にあっては、自航押船の推進機関の連続最大出力が7.4kW以下、長さ5m以上の船舶にあっては、自航押船の連続最大出力が15kW以下であること。
 - ② 3人を超える人の輸送の用に供しないものであること。
 - ③ 海域にあっては、中海、浦ノ内湾、江田島湾又は羽地内海のみを航行するものであること。
- (注9) 特殊船とは、潜水船、水中翼船、エアクッション艇、表面効果翼船、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するもの）を有する船舶その他告示で定めるものをいう。
- (注10) 7人以上の人の運送の用に供するろかい舟
- (注11) 5Gt以上の非自航船で、曳（押）航されて船員法適用水域を航行するものは、船員法が適用される。
- このうち、プッシャーバージについては、結合された押船（プッシャー）及び非自航船バージが一つの船舶として取扱われ、プッシャーとバージの総トン数を合算したものが、その総トン数となる。
- なお、堅固一体型以外のプッシャーバージについては、現存船に対する適用が平成30年7月31日まで猶予されている。
- (注12) プッシャーバージについては、上記注11と同様に取り扱われ、航行区域については、プッシャー及びバージのうちより狭い区域をその船舶の航行区域とする。（堅固一体型以外の現存プッシャーバージについての適用猶予も同じ。）

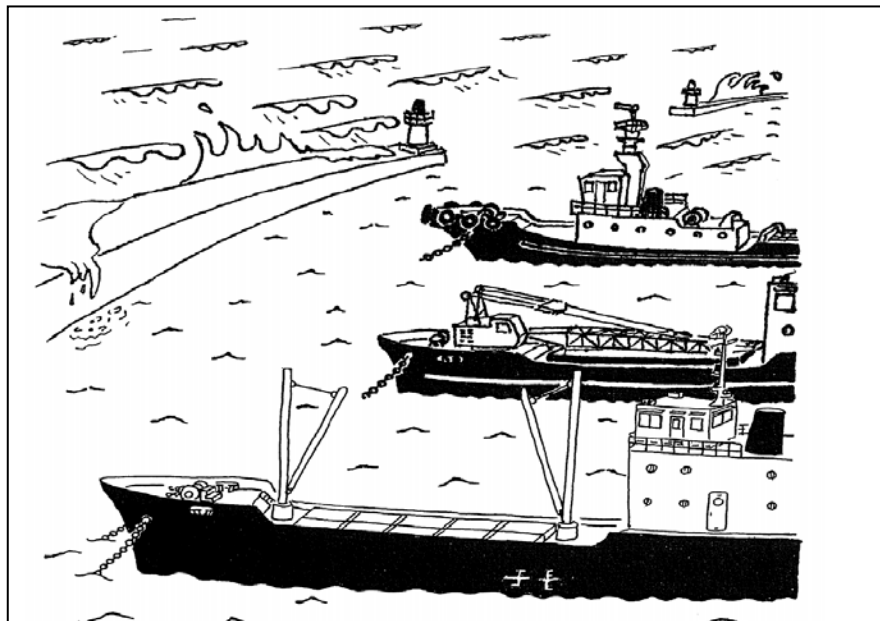
第2章 法規編

各法令の表題右側の（ ）内下段に記載した「改正 年月日法令番号」は、本書の作成に当たり、参照した平成24年12月末現在までの最新の改正を示す。

船舶安全法〔昭和8年 法律第11号
改正 平成23年6月24日 法律第74号〕
船舶安全法施行令〔昭和9年 勅令第13号
改正 平成18年3月31日 政令第167号〕
船舶安全法施行規則〔昭和38年 運輸省令第41号
改正 平成23年12月28日 国土交通省令第110号〕

1 目的 貴重な人命や財産を搭載して海上輸送を行う船舶は、国際性を有しているところから、主要海運国により海上における人命の安全を保持することを目的とした国際的な安全条約が締結され、わが国も加入し、これらの条約を履行するため、国内法として船舶安全法及び詳細技術的な事項を内容とした関係規則が制定されている。

本法1条で、「日本船舶は、本法によりその堪航性を保持し、かつ、人命の安全を保持する必要なる施設をなすにあらざれば、これを航海の用に供することを禁ずる」と規定しているとおおり、日本船舶には、安全の保持のために必要な諸施設を強制するとともに、船舶検査を義務づけること等により国の監督指導を加え、海上における人命の安全と財産の保護を図ることを目的としたものである。



海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月NO. 512

2 適用範囲 船舶安全法の適用を受ける船舶は、原則としてすべての日本船舶であるが、次の船舶については、法2条1項の安全施設に関する規定の適用が除外されている。(法2条、則2条)

- 1 ろかい舟
ろかいのみをもって運転する舟で、6人以下の人の運送の用に供するもの。(則2条1項)
- 2 推進機関を有する長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）であって次に掲げるもの。

- (1) 次に掲げるすべての要件に適合するもの
 - 1) 3人を超える人の輸送の用に供しないもの。
 - 2) 推進機関として船外機を使用するものであり、船外機の連続最大出力が、長さが5m未満のものにあつては、3.7kW以下、長さ5m以上のものにあつては、7.4kW以下であること。
 - 3) 湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であつて、面積が50k㎡以下のもの又は次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。
 - ① 平水区域であること。
 - 以下、3要件が規定されているが、記載は省略する。
 - なお、告示で定める水域のうち、海域は、浜名湖、中海、浦ノ内湾、江田島湾、羽地内海である。
 - (2) 長さ3m未満の船舶で、推進機関の連続最大出力が1.5kW未満のもの。
- 3 長さ12m未満の帆船
- 4 推進機関及び帆装を有しない船舶（次に掲げるものを除く。）
- (1) 国際航海に従事するもの
 - (2) 近海・遠洋区域を航海するもの
 - (3) 沿海・近海・遠洋区域を航行するもののうち、推進機関を有する他の船に押されて航行の用に供するもの（沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体となって航行する船舶であつて、平水区域及び平水区域から最強速力で4時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等から差し支えないと認めたものを除く。）
 - (4) 危険物ばら積み船
 - (5) 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油の輸送の用に供するもの
 - (6) 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の輸送の用に供するもの（次のすべての要件に適合する長さ12m未満の船舶を除く。）

| | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 被曳（押）船の長さに対応する曳（押）船の推進機関の連続最大出力 | 長さ5m未満：出力7.4kW以下 長さ5m以上：出力15kW以下 |
| 人の輸送に供する場合 | 輸送人員は、3人以下 |
| 航行する水域 | 上記の2（1）3）の水域 |

- (7) 特殊船
- (8) 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に一体となる構造を有するもの
- (9) 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示に定めるものに供する係留船に限る。）

- 5 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの
- 6 係船中の船舶（船舶検査証書を返納する等して、船舶を航行の用に供しない状態で係留している船舶をいう。）
- 7 告示で定める水域（遊園地内の人口池等）のみを航行する船舶

（注）作業船のうち、プッシャーバージについては、従来、上記の4の(8)に規定する押船（プッシャー）と堅固に一体化された、いわゆる一体型プッシャーバージのみが適用対象となっていたが、船舶安全法施行規則の改正に伴い、平成15年8月からは、沿海区域以遠を航行するプッシャーバージは、その結合の状態にかかわらず適用対象となっているので注意を要する。この場合、結合した二つの船舶を一つの船舶とみなして、船舶安全法2条1項及び4条1項の規定が適用される。（航行する区域等により適用除外があり、また、在来船の施設及び船舶検査については、平成30年7月末日まで適用が猶予されている。）

3 用語の定義 ・意義

- 1 船舶
船舶の定義、解釈等については、第1章第2の1「法律でいう船舶とは」を参照されたい。
- 2 旅客船
12人を超える旅客定員を有する船舶を旅客船という。（法8条1項）
したがって、旅客定員13人以上の船舶には、旅客船に関する規定が適用される。
- 3 国際航海
一国と他の国との間の航海をいう。（則1条1項）
- 4 漁船
もっぱら漁ろうに従事する船舶等をいう。（則1条2項）
- 5 危険物ばら積船
危険物船舶運送及び貯蔵規則（「危規則」以下同じ）2条1号の2ばら積液体危険物を運送するための構造を有する船舶をいう。（則1条3項）
- 6 特殊船
原子力船、潜水船、水中翼船、エアクッション艇、表面効果翼船、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとる載するものに限る）を有する船舶その他特殊な構造、又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。（則1条4項）
- 7 管海官庁
管海官庁とは、海事に関する業務を取扱う官庁の意であり、船舶安全法関係における管海官庁は、原子力船については国土交通大臣、本邦にある船舶又は船舶用物件については地方運輸局長及び運輸支局長、本邦外にある船舶については関東運輸局長をいう。それぞれの地方運輸局には、管轄する区域が定められている。（則1条14項）

ただし、小型船舶（総トン数20トン未満の船舶であって、国際航海に従事する旅客船以外のもの）については、法7条の2により認可された小型船舶検査機構がこれに当たる。（法6条の5、7条の2、25条の2）

8 小型船舶検査機構

船舶安全法1章に定める検査で小型船舶に関する事務を管海官庁に代って行う特殊法人で、法2章の規定により国土交通大臣の認可を受けて設立されたものである。検査事務規程の認可を受け、小型船舶検査員を選任して検査事務を行う。（法7条の2、25条の2）

9 指定検査機関

型式承認（法6条の4、1項及び船舶等型式承認規則S48運輸省令50号）に基づき製造された特定の船舶及び船舶用物件の検査を行う者で、法3章の規定により指定されたもので、（一財）日本舶用品検定協会がある。（法25条の46）

4 船舶の所要施設

船舶の航行の安全を保持するための最低必要なる構造及び施設の技術上の基準を船舶構造規則・船舶設備規程・船舶機関規則等に明示し、次の船舶の所要施設を強制し、船舶検査の対象としている。（法2条1項）

- 1 船体
- 2 機関
- 3 帆装
- 4 排水設備
- 5 操舵、繫船及び揚錨の設備
- 6 救命及び消防の設備
- 7 居住設備
- 8 衛生設備
- 9 航海用具
- 10 危険物その他の特殊貨物の積附設備
- 11 荷役その他の作業の設備
- 12 電気設備
- 13 前各号の他、国土交通大臣において特に定める事項

5 航行上の条件

船舶の所要施設に次いで、安全航行に必要な喫水・通信・航行区域・とう載人員等の運航上の制限事項を定めている。

1 満載喫水線の標示（法3条、則3条、満載線則）

満載喫水線を標示しなければならない船舶は、次のものであるが、これを超えて積荷し、標示を隠し、変更し又は抹消してはならない。（法3条、17条、則3条）

- (1) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶。（法3条）
- (2) 沿海区域を航行区域とする長さ24m以上の船舶。（法3条）
- (3) 総トン数20トン以上の漁船。（法3条）

ただし、構造上標示が困難又は不適當な船舶等及び旅客・貨物を輸

送せず国際航海に従事しない船舶・引き船・浚渫船・測量船など特に標示の必要がないと認められた船舶は、標示義務が免除される。(法3条、則3条)

2 無線電信又は無線電話

船舶は、国土交通省令の定める所により、航行する水域に応じ電波法(昭和25年法律131号)による無線電信等を施設しなければならない。(法4条1項)

(1) 次に該当する船舶で管海官庁が許可したものは、施設の免除がある。
(則4条1項)

- ① 臨時に短期間法4条1項の規定の適用を受ける船舶
- ② 発航港から到着港までの距離が短い航路のみを航行する船舶
- ③ 母船の周辺を航行する搭載船
- ④ 推進機関及び帆装を有しない危険物ばら積船及び特殊船等
- ⑤ 特殊な構造を有する船舶で、無線電信等を施設することがその構造上困難又は不適當なもの
- ⑥ 無線電信等に代わる有効な通信設備を有する船舶

(2) 次の船舶には、無線電信等の施設を要しない。(法4条2項、則4条の2)

- ① 臨時航行許可証を受有している船舶
- ② 試運転を行う場合の船舶
- ③ 湖川港内の水域のみを航行する船舶
- ④ 推進機関及び帆装を有しない船舶(危険物ばら積船、特殊船等を除く。)

3 航行区域

航行区域の決定は、原則として定期検査に合格した場合に決定されるが、管海官庁は、船舶の大小、構造、設備若しくは用途又は航路の状況を考慮して必要と認める場合は、区域又は期間を限定して航行区域を定めることができる。(法9条、則7条)

(1) 平水区域

湖、川及び港内の水域並びに施行規則1条6項に定めた水域をいう。
(則1条6項)

(2) 沿海区域

北海道、本州、四国、九州及び沖縄県及びこれに附属する特定の島の海岸から20海里以内の水域が主で、施行規則1条7項に定めた水域をいう。ただし、水域を限った限定沿海もある。(則1条7項)

(3) 近海区域

東経175度、南緯11度、東経94度、北緯63度の線により囲まれた水域をいう。(則1条8項)

(4) 遠洋区域

すべての水域をいう。(則1条9項)

4 最大とう載人員

船舶の安全性を確保するため乗船を許可される旅客、船員及びその他の乗船者数の最大許容数であって、人員設定の基準は、船舶設備規程又は、小型船舶安全規則に定められており、定期検査時にその数を決定し、船舶検査証書に記載される。漁船については、漁船特殊規程又は小型漁船安全規則による。(法9条1項、則8、9条)

- (1) 旅客室には、見やすい場所に、旅客室であること及びその定員を表示しておく。(船設規92条の2)
- (2) 小型船舶では、船内の見やすい箇所及び船外から見やすい箇所に、最大とう載人員を表示しておく。(小型船安則79条)

5 制限汽圧

蒸気機関を備えた場合又は船内にボイラーを設備した場合には、ボイラーの爆発事故防止のため、その使用圧力の最大限度を定め、これを制限汽圧という。

船舶機関規則の定めによる安全弁の制限であるが、ボイラー、加熱器、ボイラーに直接連結する蒸気管及び給水管の強度に対する許容圧力のうち最小値を超えないものと定められ、定期検査に合格した船舶に対し、船舶検査証書に記載される。(法9条1項、則10条、船機則47条)

6 船舶検査

1 検査執行機関

- (1) 船舶及び船舶に係る物件の検査は、原則として、その所在地を管轄する地方運輸局長又は運輸支局長(管海官庁)が行う。(法7条)
- (2) 総トン数20トン未満の小型船舶の検査は、小型船舶検査機構が行う。(法7条の2)

ただし、次に該当する小型船舶は、管海官庁が直接検査を行う。(則14条)

イ. 国際航海に従事する旅客船。

ロ. 満載喫水線標示を要する船舶。

ハ. 危険物ばら積船。

ニ. 特殊船。

ホ. 係留船。

ヘ. 結合した二つの船舶(則13条の6の適用を受けるものに限る。)

ト. 本邦外にある船舶。

- (3) 検査の申請義務者である船舶所有者(又は船舶共有の船舶管理人、船舶借入人)は、管轄する地方運輸局長(運輸支局長)又は管轄区域の小型船舶検査機構に検査申請書を提出する。

(則31条、32、46条の3)

2 船舶検査証書等

- (1) 船舶が定期検査に合格したときは、管海官庁から、航行区域、最大とう載人員・制限汽圧及び満載喫水線を定めて、合格を証明する船舶

検査証書及び安全保持に必要な連絡事項を記載する船舶検査手帳が交付される。(法9、10条の2)

船舶検査証書は、船舶の航行許可証であるとともに、船舶の使用上の条件を示す性格のもので、その記載条件を遵守する必要から、航行区域外航行、最大とう載人員の超過、満載喫水を越えた積荷等の行為は、罰則をもって禁止される。(法17条、18条)

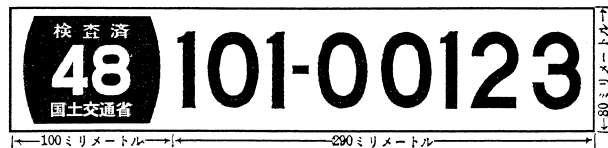
船舶検査証書は、船内の見やすい場所に掲示しておき、船舶検査手帳は船内に備えておく。(則40条1項、46、68条)

(2) 小型船舶においては、船舶検査証書・船舶検査手帳のほかに、船舶検査済票が交付される。

船舶検査済票は、小型船という特殊事情から交付されるもので、船舶の両舷側の船外から見やすい場所、又は小型船舶検査機構から適当と認めて指定された場所に貼り付けておく。(則42条3項、68条)

船舶検査証書・船舶検査手帳は、船内に備えておく。(則40条2項、46、68条)

第15号様式 (42条関係) (昭48運令48・全改、昭49運令34・昭50運令47・昭56運令12・昭58運令42・昭59運令18・平12運令39・平14国交令79・平15国交令96・一部改正)



備考

- 1 船舶検査済票の番号は、図示の例により表示するものとする。
 - (1) 「検査済」の文字の下の数字は、当該船舶検査済票に係る船舶が定期検査に合格した年を表すものとする。
 - (2) 構成する数字は、(i)又は(ii)により定めた番号とする。
 - (i) 当該船舶が小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律102号)3条による登録を受けている場合にあっては、船舶番号のアラビア数字とする。
 - (ii) (i)以外の場合は、管海官庁又は小型船舶検査機構の事務所ごとに重複しない番号とする。
- 2 「国土交通省」の文字は、小型船舶検査機構が検査を行った場合は「日本小型船舶検査機構」とする。

(3) 船舶検査証書の有効期間

イ. 有効期間5年の船舶

旅客船、総トン数20トン以上の船舶、危険物ばら積船、特殊船、ボイラーを有する船舶、堅固に結合して一体となるプッシャーバージのプッシャーとバージ。(法10条、則34条)

ロ. 有効期間6年の船舶

旅客船を除く平水区域の船舶又は総トン数20トン未満の船舶で、イ

を除く船舶。(法10条、則34条)

ハ. 中間検査、臨時検査又は特別検査に合格しない船舶は、検査に合格するまで検査証書の効力が停止される。(法10条)

3 管海官庁の権限

- (1) 管海官庁は、必要ありと認めるときは、船舶又は認定事業場を臨検できる。(法12条1項)
- (2) 管海官庁は、船舶所有者、船長又は認定事業者から、船舶の堪航性及び人命の安全に関する届出を徴取することができる。(法12条2項)
- (3) 管海官庁は、船舶安全法及び関係命令に違反した事実ありと認めるときは、船舶の航行停止その他の処分をすることができる。(法12条3項)
- (4) 船舶乗組員20人未満の船舶ではその2分の1以上、その他の船舶では乗組員10人以上が、乗船船舶の堪航性・居住衛生設備その他の人命の安全に関する設備に重大な欠陥がある旨を申立てた場合には、管海官庁は、その事実を調査し、(3)と同様の処分をすることができる。(法13条)

7 各種の船舶検査

1 定期検査 (法5条1項1号、則17条、24条)

- (1) 定期検査は、イ又はロの場合に船体・機関等船舶の所要安全設備全般、満載喫水線の標示、無線電信又は無線電話の施設について行う精密な検査である。(則17条)
 - イ. 船舶を初めて航行の用に供するとき。
 - ロ. 船舶検査証書の有効期間が満了したとき。
- (2) 定期検査においては、設計、材料試験、圧力試験、絶縁抵抗試験、効力試験、復原性試験、陸上試運転及び海上試運転を行って、前記諸施設の構造、材料、工事工作及び性能について精密な方法により検査を行う。(則24条)
- (3) 定期検査を受ける場合は、則24条の準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備を行う。

2 中間検査 (法5条1項2号、2項、則18条1、2項)

- (1) 定期検査と定期検査の間において行う簡易な検査をいい、次の3種類がある。
 - イ. 第1種中間検査 (則18条1項)

船舶の所要施設、満載喫水線及び無線電信等について行う。
 - ロ. 第2種中間検査 (則18条1項)

第1種中間検査対象事項より帆装、居住及び衛生設備を除いたものと満載喫水線及び無線電信等について行う。
 - ハ. 第3種中間検査 (則18条1項)

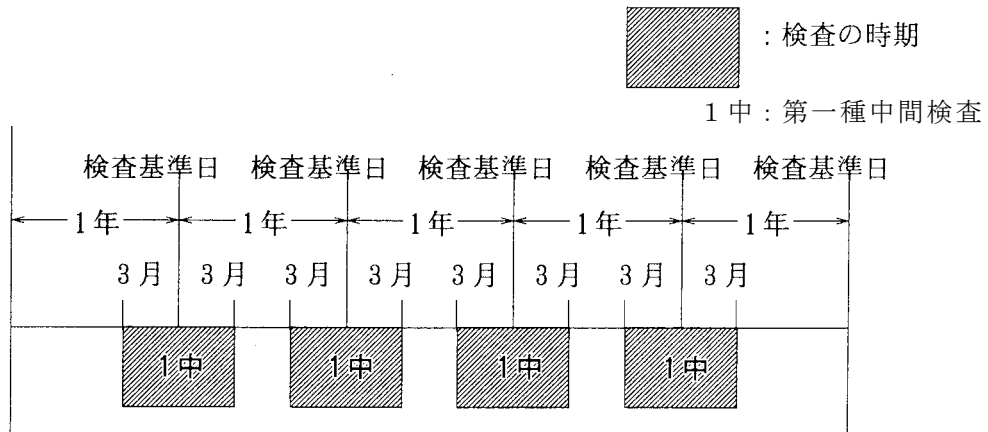
船舶の所要施設で救命及び消防の設備・航海用具・危険物その他の特殊貨物の積付設備を除いたものについて行う。

- (2) 第1種中間検査を受ける場合は、則25条1項の準備を行う。
- (3) 第2種中間検査を受ける場合は、則25条2項の準備を行う。
- (4) 第3種中間検査を受ける場合は、則25条4項の準備を行う。

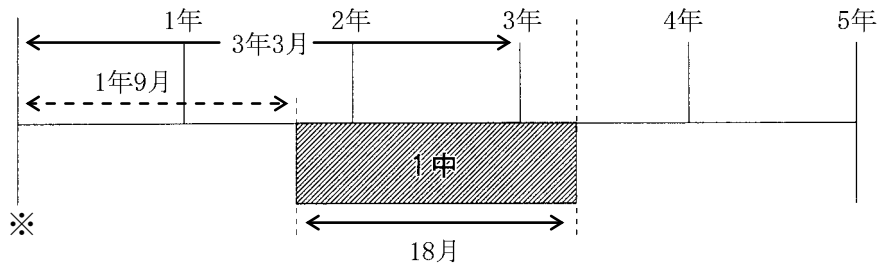
3 定期検査と中間検査の時期関係（法10条、則18条）

- (1) 船舶検査証書の有効期間が5年の船舶

- ① 内航旅客船（旅客定員13人以上の交通船が該当）



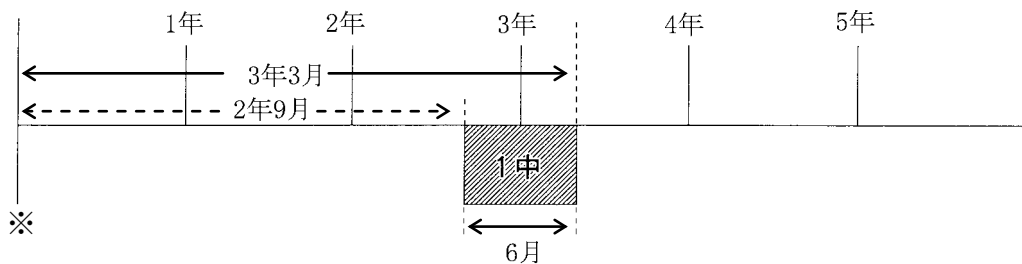
- ② 内航貨物船、漁船等（資機材運搬船・警戒船等が該当）



※：船舶検査証書の有効期間の起算日（(2)の※も同じ。）

- (2) 船舶検査証書の有効期間が6年の船舶

（平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。）、ケミカルタンカー、特殊船、ボイラーを有する船舶及び結合した二つの船舶（プッシュバージ等）等が該当）



4 臨時検査（法5条1項3号、則19条）

船舶の所要施設又は無線電信等の改造又は修理を行うとき、満載喫水線の位置又は、船舶検査証書に記載した条件の変更等を受けようとするときは、臨時検査を受けなければならない。

5 臨時航行検査及び臨時航行許可証の発行（法5条1項4号、則19条の2、43条）

作業船では、次のような場合に必要となる。

(1) 改造・整備又は解撤する場所、法による検査・検定・総トン数の測度を受ける場所に回航するとき。

(2) 船舶検査証書を有しない船舶を臨時に航行するとき。

例、船舶検査証書を返納して、係船中の船舶が臨時航行するとき。

非自航浚渫船を外国に回航（国際航海）するとき。

6 特別検査（法5条1項5号、則20条）

7 製造検査（法6条1項、則21条）

8 予備検査（法6条3項、則22条）

9 検査の申請及び提出書類

定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとするときは、船舶検査申請書（4号様式）を、臨時航行検査を受けようとするときは、臨時航行検査申請書（5号様式）を、管海官庁又は小型船舶検査機構に提出し、次の書類も検査時に提出する。（則31、32条）

(1) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合に提出する書類

イ．船舶検査証書

ロ．船舶検査手帳

ハ．法2条1項各号に掲げる事項について変更をしようとする場合にあっては、当該事項に係る物件の構造及び配置を示す図面。

ニ．新たに満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く）に関する検査を受ける船舶にあつては必要な図面。

ホ．新たに復原性試験を受ける船舶にあつては、必要な書類。

ヘ．新たに揚貨装置に関する検査を受ける場合にあっては、次に掲げる書類。

（イ）揚貨装置配置図

（ロ）揚貨装置の構造図ほか。

ト．整備済証明書（認定則24条2項の整備証明書）の交付を受けている船舶又は整備済証明書の交付を受けている物件を備えている船舶について、当該整備済証明書に係る整備を行った後30日以内に定期検査又は中間検査を受ける場合にあっては、当該整備済証明書。

(2) 臨時航行検査を受ける場合に提出する書類

イ．船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る）

ロ．法2条1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面。

8 揚貨装置等

揚貨装置・装具等については、制限荷重・使用制限・点検等について、次のように規定があり、揚貨装置使用上の安全性からその制限事項等を厳守することが大切である。(則57条)

1 適用除外

船舶設備規程の揚貨装置等に関する規定(169条の4~12)は、次のものには適用されないが、使用者において、自主基準を定めて、使用上の安全を図るべきである。

なお、船舶安全法が適用されない作業台船等の揚貨装置については、クレーン等安全規則が適用される。

- (1) 総トン数300トン未満の船舶に施設するもの。
- (2) 1トン未満の貨物の揚げ卸しのみに使用するもの。
- (3) 漁ろう作業のみに使用するもの。

2 制限荷重等の指定

定期検査等において、揚貨装置についてはじめて荷重試験を行ったときに「揚貨装置制限荷重等指定書」が交付され、次の制限荷重等が指定される。(則56条)

- (1) デリック装置 制限荷重及び制限角度(デリックブームの水平面に対する角度)。
- (2) ジブクレーン 制限荷重及び制限半径(最大旋回半径)。
- (3) その他の揚貨装置 制限荷重

3 揚貨装具

指定揚貨装置に装備する揚貨装具(チェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、鋼索その他の索)は、安全係数等から負荷重量を定める必要があり、船舶所有者は、使用前に装具強度を確認して制限荷重を定め、「揚貨装具試験成績書」を作成して、使用させる。揚貨装具を溶接又は鍛接して修繕したときも、同様である。(則57条)

4 制限荷重等の標示

指定揚貨装置には、上記2の指定事項を見やすい箇所に標示し、300総トン以上の船舶で制限荷重の指定のないものには、1トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておく。

3の揚貨装具には、適当な位置に打刻するなど、制限荷重を標示する。(則58条)

なお、上記標示の制限荷重を超える使用が禁止されるのは当然である。(則59条)

5 使用等の制限(則59条)

- (1) 揚貨装置
揚貨装置は、上記2の指定書で指定された範囲内で使用する。
- (2) 揚貨装具
次の各号の一に該当する揚貨装具は、使用してはならない。

- ① 有害な変形を生じたもの
- ② 摩損又は腐食の量が原寸法の10パーセント以上に達したものの
- ③ き裂を生じたもの
- ④ シープが円滑に回転しない滑車
- ⑤ より戻しが著しい鋼索又は1ピッチの間で索線が全索線の10パーセント以上切断した鋼線
- ⑥ スプライスがすべてのストランドを3回以上編み込んだ後各ストランドの索線の半数を切り残し、更に2回以上編み込むか、又はこれと同等以上の効力を有する他の方法により作られた鋼索以外の鋼索
- ⑦ 上記3による確認をし、又は焼鈍をした後、初めて使用した日から起算して6月（その径が12.5mmをこえるものにあつては、12月）を経過したれん鉄製の鎖、フック、シャックル又はスイベル

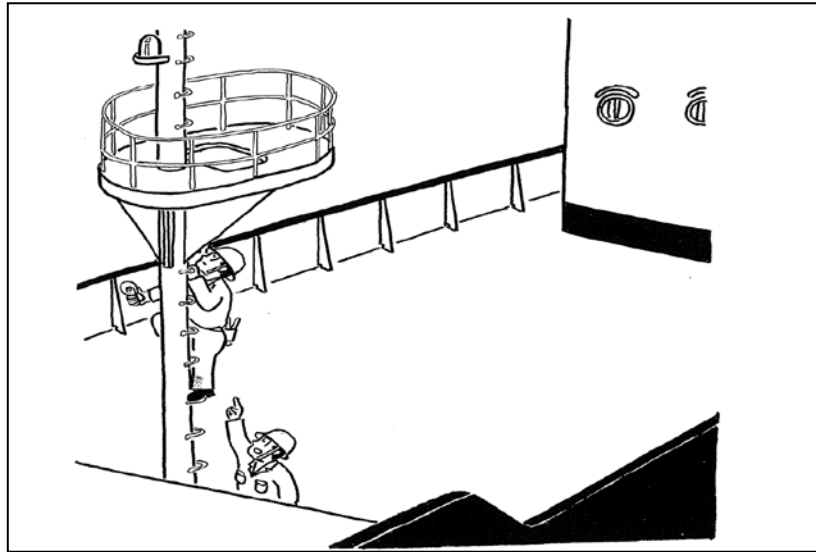
6 揚貨装具の点検等

船舶所有者（船長）は、「荷役設備検査記録簿」を作成し、これに「揚貨装具制限荷重等指定書」及び「揚貨装具試験成績書」を添付して船内に保管し、次の行為を行った場合は、「荷役設備検査記録法」に記録する。
（則60、61条）

- (1) 揚貨装具は12月以内ごとに点検し、また、交換装具の使用前に上記5の使用禁止揚貨装具でないことを点検したとき
- (2) 揚貨装具の焼鈍を行なったとき

船舶設備規程〔昭和9年 通信省令第6号 改正平成23年12月28日国土交通省令第110号〕

- 1 目的 船舶安全法2条1項に定める船舶の所要施設のうち、同項7号から12号までの居住設備。衛生設備・航海用具・危険物その他の特殊貨物の積付設備・荷役その他の作業の設備・電気設備及び4条の無線電信等について、船舶の総トン数・用途・航行区域・最大搭載人員等の使用目的に応じて、設備すべき基準を定めたものである。



海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月N0.521

2 居住、衛生及び脱出設備

1 旅客に関する設備（規程79条～107条）

旅客室の設備位置・通路・旅客定員・出入口・舷梯等について基準を定めており、留意事項は次のとおりである。

- (1) 旅客室には、見やすい場所に旅客室たることと定員を表示する。
- (2) 旅客室には出入口を設ける（定員13人以上の旅客船には、2個以上）。また、非常用出入口には、室内の旅客に見えやすいよう、その所在を表示する。
- (3) 甲板旅客を搭載する船舶では、客席種類及び定員を表示する。
- (4) 旅客室の通常使用する出入口は、雨浪が直接侵入しないものとする。
- (5) 舷側柵欄・舷梯柵欄は、海中てん落防止のため、十分な設備とする。

2 船員に関する設備（規程109条～115条の31）

船員に関する船員室・居住諸室等・衛生諸室・操だ室・機関区域等を定めており、留意事項は次のとおりである。

- (1) 船員定員は、船員室の定員の合計数とする。遠洋・近海区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする船舶で総トン数200トン以上のものの船員室には、定員1人につき1個の寝台を備える。

2人以上の定員を有する船員室は、その種類及び定員を表示する。

- (2) 船員室区域・機関区域・その他船舶の通常の作業に使用される区域

の間には、これらの間の安全な通行を確保できる柵欄・保護索・甲板下通路等を設ける。

- (3) 総トン数300トン以上の船舶の暴露甲板と倉底との間、暴露甲板と揚貨装置のトッピングブラケットの間等には、安全な通行を確保できるはしご、ステップ等を設ける。
- (4) 甲板の上面から倉底又は下層甲板の上面までの深さが1.5mを超える甲板口で、その縁材の高さが61センチm未満のものを有する総トン数500トン以上の船舶には、人の転落防止のため、通常使用予定数の保護装置を備える。

3 衛生設備（規程116条、117条）

旅客船には、最大搭載人員50人に対して、1個の割合を以って大便所を設ける。

ただし、沿海以下の航行区域の旅客船で、その航行予定時間が極めて短いものについては、管海官庁が差し支えないと認めた場合は、この限りでない。

4 脱出設備（規程122条の2～122条の7）

(1) 脱出経路

- ① 船舶には、旅客、船員又はその他の乗組員が、その居住又は業務場所等から非常の際に乗艇場所及び召集場所（救命艇等設置場所）に脱出することができる2以上の脱出経路を設ける。
- ② 脱出経路は、旅客、船員等が混雑することなく速やかに脱出できる広さ及び配置のものであり、かつ、手摺りその他の安全を確保するための設備を設ける。

(2) 出入口及びはしご

特定機関区域（主機若しくは合計出力375kW以上の補助機関として使用する内燃機関、油だき装置又は燃料油装置のある場所及びこれらの場所に至るトランクをいう。）内の各場所には所要の出入口及びはしごを設ける。

(3) 非常標識・非常照明装置等

- ① 脱出経路（暴露部に設けるものを除く。）及び当該脱出経路に設ける消防設備格納場所には、船舶の脱出設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示510号）6条の要件に適合する非常標識を設ける。
- ② 乗艇場所及び召集場所、廊下・階段・はしご及び出入口、機関室等には、告示7条の要件に適合する非常照明装置を設ける。
- ③ 旅客船には、①の告示9条の要件（旅客に関係のある非常の際の信号の意味、非常の際の行動に関する明確な指示等及び図）を記載し非常用掲示札を、旅客室及び旅客の使用する場所等の適当な位置に設ける。

（上記のうち、①、②は、外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ

フ旅客船等についての規程定であるが、作業船にも、これらに準じて設備することが望ましい。）

3 航海用具等

1 錨、錨鎖及び索（規程123条～133条）

- (1) 船舶には、質量、材料、把駐力等について、船舶の艀装数を定める告示（平成10年運輸省告示336号、3条～7条）の要件に適合する錨2個を備えつける。
- (2) 錨鎖、揚錨機、係船索、係船機、曳航索等についても、告示の要件に適合するものを備えつける。

（(1)、(2)に関しては、総トン数30トン未満の限定近海貨物船・沿海区域航行船舶（旅客船を除く）、平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。）、湖川港内のみを航行する船舶及び浚渫船については、管海官庁が適当と認める程度に応じて適用を緩和される。）

2 操舵設備（規134条～146条）

- (1) 船舶には、主操縦装置及び補助操縦装置を設ける。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、補助操舵装置を要しない。
- (2) 外洋航行船には、代替動力源、及び作動油清浄装置、低油面警報装置等の付属装置を備える。
- (3) 船橋及び操舵機室には、操舵説明書を掲示する。

3 航海用具（規程146条の2～146条の9）

- (1) 船舶（係留船を除く）には、船設規程の9号表（非自航船は9号表の2）に定めるところにより、属具を備える。
- (2) 次の船舶は、規程9号表並びに9号表の2の備考のとおり次の灯火及び形象物を増備する。
 - ① 船舶その他の物件を引く動力曳船は、引き船灯、黒色ひし形形象物各1個（自船船尾から引かれる船舶・物件の後端までの距離が200mを超えないものは黒色ひし形形象物は不要）
 - ② 海衝法3条7項各号の浚渫・測量その他の水中作業（錨泊・係留中のもの）及び特殊な曳航作業等を行う操縦性能制限船（注1）は、白灯1個、黒色ひし形形象物1個（錨泊して当該作業をしない船舶は、白灯は不要）
 - ③ 浚渫その他の水中作業を行う通航妨害作業（注2）に従事する船舶は、紅灯・緑灯各2個、黒色球形形象物1個、黒色ひし形形象物3個
 - ④ 掃海作業船は、緑灯3個及び黒色形象物1個
 - ⑤ 夜間において、水先業務に従事する船舶は、白灯1個
 - ⑥ 海上交通安全法30条1項（港則法31条1項の港界附近を含む）の許可を受けた工事に従事する作業船は、第1種又は第2種緑灯2個、白色ひし形形象物1個、紅色球形形象物2個

- ⑦ 総トン数100トン以上の船舶で、海上交通安全法所定航路を航行するものは、行先表示信号を示す国際信号旗（第1・第2代表旗、C、P、S）
- ⑧ 海上交通安全法の航路を通航する巨大船等の進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶として、海上保安庁長官の指定を受けた船舶には、第1種緑灯閃光灯1個
- ⑨ ①～⑤の引き船灯、白灯、紅灯及び緑灯は、全長50m以上の船舶に備えつけるものにあつては、第1種引き船灯等、全長50m未満の船舶に備えつけるものにあつては、第1種又は第2種引き船灯等
- ⑩ ①～④、⑥、⑧及び⑨の形象物は、航海用具の基準を定める告示の要件に適合するものとする
- （注1）操縦性能制限船とは、海上衝突予防法3条7項各号に掲げる作業その他の船舶の操縦性能を制限する作業に従事する船舶をいう。
- （注2）通航妨害作業とは、操縦性能制限船が従事するで、他の船舶の通航の妨害となるおそれがある浚渫その他の水中作業（掃海作業を除く。）をいう。

9号表 属具表（自航船に関するもの）（規程146条の3関係）

| 属 具 名 称 | 数 量 | 適 用 船 舶 |
|---------|-----|-----------------------------|
| 双 眼 鏡 | 1 個 | 全長50m以上 第1種マスト灯（以下、属具名称は省略） |
| 気 圧 計 | 1 個 | |
| マ ス ト 灯 | 2 個 | |
| | 1 個 | |
| 舷 灯 | 1 個 | 全長20～50m未満 第1種又は第2種 |
| | 1 個 | ただし、全長20m未満の船舶は第1種、第2種又は第3種 |
| | 1 対 | 全長50m以上 第1種 |
| | | 全長50m未満 第1種又は第2種 |
| 船 尾 灯 | 1 対 | ただし、全長20m未満の船舶は第1種両色灯1個で代用可 |
| | | また、平水区域で昼間のみの航行船は不要 |
| | 1 個 | 全長50m以上 第1種 |
| | 1 個 | 全長50m未満 第1種又は第2種 |
| 停 泊 灯 | 2 個 | 全長50m以上 第1種 |
| | 1 個 | 全長50m未満 第1種又は第2種 |

| | | |
|-------------------|-----|--|
| 紅 灯 | 2 個 | 全長50m以上 第1種 |
| | 2 個 | 全長50m未満 第1種又は第2種 ただし、湖川のみを航行する船舶にあっては不要 |
| 紅 色 閃 光 灯 | 1 個 | 全長50m以上 第3種 |
| | 1 個 | 全長50m未満 第3種又は第4種 ただし、海上衝突予防法施行規則第21条の2に規定する表面効果翼船以外の船舶には第3種又は第4種は不要 |
| 黄 色 閃 光 灯 | 1 個 | 全長50m以上 第1種 |
| | 1 個 | 全長50m未満 第1種又は第2種 ただし、平水区域を航行区域とするエアクッション艇であって昼間の航行のみに使用するもの及びエアクッション艇以外の船舶は不要 |
| 黒 色 球 形 形 象 物 | 3 個 | 直径0.6m以上のもの 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁が認めるものは不要 |
| 黒 色 円 す い 形 形 象 物 | 1 個 | 底の直径0.6m以上であって、高さが底の直径と等しいもの。推進機関を有する船舶以外は不要 |
| 国 際 信 号 旗 | 1 組 | 総トン数100トン未満の船舶、及び沿海区域を航行区域とする帆船は、NC2旗 平水区域を航行区域とする船舶は不要 NC2旗のみを備え付け、又はこれを備えつけない船舶にあって、信号符字を有するものにはその符字に対する信号旗を備え付けなければならない |
| 国 際 信 号 書 | 1 冊 | 総トン数100トン未満の船舶、沿海区域を航行区域とする帆船、及び平水区域を航行区域とする船舶には不要 |
| 国際航空海上 捜索救助手引書三巻 | 1 冊 | 国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶及び平水区域を航行区域とする船舶には不要 |

| | | |
|-----|-----|--|
| 信号灯 | 1 個 | 昼間でも使用できるもの 国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶、2時間限定沿海船等及び推進機関を有しない船舶並びに沿海区域を航行区域とする船舶であって管海官庁が認めるものは不要 |
|-----|-----|--|

9号表の2 属具表（非自航船に関するもの）（規程146条の3関係）

| 属具名称 | 数量 | 適用船舶 |
|---------|-------------------|--|
| 舷灯 | 1 対 | 全長50m以上 第1種舷灯（以下、属具名称は省略） 全長50m未満 第1種又は第2種 ただし、全長20m未満の船舶は第1種両色灯1個で代用可 平水区域で昼間のみの航行船は不要 |
| 船尾灯 | 1 個 1 個 | 全長50m以上 第1種 全長50m未満 第1種又は第2種 ただし、平水区域を昼間のみの航行船は不要 |
| 停泊灯 | 2 個 1 個 | 全長50m以上 第1種 全長50m未満 第1種又は第2種 |
| 紅灯 | 2 個 2 個 4 個 | 全長50m以上 第1種 全長50m未満 第1種又は第2種 操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するもの ただし、湖川のみを航行する船舶にあっては不要 |
| 黒色球形形象物 | 3 個 4 個 | 直径0.6m以上のもの。 操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するもの 湖川のみを航行する船舶であって管海官庁が認めるものは不要 |

| | | |
|------------------|----|--|
| 国際信号旗 | 1組 | 総トン数100トン未満の船舶、及び沿海区域を航行区域とする帆船は、NC2旗 平水区域を航行区域とする船舶は不要 海上交通安全法適用海域において同法に定める危険物を運送するものは、第一代表旗及びB旗を備える |
| 国際信号書 | 1冊 | 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶、総トン数100トン未満の船舶及び人員をとら載しない船舶には不要 |
| 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 | 1冊 | 国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶及び人員を搭載しない船舶は不要 |
| 白色ひし形形象物 | 1個 | 底の直径が0.6m以上であって、高さが底の直径と等しいもの2個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のもの 許可工事船以外の船舶には不要 |
| 紅色球形形象物 | 2個 | 直径0.6m以上のもの 許可工事船以外の船舶には不要 |
| 白 灯 | 1個 | 全長50m以上 第1種 全長50m未満 第1種又は第2種 操縦性能制限船であって通航妨害作業以外の作業に従事するもの以外の船舶は不要 |
| 緑 灯 | 2個 | 全長50m以上の操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものにあつては第1種その他の船舶にあつては第1種又は第2種操縦性能制限船であつて通航妨害作業に従事するもの並びに許可工事船は不要 |

| | | |
|-----------|-----|--|
| 黒色ひし形形象物 | 1 個 | 底の直径が0.6m以上であって、高さが底の直径と等しいもの2個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のもの 他の動力船に引かれる船舶で最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200mを越えるもの、視認困難船及び操縦性能制限船 |
| | 2 個 | 他の動力船に引かれる船舶でその相当部分が水没している視認困難船で最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200mを越えるもの |
| | 3 個 | 操縦性能制限船であって、通航妨害作業に従事するもの |
| 紅 色 閃 光 灯 | 1 個 | 第 1 種 海上交通安全法適用海域において同法施行規則に規定する危険物の運送に従事する船舶 ただし、総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のもの |
| 緑 色 閃 光 灯 | 1 個 | 第 2 種 巨大船以外の船舶には不要 |
| 黒色円筒形形象物 | 2 個 | 直径が0.6m以上であって、高さが直径の2倍のもの。巨大船以外の船舶には不要 |

備 考・視認困難船には、舷灯及び船尾灯の備付けに代えて、第1種白灯2個を備えなければならない。

ただし、当該船舶の最大幅が25m以上である場合にあっては第1種白灯2個を、全長が100mを越える場合にあっては当該船舶に備える第1種白灯の間隔が100mを越えることとならないようにする為に必要な個数の第1種白灯を増備しなければならない。

(3) 船舶(非自航船は除く。以下、(8)を除き(10)まで同じ。)には、汽

笛(サイレンを含む)を次により備える。

| 区 分 | 基本周波数 | 音 圧 |
|--|------------------|----------------------------------|
| 全長20m以上75m未満の船舶 | 250ヘルツ以上700ヘルツ以下 | 130デシベル以上 |
| 全長20m未満船舶 | 250ヘルツ以上700ヘルツ以下 | 120デシベル以上 (180ヘルツ以上450ヘルツ以下) |
| | | 115デシベル以上 (450ヘルツ以上800ヘルツ以下) |
| | | 111デシベル以上 (800ヘルツ以上2100ヘルツ以下) |
| 備考 音圧は、当該汽笛から音が最も強い方向に1m離れた位置において、180ヘルツから700ヘルツまでの間に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドの何れかーにより測定するものとする。ただし、全長20m未満の船舶にあっては、表中括弧内に定める周波数の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのいずれかーにより測定するものとする。 | | |

(「航海用具の基準を定める告示」3条の抜粋。全長75m以上の船舶については、同条を参照のこと。)

- (4) 全長20m以上の船舶には、航海用具の基準に関する告示(平成14年国土交通省告示512号)の要件に適合する号鐘1個を備え、全長100m以上の船舶にあっては、号鐘及びこれと混同しない音調のどらを備える。
- (5) 沿海以上の航行区域船舶には、航行する海域及び港湾の海図等、航海に必要な航海用刊行物を備える。
- (6) 規程146条の10の2の水域を定める告示(平成4年運輸省告示51条)で定める海域(日本沿岸からほぼ300海里以内の海域)を航行する船舶には、海上安全情報を受信することができるナブテックス受信機を備える。ただし、2時間限定沿海船等及び管海官庁が当該船舶の航海態様等から差し支えないと認めたものは不要である。
- (7) 旅客船及び総トン数300トン以上の非旅客船には、航海用レーダーを備える。ただし、国際航海に従事しない旅客船で総トン数150トン未満のもの及び管海官庁が差し支えないと認めたものは不要である。
- (8) 船舶には、磁気コンパス、ジャイロコンパス又は羅針儀を備える。
- (9) 総トン数50トン未満の船舶(昼間のみ航行するものを除く。)には、機能等について航海用具の基準に関する告示の条件に適合する航海用レーダー反射器を備える。ただし、管海官庁が当該船舶の船員、航

海態様等を考慮し差し支えないと認める場合は不要である。

- (10) 国際航海に従事しない船舶であって総トン数500トン未満のもの（平水区域航行船舶及び第一種漁船を除く。）には、告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置又は無線航法装置を備えつける。
- (11) 国際航海旅客船等以外の船舶であって、総トン数100トン以上のもの及び国際航海旅客船等にはVHFデジタル選択呼出装置を備える。（(6)と同じ適用除外がある。）

4 危険物の積付設備

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令30号）による。

5 揚貨装置

1 適用除外（規程169条の4）

船設規169条の4～169条の13の揚貨装置に関する規定は、次のものには適用しない。

- (1) 総トン数300トン未満の船舶に施設されたもの
- (2) 1トン未満の貨物の揚げ卸しのみに使用するもの
- (3) 漁ろう作業のみに使用するもの

2 安全係数等（規程169条の5、6）

- (1) 揚貨装置は、その各部の安全係数が船設規169条の5に定める数値以上のものであり、かつ、船設規169条の6による荷重試験で異常を生じないものとする。

3 保護装置（規程169条の7）

動力装置の歯車、調車その他の伝動装置、軸系、帯電部及び蒸気管は、作業者を保護するため必要な覆い、囲い等の保護装置を施したものとする。

4 ウインチ（規程169条の10、11）

- (1) ウインチ（トッピングリフトウインチを除く。）の制動装置は、重量物の揚げ卸し中、効果的に作動するものとする。
- (2) ドラムの両端の耳の高さは、巻上用ワイヤロープを、むらなく余裕を残さないで巻きつけたとき、ロープ直径の2倍以上の余裕を残すものとする。
- (3) ウインチは、ロープガードが取り付けられたものとする。
- (4) ハイドロリックウインチは、過圧防止装備を備えたものとする。
- (5) 電動ウインチは、次の各号に適合するものとする。
 - ① 制御器の近接位置に電路遮断器が設けられていること。
 - ② 過負荷防止のための安全装置を備えるか、又はこれに準ずる措置を講じること。

5 クレーン巻上げ装置（規程169条の12）

上記4は、クレーン巻上げ装置について準用される。

6 電気設備

1 電気に関する設備（船設規170条～302条の14）

発電及び変電設備、配電設備、電路、電気利用設備、非常電源等に関して定めており、留意点は次のとおりである。

- (1) 電気機械及び電気器具は、取扱者に危険を与えない構造のもので、故障によりその露出金属部が帯電するおそれのある場合は、取扱者を保護するための措置を講じる。
- (2) 蓄電池は、適当な換気装置を備えた蓄電池室又は保護覆いを施した適当な箱に収めて通風良好な場所に設置する。
- (3) 配電盤の前後の床面に絶縁性敷物又は木製格子を設け、かつ前面に手摺りを設ける
- (4) 給電路は、船体から十分絶縁し、かつ必要な箇所には漏電の有無を表示する装置又は接地警報器を備える。
- (5) 航海灯（マスト灯、げん灯、両色灯及び船尾灯）、紅色灯及び停泊灯、信号灯は、常用の電源の他予備の独立の電源からも給電することができるものとする。
- (6) 退船警報装置及び警報装置は、常用の電源の他予備の独立の電源からも給電することができるものとする。

7 特殊設備

1 特殊設備（規程303条～311条の21）

昇降設備、焼却設備、その他の特殊設備等に関して定めており、留意点は次のとおりである。

- (1) 昇降設備は、乗員が危険なく昇降できるような場所に配置する。
- (2) 焼却炉は、その周囲に検査、修理及び操作のための適当な余地を残して、堅固な台上に備える。
- (3) 作業用救命衣は、船設規311条の20の要件に適合するもので、各々の作業用救命衣には、作業用救命衣という文字を見やすい場所に、明瞭かつ耐久的に表示する。

8 無線電信等

1 無線設備（規程311条の22～324条）

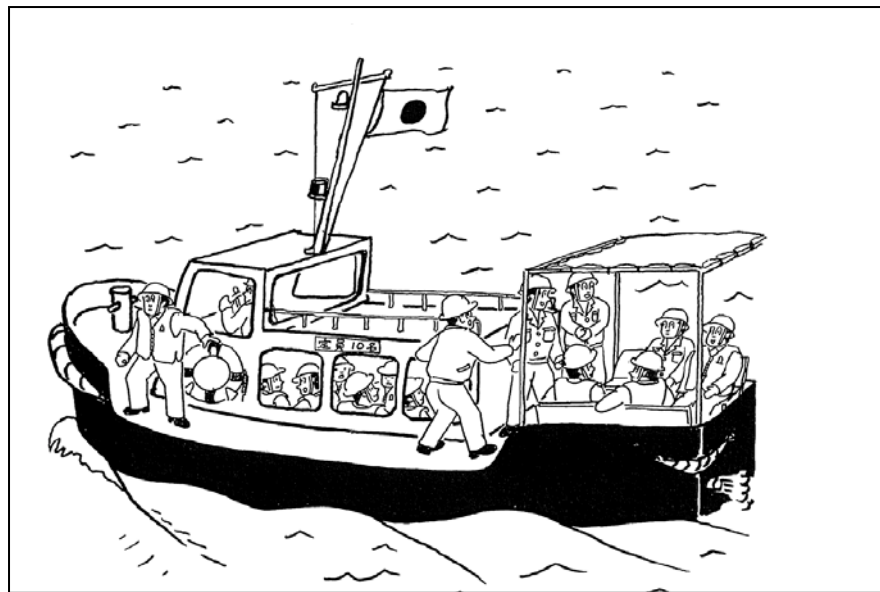
船舶には、その航行する水域に応じて船設規311条の22に定める無線電信又は無線電話等を備える。

船舶救命設備規則 〔昭和40年 運輸省令第36号 改正 平成23年12月20日 国土交通省令第60号〕

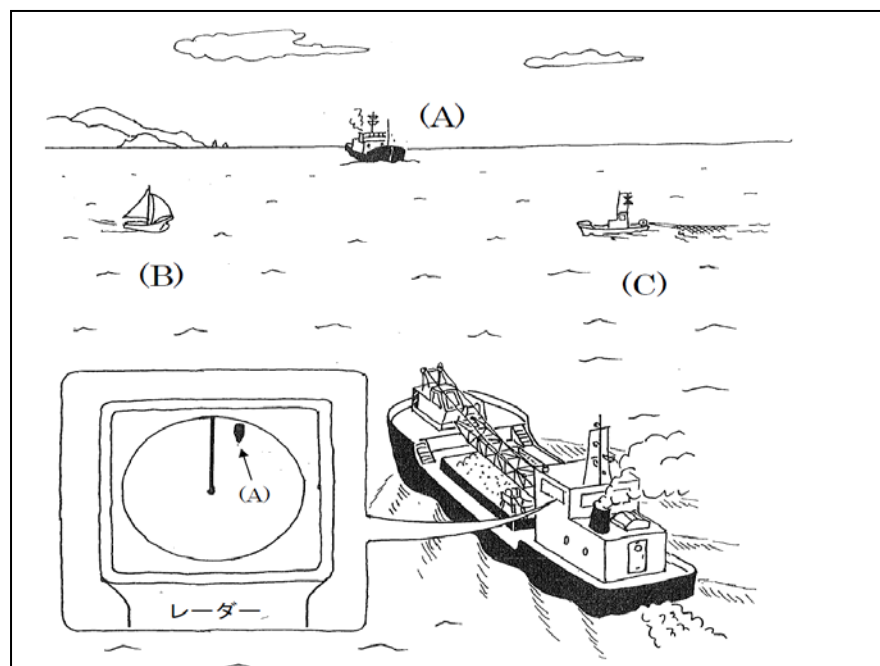
1 概要

本規則は、船舶安全法2条1項により、船舶に施設することが義務付けられている所要施設のうちの救命設備について、備えるべき設備の要件と備付け細目を定めたものである。

本規則では、船舶をその用途、大きさ、航行区域等から4種類に分類し、それぞれに対応した設備を保持せしめるもので、特殊構造の船舶は、管海官庁の指示による。(則4条)



海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月NO. 533



2 定 義

1 この省令においては、船舶を次のとおり区分し定義している。

(1条の2)

第一種船…… 国際航海に従事する旅客船をいう。

第二種船…… 国際航海に従事しない旅客船をいう。

第三種船…… 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の非旅客船で漁労に従事する漁船を除く。

第四種船…… 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の非旅客船及び国際航海に従事しない非旅客船で、いずれも漁船を除く。

タンカー…… 引火性の液体貨物のばら積み輸送に使用される船舶をいう。

2 第一種船、第二種船、第三種船及び第四種船の区分を表にすると次のようになる。

船舶救命設備規則 2 条の第一種船～第四種船の区分

| 船舶区分 | | | 航海区分 | 500GT 未満 | 500GT 以上 |
|------|-------------------|---------------|------|----------|----------|
| 旅客船 | | | 国際航海 | 第一種船 | |
| | | | 国内航海 | 第二種船 | |
| その他 | 漁船 | 漁労従事漁船 | 国際航海 | ※ | |
| | | | 国内航海 | ※ | |
| | | その他 (運搬船等) | 国際航海 | ※ | 第三種船 |
| | | | 国内航海 | ※ | |
| | その他 (海洋工事作業船等) | | 国際航海 | 第四種船 | 第三種船 |
| | | | 国内航海 | 第四種船 | |

(注) 1 交通船 (20GT以上) で旅客定員が13人以上のものは、旅客船に該当する。

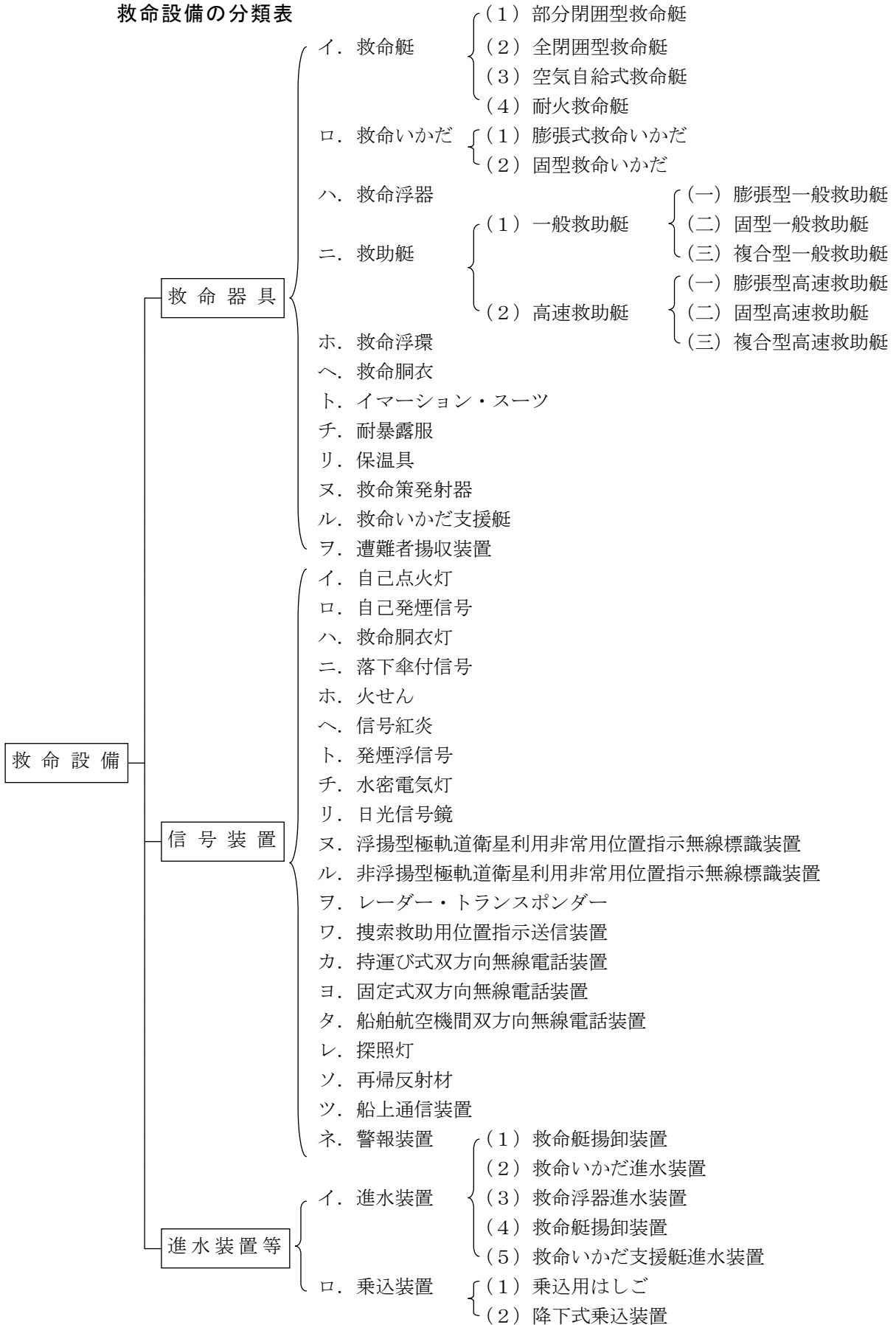
2 ※の漁船は、漁船特殊規程 (昭和 9 年逓信農林省令) の適用を受ける。

3 海上工事に関係する船舶を で表示した。

3 救命設備の分類

救命設備は、次表のとおり、救命器具、信号装置、進水装置等の 3 種類に分類される。(則 2 条)

救命設備の分類表



4 救命設備
の要件

各種救命設備は、救命器具・信号装置及び進水装置に3分類し、それぞれその目的を達するため、構造・性能及び付属部品等につき規格を定め、また収容定員を定めている。これらの設備は、型式承認の対象となっているので、型式承認品又は検定合格品を備え付けることが望ましい。

4-1
救命器具
(8~30
条の5)

1 救命艇

- (1) 救命艇は、人員及び艀装品を満載したまま水上に安全に降ろすために十分な強さのものであり、則13条により種類、船体構造、内部浮体、容積に応じて定員が定められ、14条の艀装品は次表の数を備える。
- (2) 第二、四種船の沿海区域又は平水区域船舶の救命艇に備える艀装品は、次のとおりである。(則14条)

| 艀装品の名称 | 数 | 艀装品の名称 | 数 |
|----------------|-------|-------------|----|
| 単漕式のオール | 1組 | も や い 綱 | 2筋 |
| トール・ピン又はクラッチ | 1組 | 落下傘付信号 | 4個 |
| ボート・フック | 2本 | 信号紅炎 | 6個 |
| あ か く み | 1個 | 発煙浮信号 | 2個 |
| バ ケ ツ | 2個 | レーダー反射器 | 1個 |
| 手 お の | 2個 | 機関用工具 | 1式 |
| コ ン パ ス | 1個 | 持運び式消火器 | 1個 |
| シー・アンカー | 1個 | 浮き輪 | 2個 |
| 救 難 食 糧 | 1キロ | 笛又は同等の音響信号器 | 1個 |
| (定員1人当たり) | ジュール | 釣り道具 | 1式 |
| 飲 料 水 (同上) | 3リットル | 行動指導書 | 1冊 |
| ひしゃく及びコップ | 各1個 | 生存指導書 | 1冊 |
| 応急医療具 | 1式 | 救命信号説明表 | 1部 |
| 船酔い薬 (定員1人当たり) | 48時 | 水密電気灯 | 1個 |
| | 間分 | 海面着色剤 | 1個 |
| 船酔い袋(定員1人当たり) | 1個 | 缶切り | 3個 |
| 保 温 具 | 2個 | ジャックナイフ | 1個 |

(3) 艀装品の定着

全ての救命艇の艀装品は、ボート、フックを除くほか、救命艇内に定着しなければならない。

2 救命いかだ

救命いかだの浮体は、膨脹式と固型式とがあり、いずれも天幕を上にして浮いている場合にも安定性を有するものでなければならない。

- (1) 膨脹式救命いかだとは、自動索を引くことによりガスポンペを作動させ自然に膨脹させる仕組であり、折りたたんで収納袋に入れ、コンテナに収容されている。(定員6人以上)(則21条)

- (2) 固型式救命いかだは、天幕を上にして浮いている場合にも安定性を有し、浮体を外側に沿って配置し、浮体は難燃性か又は難燃性の覆で防護されたもの。
- (3) 第二、四種船の沿海区域又は平水区域船舶の救命いかだに備える艀装品は、次のとおりである。(則25条)

| 艀装品の名称 | 数 | 艀装品の名称 | 数 |
|---------------|---------|-------------|----|
| 浮輪 | 1個 | 修理用具 | 1式 |
| ナイフ | 1個 | 充気ポンプ又はふいご | 1個 |
| あかくみ | 1個 | 落下傘付信号 | 2個 |
| スポンジ | 1個 | 信号紅炎 | 3個 |
| シー・アンカー | 1個 | 発煙浮信号 | 1個 |
| かい | 2本 | レーダー反射器 | 1個 |
| 救難食糧 | 1キロジュール | 笛又は同等の音響信号器 | 1個 |
| | | 釣り道具 | 1式 |
| 飲料水 | 1.5リットル | 行動指導書 | 1冊 |
| コップ | 1個 | 生存指導書 | 1冊 |
| 応急医療具 | 1式 | 救命信号説明表 | 1部 |
| 船酔い薬(定員1人当たり) | 48時間分 | 水密電気灯 | 1個 |
| | | 海面着色剤 | 1個 |
| 船酔い袋(定員1人当たり) | 1個 | 日光信号機 | 1個 |
| 保温具 | 2個 | はさみ | 1個 |
| | | 缶切り | 3個 |

(注) 固定式救命いかだには、修理用具及びふいごの備付は不要である。

3 救命浮器

水密空気箱又はこれと同等以上の効力を有する浮体をもつ浮器で固型式と膨脹式とがある。十分な長さのもやい綱が取り付けられ、浮器外周には救命索が取り付けられているもの。(定員8人以上)(則26条)

4 救助艇

救助艇には膨脹型救助艇、固型救助艇、複合型救助艇があり、海上において遭難者の救助及び救命いかだ支援のために十分な運動性及び操縦性を有し、遭難者を海中から容易に引上げることができるもの。(則27条の2～7)

救助艇に備え付ける艀装品は、次のとおりである。(則27条の6)

救助艇の艀装品

| 艀装品の名称 | 艀装品の数 | | |
|--------------|--------|-------|--------|
| | 膨脹式救助艇 | 固型救助艇 | 複合型救助艇 |
| オール又はかい | 1 組 | 1 組 | 1 組 |
| トール・ピン又はクラッチ | 1 組 | 1 組 | 1 組 |
| ボート・フック | 1 本 | 1 本 | 1 本 |
| あかくみ | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| バケツ | | 1 個 | |
| スポンジ | 2 個 | | 2 個 |
| ナイフ又は手おの | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| コンパス | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| シー・アンカー | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| もやい綱 | 1 筋 | 1 筋 | 1 筋 |
| 引き索 | 1 筋 | 1 筋 | 1 筋 |
| 修理用具 | 1 式 | | 1 式 |
| 充気ポンプ又はふいご | 1 個 | | 1 個 |
| 応急医療具 | 1 式 | 1 式 | 1 式 |
| 保温具 | 2 個 | 2 個 | 2 個 |
| 浮輪 | 2 個 | 2 個 | 2 個 |
| 笛又は同等の音響信号器 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| 水密電気灯 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| レーダー反射器 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| 持運び式消火器 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |
| VHF無線通信装置 | 1 個 | 1 個 | 1 個 |

5 救命浮環

救命浮環は、内径40cm以上、外形80cm以下のもので、固型コルク又はこれと同等以上の効力のある材料を使用（膨脹式は不可）し、非常に見やすい色のもので外周に沿ってつかみ綱を取りつけたもの。（則28条）

6 救命胴衣

救命胴衣の主な要件は、次のとおりである。（則29条）

- (1) 淡水中で口が水面上に12cmの高さになるまで人を持ち上げるための浮力を24時間以上維持すること。
- (2) 淡水中に24時間沈めた後に、当初の浮力の5%を超えて減少しないこと。
- (3) 容易に着用でき、かつ誤った方法で着用される恐れのないこと。
- (4) 水中において体が垂直よりも後方に傾き安全な浮遊姿勢の取れること。
- (5) 膨脹式のもは、索を引くことその他の簡単かつ効果的な方法で自

動的に膨脹でき、口によっても膨脹させることができること。

- 7 イマーション・スーツ（船救設則29条の2）、耐暴露服（則29条の3）、保温具（船救設則29条の4）、救命索発射器（則30条）

（省略）

- 8 救命いかだ支援艇

救命いかだを運航する船員が乗り込んでいない救命いかだを支援するための艇（固型式、膨脹式）で、発動機、舵、操舵装置を備えるものであり、定員（4人以上）及び艀装品に関する定めがある。（則30条の2、30条の3、30条の4）

- 9 遭難者揚収装置

海上における遭難者を甲板に揚収する装置で、海上において遭難者を収容することができる装置及び収容した遭難者を安全かつ迅速に甲板上に移動することができる装置により構成されている。（則30条の5）

4-2 信号装置 (31~43 条)

- 1 自己点火灯

発炎式、電池式があり、所定以上の光を2時間以上連続して発するもので、救命浮環に連結できるもの。（則31条）

- 2 自己発煙信号

点火して水上に投下したとき、浮遊しながら十分な量の見やすい色の煙を15分以上連続して発するもので、救命浮環に連結できるもの。（則32条）

- 3 救命胴衣灯

救命胴衣灯は救命胴衣に連結することができるもので、波浪中、所定の白光を8時間以上、上方に連続して発することができ、できる限り上方のすべての方向から視認できる非常に見やすいもの。（則32条の2）

- 4 落下傘付信号

短銃式その他の方式により発射し、ロケット作用その他これに相当する方法により、高さ300m以上で開傘、点火し、赤色星火を40秒以上発するもの。（則33条）

- 5 火せん

ロケット作用その他これに相当する方法で、おおむね150m上昇し、爆発して赤色星火を3秒以上発するもの。（則34条）

- 6 信号紅炎

紅色の炎を1分以上連続して発するもの。（則35条）

- 7 発煙浮信号

点火して水上に投下したとき、浮遊しながら見やすい色の煙を3分以上連続して発するもの。（則36条）

- 8 水密電気灯

水密が完全で、モールス符号の信号ができるもの。（則37条）

- 9 日光信号鏡

有効反射面積がおおむね110cm²以上の平滑な両面鏡で中央に直径5mmののぞき穴を設けたもの。(則38条)

10 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に48時間以上連続して自動的に発信でき、水密で水上に浮き夜間は0.75カンデラ以上の光を周期的に発すもの。(則39条)

11 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効、確実に48時間以上連続して発信できるもの。(則39条の2)

12 レーダー・トランスポンダー

非常の際に付近の他の船舶又は航空機のレーダーに対し有効確実に8時間以上連続して応答し、応答したことを視聴手段で表示でき、水密で水上に浮き、浮揚性の索が取り付けられたもの。(則40条)

13 持運び式双方向無線電話装置

非常の際に救命艇相互間、船舶と救助艇との間で有効確実に8時間以上連続して通信でき、小型軽量、水密で電源は装置と一体となった電池により得られるもの。(則41条)

14 固定式双方向無線電話装置

非常の際に救命艇相互間、船舶と救助艇との間等で有効確実に8時間以上連続して通信でき、水密であるもの。(則41条の2)

15 船舶航空機間双方向無線電話装置(略)(則41条の3)

16 探照灯(略)(則42条)

17 再帰反射材

光を光源方向に効果的に反射し、救命器具に容易に取り付けられ、外れにくく、見やすい色のもの。(則42条の2)

18 船上通信装置

招集場所、乗艇場所、指令場所、中央制御場所等の相互間で通信できるもの。(則42条の3)

19 警報装置

ベル、ブザー、その他音響により船内のすべての場所で聞くことができるもの。(則43条)

4-3

進水装置等(44~47条の2)

救命艇揚卸装置、救命いかだ進水装置等各種救命器具を安全に操作して進水させる機能、救命いかだ等を船側に引き寄せ、かつ人員が安全に乗り込むことができる附属施設について規定している。

5 救命設備の備付数量(48~86条)

船舶には、万一の事故の際に乗船者全員を救助できる十分な各種の救命器具をそれぞれ保持するよう規定している。第一種船においては、片舷の救命器具だけ最大とう乗人員を収容できる定員の装備を義務づけて最も多く、第二種船、第三種船、第四種船の順に装備の基準が順次軽減されている。

作業船が適用対象となる第二種～第四種船に対する救命設備の備付数量は、末尾の別表「救命設備の備付数量表」のようになる。

6 救命設備の積付方法(87～96条の3)

船救設則87～96条の3において、救命設備の積み付け方法が規定されているが、救命設備のうち、救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇は、船舶建設時に規則に適合するように措置されているので、ここではこれらの説明は省略し、可搬型設備のうち主要なものの積み付け方法を後述する。

1 救命浮環

救命浮環のうち2個以上は、航海船橋各舷に備え、長さ30m以上の浮揚性の救命索を取り付けておく。(則92条)

2 救命胴衣

救命胴衣は、旅客室又は船員室等の手近かなところに、容易にかつ迅速に取出せるよう分散して積み付ける。

また、備え付ける救命胴衣は2種類以内とし、旅客室には、着用法の説明書を掲示しておかなければならない。(則93条)

3 自己点火灯及び自己発煙信号

自己点火灯及び自己発煙信号は、上記救命浮環の近くに備え付けておく。(則94条)

その他の救命設備についても、それぞれの積付方法が規定されている。

7 救命設備の表示

1 救命設備の表示事項

救命設備には、当該救命設備の取扱いに関する注意事項を表示するとともに、次頁の表の救命設備には、それぞれ対応する「表示事項」を表示しなければならない。(則97条)

救命設備の種類別表示事項（則97条）

| 救命設備の種類 | 表示する事項 | 救命設備の種類 | 表示する事項 |
|------------------------|--|---------------|--|
| 救命艇 救助艇 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要寸法 2. 定員 3. 搭載する船舶の船名及び船籍港 4. 満載時の質量 5. 製造年月 6. 製造番号 7. 製造者名 | 救命浮器 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 定員 2. 搭載する船舶の船名及び船籍港 3. 質量 4. 投下試験の高さ 5. 製造年月 6. 製造番号 7. 製造者名 |
| 膨脹式救命いかだ及びその容器 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 定員 2. 搭載する船舶の船名及び船籍港 (膨脹式救命いかだのみ) 3. 投下試験の高さ 4. 製造年月日 5. 製造番号 6. 製造者名 7. もやい綱の長さ (膨脹式救命いかだの容器のみ) 8. 進水方法 (膨脹式救命いかだの容器のみ) | 救命浮環 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 搭載する船舶の船名及び船籍港 2. 投下試験の高さ |
| | | 救命胴衣 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 搭載する船舶の船名又は船舶所有名 2. 着用できる小児の身長及び体重の範囲（小児用の救命胴衣に限る） |
| | | 救命いかだ支援艇 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要寸法 2. 定員 3. 搭載する船舶の船名及び船籍港 4. 製造年月 5. 製造番号 6. 製造者名 |
| 固型救命いかだ | <ol style="list-style-type: none"> 1. 定員 2. 搭載する船舶の船名及び船籍港 3. 質量 4. 投下試験の高さ 5. 製造年月 6. 製造番号 7. 製造者名 8. もやい綱の長さ 9. 進水方法 | 自己点火灯及び自己発煙信号 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 投下試験の高さ、 2. 製造年月 3. 製造者名 |
| 落下傘付信号、火せん、信号紅炎及び発煙浮信号 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造年月 2. 製造者名 | | |

| 救命設備の種類 | 表示する事項 | 救命設備の種類 | 表示する事項 |
|---------------|---|---------|--------|
| 降下式乗込装置及びその容器 | 1. 定員 2. 製造年月 3. 製造番号 4. 製造者名 5. 積み付けるべき位置の 水面上の高さ (降下式乗込装置の容器のみ) 6. 積み付けるべき場所 (降下式乗込装置の容器のみ) | — | — |

(注) 救命艇、救助艇又は救命いかだ支援船に表示する搭載船舶の船名・船籍港は、船首の両側に、明瞭かつ耐久的な文字で表示する。

2 救命胴衣積付場所の表示

救命胴衣の積付場所には、その旨及び当該設備の数を明瞭に表示する。

第一種・第二種の旅客船では、積付場所を夜光塗料その他これに類似する材料を用いて夜間表示をするか、管海官庁認可の非常照明設備を備え付ける。(則98条)

第三種・第四種船については義務付けはないが、これに準じて表示することが望ましい。

別表

救命設備の備付数量表

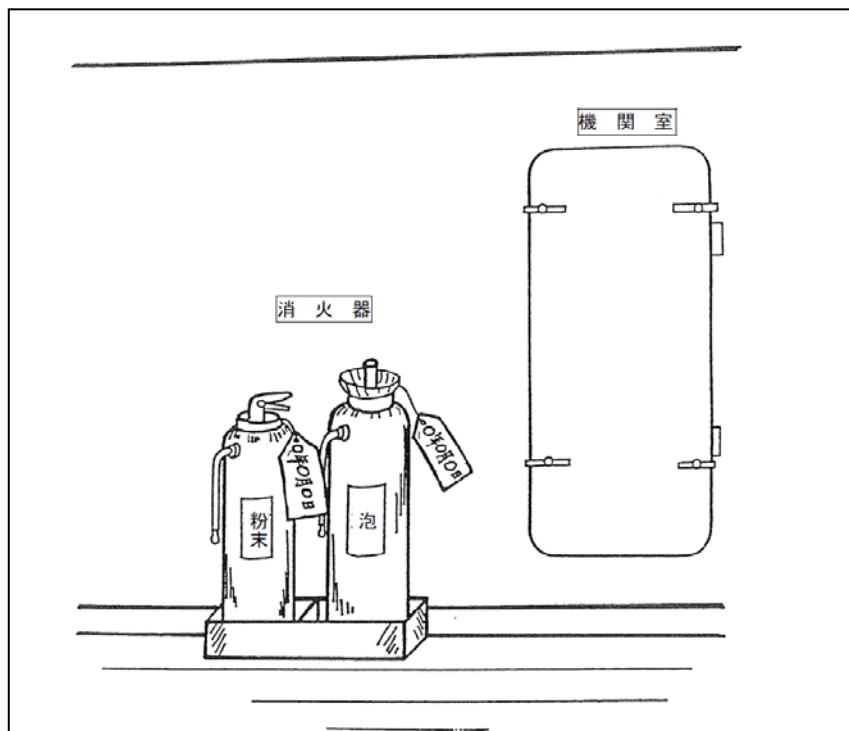
| 区 分 | 第 二 種 船 | | 第 三 種 船 | 第 四 種 船 | |
|----------------------|---|---|---|---|-------|
| | 沿海区域 | 平水区域 | 沿海区域 | 沿海区域 | 平水区域 |
| 救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環 | 最大搭載人員分の救命艇又は救命いかだ 限定沿海船は、管海官庁の認可により上記に代え、救命浮器又は救命浮環（1人1個） | 最大搭載人員の50%分の救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命浮環 限定平水船は25%分でよい | 船尾に最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇 各舷に最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ | 最大搭載人員分の救命艇又は救命いかだ 限定沿海船は、管海官庁の認可により上記に代え、救命浮器又は救命浮環（浮環は1人1個とする） | |
| 救助艇 | 1隻 救助艇が救命艇の要件に適合する場合には救命艇と見なす | | 1隻 救助艇が救命艇の要件に適合する場合には救命艇と見なす | | |
| 救命いかだ支援艇 | 同艇が救命艇、救命いかだ又は救助艇の要件に適するときは、それと同等とみなされる | | — | 第2種船と同じ | |
| 救命浮環 | 舶長30m未満 | 4 | 2 | 2 | |
| | 〃 30以上60未満 | 4 | 4 | 4 | |
| | 〃 60以上120未満 | 6 | 4 | | |
| | 〃 120以上180未満 | 6 | 4 | | |
| | 〃 180以上 | 6 | 4 | | |
| | 〃 100m未満 | | | 8 | |
| | 〃 100以上150未満 | | | 10 | |
| | 〃 150以上200未満 | | | 12 | |
| 〃 200以上 | | | 14 | | |
| 救命胴衣 | 最大搭載人員分 | 上記救命艇等を備えるものは最大搭載人員の10%以上 | 最大搭載人員分 | 最大搭載人員分 | 左に同じ、 |

| 区 分 | | 第 二 種 船 | | | | 第 三 種 船 | | 第 四 種 船 | | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------------------------|-----|------------------|----|-----------|-----|--------------------------------------|----|------|----|
| | | 沿海区域 | | 平水区域 | | 沿海区域 | | 沿海区域 | | 平水区域 | |
| | イマーションスーツ 及び耐暴露服 | | | | | 救助艇の乗員と同数 | | | | | |
| | 救命索発射器 | | | | | 1 個 | | | | | |
| 自己発煙信号・自己点火灯 | 船長30m未満 | 自点2 | 自発1 | 自点1 | 自発 | 自点4 | 自発2 | 自点1 | 自発 | 自点1 | 自発 |
| | // 30以上60満 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | | | | |
| | // 60以上120未満 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | | | |
| | // 120以上180未満 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | | | |
| | // 180以上240未満 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | | | |
| | // 240以上 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | | | |
| | // 30以上100未満 | | | | | 4 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | // 100以上150未満 | | | | | 5 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | // 150以上200未満 | | | | | 6 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | // 200以上 | | | | | 7 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | 落下傘付信号 | 4 | | 2 (湖川港内 船は不要) | | 12 | | 4 | | - | |
| | 火 せ ん | 2 | | - | | 4 | | 2 | | - | |
| | 浮場型及び非浮場型極軌 道衛星利用非常用位置指 示無線標識装置 | 1 (瀬戸内海 のみのも は不要) | | - | | 1 | | 1 (瀬戸内海 のみのも は不要) | | - | |
| | 警報装置 | 乗船者に退船を知らせもの で、拡声器を備えること | | | | 左記に同じ | | 左記に同じ | | | |
| | レーダー・トランスポン ダー | 1 | | - | | - | | 1 | | - | |
| | 持運式双方向無線電話装 置 | 2 (300Gt 以 上) | | - | | 3 | | 2 (300Gt 以 上) 1 (300Gt 未 満) | | - | |

船舶消防設備規則 〔昭和40年 運輸省令第37号 改正 平成23年12月28日 国土交通省令第110号〕

船舶の消防設備の基準を定める告示（平成23年 国土交通省第1326号）

- 1 概 要
- 本規則は船舶安全法2条により船舶に施設することが義務付けられている所要設備のうち、消防設備について、備えるべき設備の要件と備付け細目を定めたものである。
- 本規則は、救命設備規則と同様に船舶を第一種～第四種船に分類し、それぞれに適応の消火設備を保持させるもので、各設備に関する性能、規格等も同様の構成からなっている。



海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月NO.602

- 2 定 義
- 船舶の区分（第一種船～第四種船）については、船舶救命設備規則と同じである。（則1条の2）
- 3 消防設備の種類と備えすべき要件
- 消防設備の種類とその具備すべき要件の概要については、表-1のとおりである。

表－1 消防設備の種類と具備すべき要件

| 区 分 | 消 防 設 備 の 種 類 | | 具 備 す べ き 主 な 要 件 |
|------|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 消火装置 | 1. 射水消火装置 (告示2～9条) | (1) 消火ポンプ (告示 2 条) | 独立動力駆動、ノズル射程 12m以上×2条の射水、安全弁の取付 バラストポンプ、ビルジポンプ、雑用水ポンプ等は、燃料油の移送・吸排系統と適切な切換装置が取付けられているものに限り消火ポンプとして使用することができる。 |
| | | (2) 固定式非常ポンプ(告示 3 条) | 独立動力駆動、内径 12mm ノズル射程 12 m以上、安全弁の取付 |
| | | (3) 持運び式非常ポンプ (告示 3 条 2 項) | 内径 12mm、ノズル射程 12m以上×2条の射水、安全弁の取付 独立動力駆動、内径 12mm ノズル射程 12 m以上の射水。 |
| | | (4)イ. 送水管 (告示 4 条) | 耐火性材料又は防熱措置済のもの、十分な使用耐圧強度、凍結防止措置、最大送水量が分配可能な管径、弁の取付け要件に適合 |
| | | ロ. 消火栓 (告示 5 条) | 耐火性材料又は防熱措置済のもの、十分な使用耐圧強度、凍結防止措置 |
| | | ハ. 消火ホース (告示 6 条) | 麻布、ゴム内張布のホース材質、長さ 10 m以上で機関区域 15m以下、機関区域以外の場所 20m以下、最大幅が 30mを超える船舶の暴露甲板 25m以下、必要な継手、十分な使用耐圧強度。 |
| | | ニ. ノズル (告示 7 条) | 先端内径 12mm以上(最大でも 19mm以下)、停止装置付射水及び噴霧両用のもの、十分な使用耐圧強度。 |
| | | ホ. 水噴霧放射器 (告示 8 条) | 金属製の L 型管、長筒部分の長さは 1.2 m以上 3. 6m以下かつ消火ホースに取付け可能なもの、十分な使用耐圧強度。 |
| | | ヘ. 国際陸上施設連結具 (告示 9 条) | 使用耐圧強度 (1 メガパスカル)、国際寸法、適合継手、取付け法 (ボルト径 16 mm長 50 mm×4 個×座金 8 個)。 |
| | 2. 固定式鎮火性ガス消火装置 (告示 10～12 条) | (1) 炭酸ガス消火剤用(告示 10、11 条) | ガス供給管の材質規格、制御弁の取付け、ガス供給の制御装置、自動的に作動しないもの、炭酸ガスの量。 |

| 区分 | 消防設備の種類 | 具備すべき主要要件 |
|----|---|---|
| | <p>(2) 不活性ガス ガス消化剤用 (告示 12 条)</p> <p>3. 固定式泡消火装置 (告示 13 条)</p> <p>4. 固定式高膨張泡消火装置(告示 14 条)</p> <p>5. 固定式加圧水噴霧装置 (告示 15 条)</p> <p>6. 自動スプリンクラ装置 (告示 16 条)</p> <p>(1) 装置の基本事項</p> <p>(2) ヘッド</p> <p>(3) 系統区分</p> <p>(4) 圧力タンク</p> <p>(5) ポンプ</p> <p>(6) 送水管</p> <p>(7) その他装置等</p> <p>7. 固定式甲板泡装置 (告示 17 条)</p> | <p>ガス発生器性能、制御弁の取付け、ガス供給の制御装置、自動的に作動しないもの。</p> <p>泡の放出能力（被覆厚 15cm、5 分以内の放出）、性状、効果的放出、及び制御装置の操作。</p> <p>泡の放出能力（厚さ毎分 1m 以上）、発生供給装置の性能、性状、原液量、及び制御装置の操作。</p> <p>性能（1 m³ 当り毎分 5 l の噴射）、噴霧ノズルの材質、構造及び性能、加圧水量と供給ポンプの性能、装置の操作。</p> <p>自動作動方式（常時）、湿管式、常時所要圧力水充滿、氷結防護措置、自動警報装置及びその表示盤の取付け。</p> <p>通常の作動開始温度（68℃－79℃）、腐食防止、平均散水率（床面積 1 m² 当り毎分 5 l 以上）</p> <p>ヘッドの数量（1 系統当り 200 個以下）、止め弁の取付位置及び関係者以外の操作防止措置。</p> <p>清水の貯蔵量、容積、圧力、加圧空気及び清水の補充装置、ガラス水面計、海水流入防止措置。</p> <p>独立動力（専用）、圧力低下時の自動作動、散水能力、試験弁（吐出側）、試験弁及び放出管の有効断面積。</p> <p>径及び強度、逆流防止装置。</p> <p>圧力計（止め弁、タンク、ポンプ）、自動警報装置及び表示盤の試験装置、ポンプ及び自動警報装置の動力源（2 以上）、ヘッドの予備。</p> <p>放出可能場所、モニターの放出率の基準、持運び式発泡ノズルの放出率の基準、放出距離（1m 以上）、消火ホースの材質、モニターへの泡溶液用供給管止め弁取付け、泡の膨張率（12 倍以下）、泡溶液の供給率基準、泡原液の量及び質。</p> |

| 区分 | 消防設備の種類 | 具備すべき主な要件 | |
|-----------|------------------------|---|--|
| 消防員装 具 | 8. 消火器 (告示 20～23 条) | (1)液体消火器 (告示 20 条) (2)泡消火器 (告示 21 条) (3)炭酸ガス消 火器 (告示 22 条) (4)粉末消火器 (告示 23 条) | 有効継続放射時間 60 秒 (簡易式 30 秒) 以上、有効放射距離 6m (簡易式 4 m) 以上、放射初期 9m (簡易式 7m) 以上。 有効継続放射時間 35 秒 (簡易式 15 秒) 以上、有効放射距離 3m (簡易式 2m) 以 上、放射初期 4m (簡易式 2. 5m) 以上。 有効継続放射時間 25 秒 (簡易式 15 秒) 以上、有効放射距離 3m (簡易式 2m) 以 上。 有効継続放射時間 12 秒 (簡易式 7 秒) 以 上、有効継続放射距離 5m (簡易式 3m) 以上。 |
| | 1. 個人装具 (告示 31 条) | (1)防護服 1 着 (2)手袋及び長 ぐつ各 1 組 (3)ヘルメット 1 個 (4)安全灯 1 個 | 防熱、防水性のもの。 絶縁性のもの。 衝撃から有効に保護するもの。 3 時間以上の照明時間を有する電気式 のもの。40 度以上の射光角度を有するも の。 |
| | 2. 呼吸具 (告示 32 条) | (5)おの 1 個 (1)防煙ヘルメ ット及び防煙 マスク (2)自蔵式呼吸 具 | 高電圧絶縁体を施した板を有するもの。 空気ポンプ・空気ホース・顔面保護部を 備え一酸化炭素その他の有害物を含む空 気中又は酸素の不十分な空気中におい て、呼吸を確保することができるもの。 30 分以上空気又は酸素を供給すること ができる容器が取り付けられているもの 空気を供給する容器は、12000 以上供給 できるもの。 予備として、60 分以上空気又は酸素を 供給できる容器を備えること。 顔面保護部を備え、一酸化炭素その他 の有害物を含む空気中又は酸素の不十分 な空気中において、呼吸を確保すること ができるもの。 |
| | 3. 命綱 (告示 33 条) | | 十分な長さ、強度を有し、耐火性のもの、 ベルト又は装着具に、スナップフックに より取り付け可能なもの。 |

| 区 分 | 消 防 設 備 の 種 類 | 具 備 す べ き 主 な 要 件 |
|------------------|--------------------------|--|
| 火災探知装置及び手動火災警報装置 | 1. 火災探知装置 (告示 34 条) | 空気温度、煙の濃度その他の初期火災を示す要因によって、自動的に作動し、警報を発するもの。 火災の存在又は徴候を音響信号により、警報することができるもの。 発信器は床面から 1.2m以上 1.5m以下の位置に取付けられ、赤色で標示されたもの。 |
| | 2. 手動火災警報装置 (告示 35 条) | |
| 可燃性ガス検定器 | 可燃性ガス検定器 (告示 36、37 条) | 可燃性ガス爆発限界の、下限の 20 分の 1 の濃度を検知可能なもの。 -10℃から 40℃の温度において、機能を発揮するもの。 検知可能な可燃性ガスの種類、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の標示。 |

4 消防設備 備付数量

- 1 前項の消防設備は、次の二区分によりそれぞれ備付ける。
 - (1) 第一種船及び第二種船（則36条～52条の3）
 - (2) 第三種船及び第四種船（則53条～64条の2）
- 2 該当する作業船が多い第二種船、第四種船のうち沿海区域以下を航行区域とする船舶の備付ける消防設備の数量を表－2に示す。なお、作業船のうち、第二種船に該当する交通船は小規模のものであるので、第二種船の基準について総トン数の区分のあるものは、その最小又はその上位の区分の基準を記述した。

表－2 船舶消防設備の備付基準（沿海、平水区域に限る）

| 設備の名称又は場所 | 第 二 種 船 (則36～52条の3) | 第 三 種 船 (則53～64条の2) |
|--------------------------|---|------------------------|
| 消火ポンプ (則36、37、53、54条) | G/T < 1,000 : 1 個、0.3メガパスカル G/T < 100(沿) : 外面赤塗消防用手お け又はバケツ 4 個 G/T < 100(平) : 同 上 2 個 | G/T ≥ 300 : 1 個 |
| 送水管 (則38条) | 貨物による損傷を受けない配置とする。 機関区域部分とそれ以外の部分に分離する弁の取付け。 機関区域を通過しない別ルートを送水管の配置。 | |
| 消火栓 | 単一の消火ホースによる 1 条の射水 | G/T ≥ 300 : 同左 |

| 設備の名称又は場所 | 第 二 種 船 (則36～52条の3) | 第 三 種 船 (則53～64条の2) |
|---|--|--|
| (則39、55条) 消火ホース (則40、56条) | が船内各区域に達するよう、数及び位置を決定する。 消火ホースの連結が容易な位置。 消火栓1個につき、1個の消火ホースを消火栓近くの位置に備え付ける。 | G/T \geq 300 : 船舶の長さ30m又はその端数ごとに1個の消火ホースを、消火栓の近くの目に付きやすく、かつ直ちに使用できる位置に備え付ける。 |
| ノズル (則41、56条) | 消火ホース1個につき、1個を消火ホースの近くの目に付きやすい位置に備え付ける。 | 同 上 |
| 水噴霧放射器 (則41条の2) | 旅客定員36人を超える船舶では、特定機関区域内の目につき易い位置に、2個備え付ける。 消防員装具の備付位置に、1個備え付ける。 | |
| 油だきボイラ室又は燃料油装置のある場所 (則44、59条) (固定式鎮火性ガス消火装置・同泡消火装置・同高膨張泡消火装置又は同加圧水噴霧装置) | G/T<1,000 油だきボイラの場所についてのみ、左記いずれかの装置及び持運び式泡、鎮火性ガス又は粉末消火器を1個(簡易式は2個)備え付ける。 | G/T \geq 1,000 同左。ただし、固定式泡消火装置を除く。 |
| 内燃機関室 (則45、60条) | 主機又は補機の合計出力750kW以上の船舶においては、45ℓの移動式泡消火器又は同等の消火器を備え付ける。ただし、G/T<300については、管海官庁が認可する数の持運び式又は簡易式消火器に代えることができる。持運び式泡、鎮火性ガス又は粉末消火器のいずれかを2個以上(簡易式は4個)備え付ける。 | G/T \geq 500 主機又は補助機関の合計出力375kW以上の船舶においては、固定式鎮火性ガス消火、同高膨張泡消火又は同加圧水噴霧のいずれかの装置を備え付ける。 |
| 住居区域等 (則48、62条) | G/T<1,000 持運び式液体、泡、又は粉末(りん酸塩を消火剤とするものに限る)消火器を、住居及び業務区域の15m以内とな | 下記に示す数の持運び式消火器を適当に分散して配置する。(簡易式は2倍の数) G/T \geq 1,000 5個 |

| 設備の名称又は場所 | 第 二 種 船 (則36～52条の3) | 第 三 種 船 (則53～64条の2) |
|--|--|--|
| 消防員装具 (則49条) 手動火災警報装置 (則52条) 船員招集の警報装置 (則52条の2) | <p>るよう甲板ごとに2個以上を備え付ける。ただし、簡易式消火器4個以上をもって代えることができる。</p> <p>塗料庫、灯具庫、手荷物室その他閉囲された場所に、自動拡散型液体消火器又は粉末消火器を備えたときは、上記消火器の数は管海官庁が認めた場合減ぜられる。</p> <p>(沿) $G/T \geq 1,000$ 1組を備え付ける。</p> <p>(沿) $G/T < 2,000$</p> <p>居住区域、業務区域及び制御場所全域並びをそれらの出入口、船橋又は火災制御場所に備え付ける。</p> <p>船橋又は火災制御場所から操作できる警報装置を備え付ける。</p> | <p>$1,000 > G/T \geq 500$ 4個</p> <p>$500 > G/T \geq 100$ 3個</p> <p>$100 > G/T \geq 50$ 2個</p> <p>$G/T < 50$ 1個</p> |

(注) 表中の略語の意味は、次のとおりである。

(沿) 沿海区域

(平) 平水区域

G/T 総トン数

kW 出力 (kW)

5 船舶防火構造規則

船内における火災予防、発生した火災の拡大防止の措置に関しては、本規則とは別に船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令11号）及び船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示518号）がある。

1 開口部の閉鎖装置（則51、51条の2）

(1) 機関区域 } に通じる { 天窓、戸口 }
 又は } { 通風筒 } を閉鎖することのでき
 貨物区域 } { 煙突の開口 } る装置を備え付ける。
 } { その他の開口 }

(2) この装置は、火災の際に機関区域又は貨物区域の外部から操作することができるものとする。

2 船舶にストーブ、レンジ又はコンロを設置する場合の基準（告示45条）

(1) 移動しないよう固定する。

- (2) ストープ、レンジ又はコンロの台及びこれらを設置した床であって燃焼のおそれのある部分は、不燃物とする。
- (3) 前号の台及び床を除き、不燃物にあつてはストーブの側面及び上端から0.3m以上不燃物以外のものにあつてはストーブの側面から0.6m以上、上端から0.9m以上離す。
- (4) (2)に示す床を除き、不燃物以外のものは、レンジ又はコンロの側面から0.3m以上、上端から0.9m以上離す。
- (5) 煙突の防熱措置を施さない部分は、不燃物以外のものから0.3m以上離す。
- (6) 煙突の暴露甲板上の高さは、1m以上とする。
- (7) 排気ダクトの居住区域を通過する部分には、防熱措置を施す。

危険物船舶運送及び貯蔵規則

〔昭和32年 運輸省令第30号
改正 平成23年12月28日 国土交通省令第110号〕

船舶による危険物の運送基準等を定める告示

〔昭和54年 運輸省告示第519号
改正 平成23年12月28日 国土交通省告示第1324号〕

- 1 目 的 船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱いについて規定し、その安全を図ることを目的とする。



海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月 No.551より

2 定 義

- 1 危険物：下記の9種類に分類されている。(告示2条別表1)
- (1) 火 薬 類：火薬（黒色火薬）、爆薬（ダイナマイト）、弾薬、火工品（雷管、導火線等）等
 - (2) 高 圧 ガ ス：圧縮ガス（酸素、水素）、液化ガス（液体アンモニア、塩素）、溶解ガス（アセチレン）等
 - (3) 腐しよく性物質：硝酸、塩酸、苛性ソーダ等
 - (4) 毒 物 類：パラチオン、四エチル鉛等
 - (5) 放射性物質等：アイソトソープ等。
 - (6) 引火性液体類
 - イ．低引火点引火性液体（引火点が -18°C 未満のもの）
 - ロ．中引火点引火性液体（引火点が -18°C 以上 23°C 未満のもの）
例：ガソリン、原油、ベンゼール
 - ハ．高引火点引火性液体（引火点が 23°C 以上 61°C 以下のもの）
例：軽油、コールタール、クレオソート。
 - (7) 可燃性物質類：フィルム、ナフクレン、硫黄、木炭、セルロイド等
 - (8) 酸化性物質類：硝酸アンモニウム、硝酸銀、さらし粉等
 - (9) 有害性物質：エアゾール、アスベスト、ドライアイス等。

- 2 ばら積み液体危険物：下記の4種類に分類される。(則2条1の2号)
- (1) 液体ガス物質
 - (2) 液体化学薬品
 - (3) 引火性液体物質
 - (4) 有害性液体物質
- 3 常用危険物：船舶の航行又は人命の安全を保持するため、その船舶において使用する危険物をいう。(則2条2号)
- (例：アセチレン、機関用燃料、医薬品、ペイント類、冷凍用冷媒、救命索発射器、落下さん付信号、発煙浮信号等)
- 3 船舶への持込の制限(則4条)**
- 1 船長の許可なく常用危険物以外の危険物を船舶に持ち込んではならない。持ち込むことができる危険物を別表9(p.62)に示す。
 - 2 船長は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表9に示す数量以下の危険物の持込みを許可するときは、当該危険物の容器、包装及び積載場所について必要な指示をすることができる。
- 4 工事等の禁止(則5条)**
- 1 火薬類を積載、貯蔵している船舶においては、溶接、リベット打その他火花又は発熱を伴う工事(以下、2～5の項で、「工事」という。)をしてはならない。
 - 2 火薬類以外の危険物又は引火性、爆発性蒸気を発する物質を積載又は貯蔵している船倉・区画又は隣接する場所においては、工事をしてはならない。
 - 3 火薬類、可燃性物質類又は酸化性物質類を積載・貯蔵していた船倉又は区画において工事する場合は、爆発又は火災のおそれのないことについて、事前に船舶所有者又は船長の確認を受ける。
 - 4 引火性液体類又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発生する物質を積載し、若しくは貯蔵していた船倉若しくは区画又はこれらに隣接する場所においては、工事、清掃その他の作業を行ってはならない。
 - 5 常用危険物付近では、爆発又は火災のおそれのないことを確認してから工事を行う。
- 5 危険物の運送**
- 1 荷役
危険物の船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又は職務代行者が立ち会う。(則5条の4)
 - 2 危険物証明書
 - (1) 危険物の荷送人は、コンテナに収納して運送する場合を除き、次に掲げる事項を記載した危険物明細書をあらかじめ船舶所有者又は船長に提出する。ただし、沿海区域において運送する場合はこの限りでない。(則17条)

記載事項

イ. 荷送人の氏名又は名称及び住所

- ロ. 荷受人の氏名又は名称及び住所
 - ハ. 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
 - ニ. 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
 - ホ. 個数及び質量又は容積
 - ヘ. その他 告示で定める事項
- (2) 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の所有者又は船長に交付する。
(則17条の5項)
- (3) 船長は、危険物の船積みをする場合は、その容器、包装及び標札が定められた規則に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合致しているか確認する。(則19条)
- (4) 上記の確認をする場合において、その容器、包装及び標札に関して、規則違反のおそれがある場合は、証人立会いの下に荷ほどきして検査することができる。(則19条2項)
- 3 積載方法 (則20条)
- (1) 危険物を積載する場合は、船長は、その積載場所その他の積載方法に関し、告示に定める基準に従って行う。
- (2) 防水性を有していない容器又は包装により危険物を甲板上に積載する場合は、波浪等による危害を防ぐため、危険物を覆布等で覆わなければならない。
- 4 危険物積荷一覧書 (則22条)
- (1) 船長は、積載している危険物の積荷一覧書2通を作成し、うち1通は船舶所有者に渡し、他の1通を船舶内に運送終了まで保管する。
- (2) 積荷一覧書の記載事項は次のとおりである。
各事項が明示された積付図は危険物積荷一覧書に代えることができる。
- イ. 船舶の名称、国籍及び船舶番号
 - ロ. 旅客船又は非旅客船の区別
 - ハ. 船長の氏名
 - ニ. 船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日
 - ホ. 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - ヘ. 荷受人の氏名又は名称及び住所
 - ト. 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
 - チ. 個数及び質量又は容器
 - リ. 積載の場所及び状態
- (3) 船舶所有者は、積荷一覧書又は積付図を陸上の事務所に1年間保管する。

5 標 識

湖川港内において航行・停泊する船舶が危険物を貨物として積載している場合は、昼間は赤旗を、夜間は赤灯をマストその他の見やすい場所に掲げておく。(則5条の7)

6 危険物取扱規程の供与

- (1) 船舶所有者は、次に示す危険物を運送する場合は、その危険防止のため、危険物の性状、作業方法、災害発生時の措置及びその他の注意事項を詳細に記載した「危険物取扱規程」を作成し船長に供与する。
(則5条の8)

イ. 火 薬 類：正味重量250kg以上の等級が1・1、1・2又は1・5の火薬、同500kg以上の等級が1・3、1・6の火薬及び同1,000kg以上の等級が1・4の火薬。

ロ. 高圧ガス：容積300m³以上の液化ガス以外のもの又は3,000kg以上の液化ガス。

(注) ① 上記危険物を運送する場合は、船積地管轄の地方運輸局長又は国土交通大臣の認定した公益法人(社団法人日本海事検定協会等)の積付検査を受ける。ただし、平水区域(はしけにあっては、当該平水区域から当該はしけで1時間以内に到達できる区域を含む)を運送する場合を除く。

② 船長は、当該検査証を船内に備えておく。(則111条)

- (2) 船長は、上記「危険物取扱規程」の内容を当該船舶の乗組員及び作業員に周知させ、かつ、遵守させる。(則5条の8・2項)

7 運送中の措置

船長は、積載危険物による災害防止に十分注意を払い、人命、船舶、貨物に対する危害をさけるため必要と認めたときは、積載中の危険物を廃棄することができる。(則5条の9)

8 通報等

船長は、その運送する危険物の排出があった場合又は排出のおそれがある場合には当該排出の日時、場所、状況、船舶の名称及び船舶所有者並びに当該危険物の品名、数量、容器及び包装について直に最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。(則5条の10)

6 火 薬 類

6-1 船舶による 運送禁止 (則7条)

- 1 爆発性、毒性、腐食性等を有する危険物であって、特に危険性が高いものとして告示で定める次の危険物は、船舶により運送してはならない。
(則7条、告示5条)
- (1) 臭素酸アンモニウム(溶液)、塩素酸アンモニウム(溶液)等の火薬類
- (2) 塩化水素(深冷液化されたものに限る。)、亜硝酸メチル、亜硝酸エチル等の高圧ガス

- (3) 過マンガン酸アンモニウム、過マンガン酸アンモニウム溶液等の酸化性物質
 - (4) シアン化水素、シアン化水素酸等の毒物
 - (5) アリルトリクロロシラン、三酸化硫黄等の腐食性物質
- 2 旅客船においては、上記以外に告示で定める危険物を運送してはならない。(則7条3項、告示5条2～4項)

6-2
積載場所
の制限等
(則47、
48条)

- 1 火薬類の荷役をするに際しては、電灯以外の照明を用いてはならない。
- 2 火薬類を積載してある場所においては、防爆型の懐中電灯以外の照明を用いてはならない。(則47条2項)
- 3 火薬類の荷役をする場所又はこれを積載してある場所及びこれらの付近においては、マッチ、むきだしの鉄製工具その他の火花を発しやすい物品を所持し、又は鉄びょうの付いているくつ類をはいてはならない。(則47条3項)
- 4 火薬類を積載してある場所においては、喫煙をし、又は火気を取り扱ってはならない。ただし、船長が、これらの行為が特に必要であると認めた場合であつて、危険を防止するため十分な措置を講じた場合は、この限りでない。(則48条)
- 5 船長は、前項本文の場所に喫煙又は火気を取扱を禁止する旨の表示をしなければならない。(則48条2項)

6-3
工事の制
限等
(則49条)

- 1 火薬庫、船倉、甲板、倉口その他火薬類の荷役をする場所又はこれを積載する場所の工事は、火薬類を積載する前に完成しておかねばならない。
- 2 火薬類を積載する場合は、あらかじめ、火薬類を積載する場所を清掃しなければならない。
- 3 火薬類の荷役する場所又はこれを積載する場所にある貨物、器具等は、移動、転倒、衝撃、摩擦等により火薬類に危険を及ぼすおそれがないように、あらかじめ、十分な措置を講じなければならない。
- 4 火薬類を荷役する場合は、あらかじめ、消防に必要な準備を完了しておかなければならない。
- 5 火薬類は、これを投げ、落とし、転がす等不注意な取扱いをしてはならない。

6-4
積載方法
(則50条)

- 1 火薬類を運送する場合は、船長は、火薬類を次の場所に積載してはならない。
 - (1) 電灯その他の電気器具を設けてある船倉又は区画
 - (2) 特定機関区域等の直上の区画又は直下の区画
- 2 上記場所であっても、以下の措置を講ずれば積載は可能である。
 - (1) 火薬類を積載する船倉又は区画以外の容易に近接できる場所に電路の遮断装置を設置し、電路を確実に遮断すること。(告示17条の2)

- (2) 火薬類を積載する船倉又は区画に設けられる電気器具が、運送する火薬に応じて次に掲げる基準又はこれと同等以上の基準に適合し、かつ、電路が被覆されていること。(告示17条の2)

| | |
|-------------------|---|
| 爆発性の粉じんを含む火薬類 | 防爆構造が、別表8の3の電気設備の欄中分類がT5のものであり、かつ、IPが6Xであること。 |
| 爆発性の蒸気を含む火薬類 | 防爆構造が、国際電気標準規格6007910に基づくExi(b)ⅡAT5、ExdⅡAT5又はExeⅡT5(照明設備に限る)のものであること。 |
| 爆発性の粉じん及び蒸気を含む火薬類 | 防爆構造が、国際電気標準規格6007910に基づくExi(b)ⅡAT5、ExdⅡAT5又はExeⅡT5(照明設備に限る)のものであり、かつ、IPが6Xであること。 |

- 3 火薬類を運送する場合は、船長は、次の基準を守らなければならない。
(告示17条の2)

- (1) 火薬類は、次に掲げる危険物と同一の船舶に積載しないこと。
- ① 二硫化炭素
 - ② ニッケルカルボニル
 - ③ ジエチル亜鉛
 - ④ ジメチル亜鉛
 - ⑤ その他の自然発火性物質(液体)(有機物)
 - ⑥ アルキルマグネシウム
 - ⑦ その他の自然発火性物質(液体)(有機物)
 - ⑧ 有機金属化合物(液体)(水反応性のもの)(自然発火性のもの)
(他に品名が明示されているものを除く)
- (2) 告示の別表1で隔離区分Ⅳの火薬類は、告示5条2項2号及び3号の火薬類(閃光筒、拳銃信号弾、発煙信号筒等)と同一の旅客船に積載しないこと。
- (3) 船橋、住居区域及び救命設備から水平距離で8m以上離れた場所に積載すること。
- (4) 発火源となる設備から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。
- (5) 蒸気管、特定機関区域(船舶防火構造規則2条19号の特定機関をいう)その他の熱源から水平距離で3m以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- (6) 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。
- (7) 甲板下積載をする場合は、乾燥した場所に積載すること。
- (8) 告示の別表第の積載方法の欄において、次表左欄に掲げる積載方法が掲げられている火薬類は、中欄の場合に応じて右欄の火薬庫に積載

すること。この場合において、A型火薬庫に積載するときは、火薬類を当該火薬庫の天井及び区画の隔壁から300mm以上離して積載すること。

| | | |
|------|--------------------------------|---|
| ES02 | 旅客船に積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES03 | 旅客船に甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES05 | 甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES06 | 旅客船以外の船舶に甲板上積載する場合又は旅客船に積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES07 | 甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES08 | 旅客船以外の船舶に甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES09 | 船舶に積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES10 | 旅客船以外の船舶に積載する場合又は旅客船に甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES11 | 甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| | 旅客船以外の船舶に甲板下積載する場合 | 船側外板から船の幅の8分の1の値又は2.4mのうち、いずれか小さい距離以上離れた非開放型火薬庫 |
| ES12 | 甲旅客船以外の船舶に甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| | 旅客船以外の船舶に甲板下積載する場合 | 船側外板から船の幅の8分の1の値又は2.4mのうち、いずれか小さい距離以上離れた非開放型火薬庫 |
| ES13 | 甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| | 旅客船以外の船舶に甲板下積載する場合 | A型火薬庫 |
| ES14 | 旅客船以外の船舶に甲板上積載する場合 | 非開放型火薬庫 |
| ES15 | 旅客船以外の船舶に積載する場合 | 非開放型火薬庫 |

6-5 火薬庫

- 1 火薬庫は、A型火薬庫及び非開放型火薬庫の二種とする。(則51条)
- 2 前項の火薬庫は、構造及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 3 A型火薬庫（告示18条）
 - (1) 専ら船倉若しくは区画を火薬類の積載場所として使用する収納設備、又は移動式であって、堅ろうな構造を有する収納設備であること。
 - (2) 当該収納設備内の側面及び床面が木材で内張りされていること。
 - (3) 専ら船倉若しくは区画を火薬類の積載場所として使用する収納設備にあっては、当該収納設備にあっては、当該収納設備内の船側及び隔壁に150mm以下の間隔で木材等を取り付けること。
 - (4) 移動式であって、堅ろうな構造を有する収納設備にあっては、風雨密であり、かつ、船体に固定できる構造であること。
- 4 非開放型火薬庫
 - (1) 移動式であって、堅牢な構造を有する収納設備であること。
 - (2) 当該収納設備内の床面が木材で内張りされていること。
 - (3) 風雨密であり、船体に固定できる構造であること。
- 5 火薬類を積載する船倉若しくは区画の出入口又は火薬庫の開閉扉は、施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置を講じなければならない。（則52条）
- 6 火薬庫（船員法による船員の乗り組まない船内の火薬庫に限る）には、その外面の見やすい箇所に「火薬庫」及び「火気厳禁」の表示をしなければならない。（則53条）

7 高圧ガス

7-1

高圧ガス 容器の積 載方法

- 1 高圧ガスを運送する場合は、船長は、20条1項の規定によるほか、その積載方法に関し告示で定める基準によらなければならない。（則56条）
- 2 則56条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。（告示18条の4）
 - (1) 発火源となる設備及び熱源から水平距離で3 m以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
 - (2) 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。
 - (3) 船体の鋼材部分と直接接触しないようにすること。
 - (4) 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。
 - (5) 甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。
 - (6) 引火性ガス又は毒性ガスは、旅客区域（船舶防火構造規則12条5項の旅客区域をいう。以下同じ。）から水平距離で3 m以上離れた場所に積載すること。
 - (7) 液化された高圧ガスは、液面が圧力安全装置に接触しないように積載すること。
 - (8) ポータブルタンクに充填された深冷液化された高圧ガスは、航行予定時間（遅延を考慮した航行予定時間とする。）が当然ポータブルタンクに表示された使用許容圧力保持時間を超える船舶に積載してはならない。

7-2

電気設備
・火気制限
等(則57
条)

- 1 電気設備 (則57条)
 - (1) 引火性高圧ガスを積載する船倉又は区画内に電気回路の端子がある場合は、積載前にその電気回路を電源から遮断し、かつ、当該船倉又は区画内の引火性ガスがなくなった後でなければ電源に接続してはならない。ただし、当該船倉又は区画内に取り付けられている電気器具が防爆型のものであるときは、この限りでない。
 - (2) 引火性高圧ガスを積載する船倉又は区画内においては、防爆型の懐中電灯及び移動灯以外の照明を用いてはならない。この場合において、移動灯の端子は、暴露甲板上に取り付けなければならない。
- 2 火気制限等 (則47条3項、則48条、則58条、則60条)
 - (1) 引火性高圧ガスを積載してある場所及びこれらの付近においては、マッチ、むきだしの鉄製工具その他の火花を発生しやすい物品を所持し、又は鉄びょうの付いているくつ類をはいてはならない。
 - (2) 引火性高圧ガスを積載してある場所においては、喫煙をし、又は火気を取り扱ってはならない。ただし、船長が、これらの行為が特に必要であると認めた場合であって、危険を防止するため十分な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (3) 船長は、前項本文の場所に喫煙又は火気を取扱を禁止する旨の表示をしなければならない。

8 引火性液
体類の積
載方法

- 1 引火性液体類を運送する場合は、船長は、20条1項の規定のほか、その積載方法に関し告示で定める基準によらなければならない。(則59条)
- 2 則59条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。(告示19条)
 - (1) 発火源となる設備及び熱源から水平距離で3 m以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
 - (2) 旅客区域から水平距離で3 m以上離れた場所に積載すること。
 - (3) 通風が良好な場所に積載すること。
 - (4) 引火点が23℃以下の引火性液体であって、次に掲げる小型容器に収納されている場合は、甲板上積載すること。ただし、コンテナに収納される場合にあってはこの限りでない。
 - イ. ドラム (容器記号が 1H1 又は 1H2 のものに限る)
 - ロ. ジェリカン (容器記号が 3H1 又は 3H2 のものに限る)
 - ハ. 複合容器 (容器記号が 6HH1 又は 6HH2 のものに限る)
- 3 引火点が23℃未満の引火性液体類を積載してある場所及びこれらの付近においては、マッチ、むきだしの鉄製工具その他の火花を発生しやすい物品を所持し、又は鉄びょうの付いているくつ類をはいてはならない。(則47条3項、則60条)
- 4 引火点が23℃未満の引火性液体類を積載する船倉又は区画内に電気回

路の端子がある場合は、積載前にその電気回路を電源から遮断し、かつ、当該船倉又は区画内の引火性液体類がなくなった後でなければ電源に接続してはならない。ただし、当該船倉又は区画内に取り付けられている電気器具が防爆型のものであるときは、この限りでない。(則57条、則60条)

- 5 引火点が23℃未満の引火性液体類を積載する船倉又は区画内においては、防爆型の懐中電灯及び移動灯以外の照明を用いてはならない。この場合において、移動灯の端子は、暴露甲板上に取り付けなければならない。(則57条、則60条)
- 6 引火性液体類を積載してある場所においては、喫煙をし、又は火気を取り扱ってはならない。ただし、船長が、これらの行為が特に必要であると認めた場合であって、危険を防止するため十分な措置を講じた場合は、この限りでない。(則48条、則60条)
- 7 船長は、前項本文の場所に喫煙又は火気を取扱を禁止する旨の表示をしなければならない。(則48条、則60条)

9 危険物の貯蔵

- 1 危険物貯蔵船一般(則366～387条)
 - (1) 危険物貯蔵船(火薬類、高圧ガス、引火性液体等貯蔵船)には、昼間は赤旗、夜間は赤灯をマストその他見易い場所に掲げる。(則367条)
 - (2) 貯蔵船には、全従業員を収容できる端艇及び全従業員数と同数の救命胴衣を備えておく。(則370条)
- 2 火薬類の貯蔵船(則373～383条)
- 3 火薬類以外の危険物の貯蔵船(則384～387条)

10 常用危険物

- 1 常用危険物の容器、包装及び積載方法等については、告示の別表17による。(則388条)
- 2 正味薬量25kgを超える常用火薬類を船舶に貯蔵する場合は、火薬庫に貯蔵しなければならない。(則389条) (「6-5 火薬庫」参照)

(船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表9)

船長の許可を受けて船舶内に持ち込むことができる危険物

| 危険物 | | 数量 又は 質量 |
|--------|--|----------------|
| 分類 | 品名 | |
| 火薬類 | 小火器用実包（猟用又はスポーツ用のものを除く）又は小火器用空包 | 200個 |
| | 小火器用実包（猟用又はスポーツ用のものに限る） | 400個 |
| | 黒色火薬、無煙火薬（いずれも猟用又はスポーツ用のものに限る）又は煙火（玩具用のもの） | 1kg |
| | 導火線 | 3kg |
| | 火工品（救命信号用のもの） | 2個 |
| 高圧ガス | 消火器又は薬品類 | 2本 |
| | 喫煙用ガスライター（液化石油ガスを充てんしているもの） | 10kg |
| 引火性液体類 | 殺虫殺菌剤類（液体）（引火性かつ毒性のもの）又は薬品類 | 3kg |
| | 塗料、ガソリン又は灯油 | 20kg |
| | 喫煙用ガスライター（燃料油入りのもの） | 10kg |
| 可燃性物質類 | セルロイド | 1kg |
| | 安全マッチ又は薬品類 | 3kg |
| | シヨウ惱、ナフクレン、油性加工紙又は繊維 | 5kg |
| | フィルム（ニトロセルローズベースのもの） | 20kg |
| 酸化性物質類 | 高度さらし粉又は普通さらし粉 | 3kg |
| 毒物類 | 試薬として使用される毒物で容器等級がⅡ又はⅢのもの | 3kg |
| 腐食性物質 | 蓄電池 | 2個 |
| | 消火液（腐食性のもの）又は薬品類 | 3kg |
| 有毒性物質 | ドライアイス | 5kg |

備考 1. 数量は、携帯者1人について定めたものである。

2. 質量は、容器及び包装の質量を含めたものである。

(船舶による危険物の運送基準を定める告示別表 17)

常用危険物の容器・包装及び積載方法

| 品名 | 容器及び包装 | 積載方法等 |
|--|----------|--|
| 救命索発射器（船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令36号）30条1項の規定に適合するもの） | 木箱又は金属容器 | 完全な乾燥した場所に積載すること。 |
| 自己点火灯（電池式のものを除く） （船舶救命設備規則31条1項の規定に適合するもの） | 水密の容器 | 船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 自己発煙信号（船舶救命設備規則32条の規定に適合するもの） | 水密の容器 | 船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 落下傘付信号（船舶救命設備規則33条の規定に適合するもの） | 水密の容器 | 船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 火せん（船舶救命設備規則34条の規定に適合するもの） | 水密の容器 | 完全な乾燥した場所に積載すること。 |
| 信号紅炎（船舶救命設備規則35条の規定に適合するもの） | 水密の容器 | 船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 発煙浮信号（船舶救命設備規則36条の規定に適合するもの） | 適当な容器 | 船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 火工品（本表に掲げる火工品以外のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差しつかえないと認めたもの） | | 適当な場所に一括して保管すること。 |
| 高圧ガス（アセチレン、酸素等）（溶接、修理等に使用するもの） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。 |
| 高圧ガス（炭酸ガス、窒素等）（消火等に使用するもの） | 高圧容器 | 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令37号）又は船舶救命設備規則により規定される場所に積載すること。 |

| 品名 | 容器及び包装 | 積載方法等 |
|--|--------|---|
| 高圧ガス（プロパン等）（暖房、炊事等に使用するもの） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、暴露甲板上の冷たい換気される箇所に積載すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、この限りでない。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。 |
| 高圧ガス（冷凍用ガス類）（機器又は装置内にあるものを除く。） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。 |
| 高圧ガス（炭酸ガス、シクロプロパン、エチレン、酸素等を含むもの）（麻酔用のもの） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。 |
| 高圧ガス（プロパン等）（冷凍用ガス漏えい検知器用のもの） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために箱に入れて保管すること。 |
| 高圧ガス（炭酸ガス等）（飲料用に使用するもの） | 高圧容器 | 換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために箱に入れて保管すること。 |
| 小型燃料ガスボンベ（液化石油ガスを充てんしているもの） | 高圧容器 | 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために箱に入れて保管すること。 |

| 品名 | 容器及び包装 | 積載方法等 |
|---|-----------------|--|
| 窒素（圧縮されているもの又は深冷液化されているもの）（冷媒用、アキュムレータ等に使用されるもの）（機器又は装置内にあるものを除く） | 高圧容器 | 居住場所で漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇前に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。 |
| 自蔵式呼吸具 | 高圧容器 | 安全な容易に近接可能な場所に積載すること。ただし、消防設備にあっては船舶消防設備規則により規定される場所に積載すること。 |
| 機関用燃料（引火点が61℃以下のもの） | 適当な容器 | 火気のおそれがない場所の油タンク又は油そうに積載すること。 |
| 消毒薬、殺虫剤、光沢剤、灯油（引火点が61℃以下のもの）（液状、糊状又は固体のもので、各種衛生関係に使用するもの） | 適当な容器 | 旅客船にあっては、船長の指定した箇所に積載すること。 |
| 油灯用燃料（油灯の燃料として用いられるもの） | 40ℓを超えるときは、金属容器 | 火気のおそれがない灯具庫又はこれに類似する船長の指定した場所に格納すること。 |
| 洗浄油（引火点が61℃以下のもの） （機関室等で各種装置の洗浄に用いるもの） | 旅客船にあっては、金属製容器 | 旅客船にあっては、機関室に積載すること。 |
| 安全灯用燃料 | 適当な容器 | 安全灯の付近で安全な場所に積載すること。 |
| アルコール（暖房、炊事、照明等に用いる固体又は液体のもの） | 適当な容器 | 液体アルコールを使用するときは、バーナに受皿を備えておくこと。旅客船にあっては、液体アルコールの使用を、禁止する。 固体アルコールの容器は、固定台に置き、適当に格納しておくこと。 |
| アルコール以外の燃料（引火点が61℃以下のもの）（暖房、炊事、照明等に用いるもの） | 適当な容器 | X（旅客船に積載する場合に限る） |

| 品名 | 容器及び包装 | 積載方法等 |
|---|--|--|
| 塗料（引火点が61℃以下のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 火気のおそれがないペイントロッカー又はこれに類似する、船長の指定した場所に格納すること。 |
| 接着剤（引火点が61℃以下のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 火気のおそれのない場所に積載すること。 |
| 主ボイラ給水脱酸素剤（引火点が61℃以下のもの） | 金属容器、プラスチック容器又は組合せ容器（内装がプラスチック袋、外装がファイバ板箱） | 火気のおそれのない場所に積載すること。 |
| 固体（引火性液体を含有するもの） | 組合せ容器（内装がガラス容器、プラスチック容器又は金属容器、外装が箱） | 火気のおそれのない場所に積載すること。 |
| 映画フィルム（ニトロセルロース系（可燃性）又はセルロースアセテート系（緩燃性）のもの） | 映写時以外は、金属ケース | 映写場又は火気のおそれがない冷たい換気される場所に積載すること。 |
| 始動薬（機関の始動用に使用する可燃性の固体のもの） | 木箱又はファイバ板箱 | 火気のおそれのない冷たい換気される場所に積載すること。 |
| さらし液（消毒用のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 換気される場所に積載すること。 |
| 普通さらし粉又は高度さらし粉（消毒用のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 換気される場所に積載すること。 |
| 蓄電池 | 適当な容器 | 換気される場所に積載すること。 |
| 電池液（アルカリ性のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 換気される場所に積載すること。 |
| 電池液（酸性のもの）（硫酸の濃度が51質量%以下のもの） | 金属容器又はプラスチック容器 | 換気される場所に積載すること。 |

| 品名 | 容器及び包装 | 積載方法等 |
|--|------------|-----------------------------|
| エアゾール（1個の容積が1000cm ³ 以下のもの）（剥離用、潤滑用、防錆用、殺虫用、エンジン始動用等に使用するもの） | 木箱又はファイバ板箱 | 火気のおそれがない冷たい換気される場所に積載すること。 |
| 医薬品等（船員法施行規則（昭和22年運輸省令23号）第53条1項各号に規定するもの）（他に品名が掲げられているものを除く） | 適当な容器 | 病室又は船長の指定した場所に積載すること。 |
| リチウム電池（装置に組み込まれたものを除く） | 箱 | 冷たい換気される場所に積載すること。 |
| 原子力船の原子炉施設に係わる危険物（原子炉施設内にあるものを除く）（原子力船の原子炉の運転に必要なもの、当該運転により生ずるもの及び原子力船の安全管理に必要なもの） | y | |
| その他の常用危険物 | x | |

小型船舶安全規則

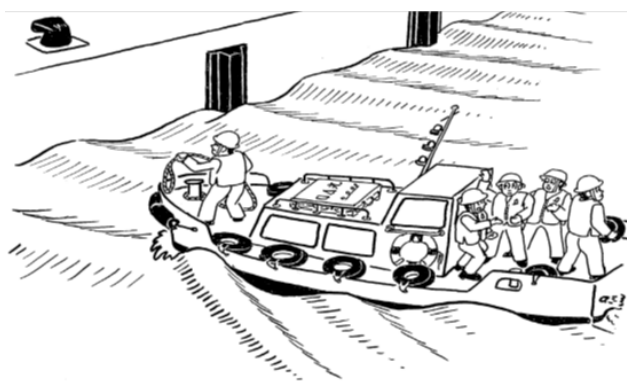
〔昭和49年 運輸省令第36号
改正 平成22年12月20日 国土交通省令第60号〕

小型船舶の基準を定める告示

〔平成14年6月25日 国土交通省告示第517号
改正 平成16年10月28日 国土交通省告示第1335号〕

1 目 的

総トン数20トン未満の小型船舶の堪航性及び人命の安全を保持するために必要な施設に関する規則については、その実態にかんがみ個別に定めることなく、この規則にコンパクトにとりまとめたものである。なお、小型船舶の検査等については、国土交通大臣が認可した日本小型船舶検査機構が行なっている。



(海上交通関係「KYTシート」集 平成24年3月No.211 より)

2 所要施設

本規則には、小型船舶の安全を保持するため、下記の所要施設及び防火措置・復元性・操縦性等について規定されている。

- 1 船体
- 2 機関
- 3 排水設備
- 4 操だ、係船及び揚錨の設備
- 5 救命設備
- 6 消防設備
- 7 居住、衛生及び脱出の設備
- 8 航海用具
- 9 電気設備
- 10 特殊設備

3 定 義 (則 2 条)

- 1 小型船舶
総トン数20トン未満の船舶で、漁船及び国際航海に従事する旅客船を除くものをいう。なお、漁船を海洋工事のために警戒船・資材運搬船等として使用する場合は、当該漁船は小型船舶として本規則が適用される。
- 2 検査機関
管海官庁又は小型船舶検査機構をいう。
- 3 沿岸小型船舶
沿海区域を航行区域とする小型船舶で、その航行区域が次の区域に限

定されているものをいう。

① 平水区域

② 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域

4 2時間限定沿海小型船舶

沿海区域を航行区域とする小型船舶で、その航行区域が平水区域から当該小型船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されたものをいう。

5 この省令に於いて使用する用語は、船舶安全法において使用する用語の例による。

4 船 体 船体に関しては、則2章（5～17条）で材料及び構造・水密甲板・閉鎖装置・排水孔等について、強度・水密保持上の構造基準が定められている。

5 機 関 機関に関しては、主機・プロペラ軸系・補助機関・圧力容器・補機及び管装置について、船舶の推進・排水その他の安全性から規定されており、主な留意点は次のとおりである。

1 通則

- (1) 機関は、容易かつ確実に操作・点検及び保守ができる適当な構造のものとする。（則23条）
- (2) 遠隔操作装置により主機を操作する小型船舶には、その操作場所に必要な計器類を備え付け、かつ、主機を手動によっても操作できるものとする。ただし、検査機関が主機の構造から差し支えないと認めた場合は、当該計器類を省略することができる。（則23条4項）
- (3) 機関は、取扱者の健康に障害となるガス又は火災の危険のあるガスが極力漏れないようにし、通風良好な場所に設置する。（則24条）
- (4) プロペラ軸等の運動部分は、取扱者に傷害を与えるおそれのあるものには、適当なおおい又は囲いを備える。（則24条）
- (5) 排気管・消音器その他の機関の高熱部分で、取扱者に傷害を与えるおそれのあるもの又は火災の危険のあるものには、適当な防熱装置を備える。（則24条）
- (6) 機関に取り付けるレバー・弁・コック等取扱者が通常使用するものは、使用が容易にできる場所に設ける。（則24条）
- (7) ガソリンを燃料とする内燃機関を設置した区画には、爆発を防止するため十分な能力を有する排気式機械通風装置を備え付け、また、操作場所には、内燃機関設置区画を十分換気したのちに機関を始動すべきことを表示する。（則24条）

2 主機、補助機関及びプロペラ軸系（則25～33条）

- (1) 内燃機関の気化器は、内燃機関が停止した場合自動的に燃料油の供給が断され、かつ、その空気入口から燃料又は可燃性ガスが漏れない装置とする。（則26条）

- (2) 内燃機関の電器点火装置のケーブルは完全絶縁とし、かつ、機械的損傷を受け又は油管・油タンク及び油と接触しないように敷設する。
(則28条)

3 補機及び管装置

- (1) 燃料油タンクの注油口・測深管開口部は堅固なふたで確実に密閉できるようにし、容易に油量の確認、内部の点検・掃除ができる構造とする。(則35条)
- (2) 燃料油タンクには、排出ガスによる危険のない場所まで空気を配管し、排出ガスの流通の妨げ又は波浪の侵入のおそれのない装置とする。また、燃料油タンクが船体の一部を形成しないものは、移動しないよう固定する。(則35条)
- (3) 燃料油装置は、排気管・消音器等の高熱部の真上とならず、高熱部から十分離して配置する。これにより難いときは、防熱措置を施し、高熱部への漏油防止を確実にする。
また、注油口・測深管開口部は、電気機械及び電気器具から離して設ける。(則36条)
- (4) 燃料油タンク内の液量計測装置は、破損により燃料油が流出するおそれのないものとする。なお、ガラス油面計は、引火点60℃以下の燃料油のタンクには、用いてはならない。(則37条)

4 備品

- (1) 沿海区域を航行区域とする小型船舶の法定備品の備え付けは、次のとおりである。
- ①内燃機関の備品として、次のものを船内に備えておく。(則39条)
- 噴射弁は1個
噴射管及び接合金具は各種の形状・寸法のを各1個
- ②一般備品として、次のものを船内に備えておく。(則40条)
- ドライバー・レンチは、各種ねじに使用できるものをそれぞれ1組
プライヤー・プラグレンチをそれぞれ1個

6 排水設備

- 1 沿海区域を航行区域とする小型船舶にはビルジポンプ1台を備え、その吸引管は船内の各区画からビルジを確実に吸引できるように配置する。
(則41、42条)
- 2 平水区域を航行区域とする小型船舶(限定沿海小型船舶を含む)にはビルジポンプにかえて、あかくみ及びバケツ各1個を備え付けてもよい。
(則41条)
- 3 手動ビルジポンプ吸引管の暴露甲板上の開口端は、ねじ込みプラグ等で水密となるようにする。(則42条)

7 操だ、係船及び揚錨の設備

- 1 操だ装置は、有効に作動するものとする。また、自動操だ装置を備える船舶は自動操だから手動操だに直ちに切り換えができるものでなければならない。(則43条)

- 2 適当な係船装置及び係船索を備え付ける。(則44条)
- 3 適当なアンカー及びアンカーチェーン又はアンカー索を備え付ける。ただし、検査機関が当該小型船舶の航路等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。(則45条)

8 救命設備

1 救命設備の要件

小型船舶用の救命設備については、則46～57条において、下記の項目について細部にわたる備えるべき要件が定められているが、これらの設備については、船舶安全法の中で述べた型式承認制度に基づき製造された検定合格品を備え付けることが望ましい。

- (1) 小型船舶用膨張式救命いかだ
- (2) 小型船舶用救命浮器
- (3) 小型船舶用救命浮環
- (4) 小型船舶用救命浮輪
- (5) 小型船舶用救命胴衣
- (6) 小型船舶用救命クッション
- (7) 小型船舶用自己点火灯
- (8) 小型船舶用自己発煙信号
- (9) 小型船舶用火せん
- (10) 小型船舶用信号紅炎
- (11) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- (12) 小型船舶用レーダー・トランスポンダー

2 救命設備の備付基準 (則58条)

沿海及び平水区域航行船舶関係

| 名 称 | 沿 海 区 域 | 平 水 区 域 |
|-----------------------------|--------------------------------|---|
| 小型船舶用膨張式救命いかだ、又は同救命浮器 | 最大搭載人員を収容できるもの。(注1) | 総トン数5トン以上の旅客船には、最大搭載人員の50%収容分(湖川港内は25%) |
| 小型船舶用救命胴衣(又は同救命クッション:平水に限る) | 最大搭載人員と同数 | 同左(注2) |
| 小型船舶用救命浮環又は同救命浮輪 | 2 個(注3) | 1 個 |
| 再帰反射材 | 上記のものには検査機関の適当と認める方法で取付ける。(注4) | |
| 小型船舶用自己点火灯 | 1 個(注3) | — |
| ” 自己発煙信号 | 1 個(注3) | — |
| ” 火せん | 2 個(注3) | — |
| 信号紅炎 | 1 個(注3) | 2 個(注5) |

| | | |
|---------------------------|---------|---|
| 発煙浮信号 | 1 個（注3） | — |
| 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 | 1 個（注6） | — |
| 小型船舶用レーダー・トランスポンダー | 1 個（注6） | — |
| 持運び式双方向無線電話装置 | 1 個（注6） | — |

注1：沿岸小型船舶等及び2時間限定沿海小型船舶（総トン数5トン未満のもの及び旅客船を除く5トン以上の船舶で本邦の海岸から概ね5海里以内（沿海区域を除く）を航行するものに限る。）は除く。

注2：最大搭載人員を収容できる十分な小型船舶用膨張式救命いかだ又は同救命浮器を備え付けたものは、最大搭載人員の10%でよい。

注3：沿岸小型船舶等は、平水区域航行区域船と同一扱いとなる。

注4：再帰反射材は光を光源方向に効果的に反射し、救命器具に容易に取り付ける事ができ、かつ外れにくいものとする。（則58条の2、船舶救命設備規則42条の2）

注5：川のみを航行するものを除く。（則58条）

注6：沿岸小型船舶等及び航行区域が瀬戸内海にのみ限定されている小型船舶については、備え付けは不要である。

3 救命設備の積付方法（則59～63条の2）

小型船舶用救命設備は、いずれも非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう積み付ける。

- (1) 小型船舶用膨張式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付ける。（則59条）
- (2) 小型船舶用救命浮環及び小型船舶用救命浮輪には、容易かつ迅速に取扱うことができる積付け、かつ十分な長さ（船舶救命設備規則92条では30m以上）の浮揚性の救命索を取り付ける。（則60条）
- (3) 小型船舶用救命胴衣は容易かつ迅速に取り出すことができるように船内の適当な場所に積み付けたうえ、その旨を明瞭に表示し、かつ着用方法の説明書を船内の見やすい場所に掲示する。ただし、積み付けた場所が明らかに視認できると検査機関が認めた場合は、積み付けた旨の表示はしなくてよい。（則61条）
- (4) 小型船舶用自己点火灯及び小型船舶用自己発煙信号は、小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮輪の近くに容易に取り出せるように積み付ける。（則62条）
- (5) 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーは、非常の際に小型船舶用膨張式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器のいずれか一つと共に使用することができるように積み付ける。（則63条）

(6) 救命設備は航海中のいかなる時にも良好な状態を保ち、かつ直ちに使用することができるようにしておく。(則63条の2)

4 救命設備の表示

次の表の救命設備には、見易い場所に、明瞭かつ持久的な文字で表示しなければならない。(則64条)

| 救命設備の種類 | 表示する事項 |
|---|--|
| 小型船舶用膨張式救命いかだ | 1. 定員 2. 搭載する小型船舶の船名又は船舶番号 3. 製造年月 4. 製造番号 5. 製造者名 |
| 小型船舶用膨張式救命いかだを格納する袋又は容器 | 1. 定員 2. 製造年月 3. 製造番号 4. 製造者名 5. 進水方法 |
| 小型船舶用救命浮器 | 1. 定員 2. 搭載する小型船舶の船名及び船籍港又は定係港 3. 製造年月 4. 製造番号 5. 製造者名 |
| 小型船舶用救命浮環及び小型船舶用救命浮輪 | 搭載する小型船舶の船名及び船籍港又は定係港 |
| 小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及び小型船舶用浮力補助具 | 1. 搭載する小型船舶の船名、船舶番号又は船舶所有者名 2. 着用できる小児の体重の範囲(小児用小型船舶用救命胴衣に限る。) |
| 小型船舶用自己点火灯、小型船舶用自己発煙信号、小型船舶用火せん、信号紅炎、小型船舶用信号紅炎及び発煙浮信号 | 製造年月 |

9 消防設備

1 消防設備の要件(則65条)

液体消火器及び粉末消火器は、「小型船舶の基準を定める告示」(平成14年国土交通省告示517号)(以下、「告示」という。)2条及び3条の要件に適合するものを備え付ける。(則65条)

2 消防設備の備付基準(則70～72条)

消防設備は常に良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておく。(則72条)

(1) 消防設備の備付数量は次のとおりである。(則70条2項、3項)

旅客船

| 航行区域 | 消火器の数 | 赤バケツ等の数 |
|------|---------------------|---------------------|
| 沿海区域 | 4個（沿岸小型船舶等にあつては、3個） | 2個（沿岸小型船舶等にあつては、1個） |
| 平水区域 | 2個 | 1個 |

小型船舶（旅客船を除く。）

| 航行区域 | 消火器の数 |
|-----------|---------------------|
| 近海以上の航行区域 | 4個 |
| 沿海区域 | 3個（沿岸小型船舶等にあつては、2個） |
| 平水区域 | 2個 |

(注) ① 推進機関を有しない小型船舶及び船外機のみを有する小型船舶は、上記の消火器1個を減ずることができる。(則70条4項)

② 限定沿海小型船舶（総トン数5トン以上の旅客船を除く）又は平水区域の小型船舶（係留船を除く）で、赤色の消防用バケツ又は手おけを備えるときは、上記の消火器1個を減ずることができる。(則70条5項)

③ 下記の(2)により、自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器又は消火装置を備え付けた場合は、上記の消火器1個を減ずることができる(則71条2項)

(2) 無人の機関室の消防設備

主機を遠隔操作装置により操作する機関室は、十分な数の自動拡散型の液体若しくは粉末消火器を備え付けるか、検査機関が適当と認める消火装置を備える。(則71条1項)

3 防火措置(則72条の2)

(1) 船体の防火措置

内燃機関等に接近して燃焼のおそれがある船体の部分及び構造物は金属板等難燃性の材料で保護する等適当な措置を講じる。

(則72条の2)

(2) 旅客船の防火装置

沿海区域を航行区域とする小型船舶は、告示6条、平水区域航行区域小型船舶については、告示7条の要件に適合する防火措置を講じる。

(則72条の3)

(3) ストーブ・レンジ又はコンロの船内設置基準(告示8条)

(4) プロパンガス等のボンベ設置基準(告示9条)

① ボンベは通風良好な暴露部に設置し、船の動揺で転倒しないよう固定しておく。

② ボンベは高压容器であり、直射日光からしゃへいする。

③ プロパンガスストーブ等を居室内に設置するときは、通風換気の良い場所に設置し、ボンベとストーブ等との間の配管は、金属管

を用いて固定し、ストーブ等と接続する部分の管端にバルブ又はコックを備え付ける。

10 居住、衛生及び脱出の設備

- 1 最大とう載人員は、乗船者収容場所又は検査機材が十分と認める小型船の乾舷及び復原性を保持することができる乗船者数のうち、いずれか小さい数とする。(則75条)

(小型船舶では、船体動揺によって乗船者重量が一方舷又は中央から反対舷へ一挙に移動すると復原性に影響し、更には浸水によって船体の安全性を失う危険を配意して定められているので、乗船者の乗船位置(重心)やみだりに乗船者を片舷に集中させない配慮(乗船心得等)が必要である。)

- (1) 乗船者をとう載する場所は、操船の妨げとならないように配置し、採光通風のための設備を設ける。

沿海区域を航行区域とする旅客船については、居室(総トン数5トン以上に限る。)及び最大搭載人員を収容できる寝台、座席又は椅子席を設ける。ただし、航行予定時間が3時間未満であるもの及び限定沿海区域小型船については、この限りでない。(則77条)

- (2) 最大とう載人員の表示は、船内の見やすい箇所及び船外から見やすい箇所に表示する。また、旅客を搭載する場所には、見やすい箇所に当該場所に収容することのできる乗船者の数及び当該乗船者の数に検査機関が適当と認める乗船者一人当たりの質量を乗じて得られる質量を表示する。(則79条)

- (3) 乗船者が通常歩行する、及び旅客をとう載する暴露甲板には、海中転落・転倒防止等のため、舷側に堅ろうなさく欄・保護索その他の保護装置を設ける。(則80条)

- (4) 旅客の接近しやすい場所にある操舵鎖・操舵索及び舵柄には、危害予防のため、適当なおおいを設ける。(則80条)

- (5) 小型船舶には、乗船者が混雑することなく速やかに脱出することができる脱出設備を設け、その旨を目につきやすい箇所に明瞭に表示する。また、非常の際に脱出する通路・昇降設備及び出入口等の脱出設備には、夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施す。(則81条、船員労働安全衛生規則24条3項)

- (6) 小型船舶の傾斜等により移動し出入口をふさぐおそれのある家具及び備品は、当該出入口による安全な脱出を確保するため、留金等により移動防止のための適当な措置を講じる。(則81条の2)

11 航海用具

- 1 航海用具の備付け

小型船舶(係留船を除く)には、次の表(11-1から11-2-3)の航海用具を備え付けなければならない。ただし、沿岸小型船舶又は平水区域を航行区域とする小型船舶であって昼間のみを航行するものには、マスト灯・舷灯・船尾灯・停泊灯・紅灯・黄色閃光灯・引き船灯・緑灯・

及び白灯を備え付けなくてもよい。(則82条)

11-1 小型船舶(係留船を除く) 自航船に対するもの(則82条1項)

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|---|
| 号 鐘 | 1 個 | 1 個 | 1. 「航海用具の基準を定める告示」(平成14年国土交通省告示512号) 4条各号の要件に適合するもの。 2. 全長20m未満の小型船舶には備え付けなくてもよい。 |
| 双 眼 鏡 | 1 個 | — | |
| ラ ジ オ | 1 台 | — | 短波帯受信可能なもの。 有効な通信設備を備える船舶は備え付けなくてよい。 |
| コ ン パ ス | 1 個 | — | 検査機関が認めるもの。 告示で定める用件に適合する小型船舶用衛星航法装置を備える沿岸小型船舶には、備え付けなくてもよい。 |
| マ ス ト 灯 | 1 個 | 1 個 | 1. 全長20m以上の汽船は第一種又は第二種マスト灯、全長12m以上は第一種マスト・第二種マスト・第三種マスト、全長12m未満は、第一種・第二種・第三種・第四種マスト灯とする。 2. 船舶その他の物件を引く作業に従事する汽船はマスト灯2個を増備する。但し、最後に引かれる船舶の船尾あるいは後端から当該汽船の船尾までの距離が200mを越えないものはマスト灯を1個増備とすることができる。 3. 押す作業(結合して一体となって押すものを除く)又は接舷して引く作業に従事する汽船はマスト灯1個を増備する。 |
| 舷 灯 | 1 対 | 1 対 | 1. 全長12m以上は第一種又は第二種舷灯とする。但し、全長20m未満は第一種両色灯1個をもって代用ができる。 2. 全長12m未満は第一種・第二種・第三種舷灯とする。但し、第一種又は第二種両色灯1個をもって代用ができる。 |
| 船 尾 灯 | 1 個 | 1 個 | 第一種又は第二種船尾灯とする。 |
| 停 泊 灯 | 1 個 | 1 個 | 第一種又は第二種白灯とする。 |
| 紅 灯 | 2 個 | 2 個 | 1. 第一種又は第二種紅灯とする。 |

| | | | |
|---------------|------------|-----|---|
| | | | 2. 全長12m未満の小型船舶であって、検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めるものには備え付けなくてもよい。 |
| 紅 色 閃 光 灯 | 1 個 | 1 個 | 第三種又は第四種紅色閃光灯とする。 |
| 黄 色 閃 光 灯 | 1 個 | 1 個 | (エアクッション艇以外の汽船には備付け不要) |
| 黒 色 球 形 形 象 物 | 3 個 | 3 個 | 1. 直径600mm以上のもので保存に耐える材料を用いたもの。但し、全長20m未満の小型船舶に備付けるものの大きさは、船舶の大きさに適したものとすることができる。 2. 全長12m未満の小型船舶であって検査機関が当該小型船舶の航行する航路等を考慮して差し支えないと認めたものはその全部又は一部を備え付けなくてもよい。 |
| 汽 笛 | 1 個 | 1 個 | 1. 船舶設備規程146条の7の2項各号の用件に適合するもの。 2. 船舶設備規程146条の8の1項各号に掲げるところにより設置する。 3. 全長12m未満の小型船舶には備え付けなくてもよい。 |
| 国 際 信 号 旗 | N C 2 旗 | — | 信号符字を有する小型船舶には、その符字に対する信号旗を備え付ける。 |
| 海 図 | 1 式 | — | |
| 音 響 信 号 器 具 | 1 個 | 1 個 | 汽笛を備え付ける小型船舶には備え付けなくてもよい。 |

11-1-1 曳船に対するもの（則82条1項の備考1）

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|-----------------|-----|-----|---|
| 引 き 船 灯 | 1 個 | | 第一種又は第二種引き船灯とする。 |
| 黒 色 ひ し 形 形 象 物 | 1 個 | | 最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該動力船の船尾までの距離が200mを超えないものは備え付けなくてもよい。 |

11-1-2 操縦性能制限（特定も含む）船に対するもの（11-1-3、11-1-4に該当する船舶を除く。）（則82条1項の備考2）

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|----------|-----|-----|---|
| 白 灯 | 1 | 個 | 1. 第一種又は第二種白灯とする。 2. 全長12m以上の操縦性能制限船（注1）及び全長12m未満の特定操縦性能制限船（注2）は備え付ける。 |
| 黒色ひし形形象物 | 1 | 個 | 1. 上記白灯2の場合と同じ。 |

注1：航路標識、海底電線等の保守又は引揚げ作業及びしゅんせつ、測量その他の水中作業等操縦性能を制限する作業に従事しているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶。

注2：港則法2条に定める港の区域及び海上交通安全法28条1項に定める航路において操縦性能制限作業に従事する船舶。

11-1-3 通航妨害作業（注1）に従事する船舶に対するもの（則82条1項の備考3）

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|----------|-----|-----|---|
| 紅 灯 | 2 | 個 | 1. 第一種又は第二種紅灯とする。 2. 全長12m以上の操縦性能制限船で通航妨害作業に従事するものは備え付ける。 3. 全長12m未満の操縦性能制限船であって潜水夫による作業に従事するもの及び特定操縦性能制限船は備え付ける。 |
| 緑 灯 | 2 | 個 | 1. 第一種又は第二種緑灯とする。 2. 上記紅灯2、3の場合と同じ。 |
| 黒色球形形象物 | 1 | 個 | 上記紅灯2、3の場合と同じ。 |
| 黒色ひし形形象物 | 1 | 個 | 同 上 |

注1：操縦性能制限船であって他の船舶の通航の妨害となるおそれのある、しゅんせつその他の水中作業（掃海作業を除く）。

11-1-4 掃海作業に従事する船舶に対するもの（則82条1項の備考4）

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|---|
| 緑 灯 | 3 | 個 | 1. 第一種又は第二種緑灯とする。 2. 全長12m以上の操縦性能制限船であって掃海作業に従事するものには備え付ける。 3. 全長12m未満の特定操縦性能制限船以外は備え付けなくてよい。 |
| 黒色球形形象物 | 1 | 個 | 上記紅灯2、3の場合と同じ。 ただし、錨泊して作業に従事しているもの以外は、備え付けなくてよい。 |

11-1-5 許可工事船（注1）に対するもの（則82条1項の備考6）

| 航海用具の名称 | 沿 海 | 平 水 | 摘 要 |
|----------|-----|-----|----------------|
| 緑 灯 | 2 | 個 | 第一種又は第二種緑灯とする。 |
| 白色ひし形形象物 | 1 | 個 | |
| 紅色球形形象物 | 2 | 個 | |

注1：海上交通安全法で定める航路又はその周辺の政令で定める海域において、工事又は作業に従事する小型船舶。

11-1-6 動力船に対するもの（則82条1項の備考10、11）

全長12m未満の動力船は、マスト灯又は前灯及び船尾灯に代えて、第一種又は第二種白灯1個でよい。また、全長7m未満の動力船で最強速度が7ノット以下の小型船舶はマスト灯又はげん灯及び船尾灯に代えて、第一種又は第二種白灯1個でよい。

11-2 非自航船に対するもの（則82条2項）

| 航海用具の名称 | 数 量 | 摘 要 |
|---------|-----|---|
| 号 鐘 | 1 個 | 1. 船舶設備規程146条の9の2項各号に要件に適合するもの。 2. 適当な場所につり下げること。 3. 全長20m未満の小型船舶及び人を搭載しない小型船舶には備え付けなくてもよい。 |
| げ ん 灯 | 1 対 | 1. 全長12m以上の小型船舶は第一種又は第二種げん灯とする。 ただし、全長20m未満の小型船舶は第一種両色灯1個で代用ができる。 2. 全長12m未満の小型船舶は第一種・第二種又は第三種げん灯とする。 ただし、第一種又は第二種両色灯1個をもって代用ができる。 |
| 船 尾 灯 | 1 個 | 第一種又は第二種船尾灯とする。 |
| 停 泊 灯 | 1 個 | 第一種又は第二種白灯とする。 |
| 紅 灯 | 2 個 | 1. 第一種又は第二種紅灯とする。 2. 全長12m未満の操縦性能制限船であって潜水夫による作業に従事するものは備え付ける。 3. 全長12m未満の小型船舶であって検査機関が差し支えないと認めるものは備え付けなくてよい。 4. 全長12m以上の操縦性能制限船又は特定操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものは4個備え付ける。 |

| | | |
|----------|-----|--|
| 黒色球形形象物 | 3 個 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 直径600mm以上もので保存に耐える材料を用いたもの。但し、全長20m未満の小型船舶に備え付けるものの大きさは船舶の大きさに適したものとすることができる。 2. 上記紅灯2、3の場合と同じ。 3. 操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものは4個備え付ける。 |
| 白 灯 | 1 個 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一種又は第二種白灯とする。 2. 全長12m以上の操縦性能制限船又は、特定操縦性能制限船でびょう泊して通航妨害作業以外の作業に従事するものは備え付ける。 |
| 緑 灯 | 2 個 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一種又は第二種緑灯とする。 2. 全長12m以上の操縦性能制限船又は特定操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものは備え付ける。 3. 操縦性能制限船であって、潜水夫による作業に従事するものは備え付ける。 4. 許可工事船は備え付ける。 |
| 黒色ひし形形象物 | 1 個 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 底の直径が600mm以上で高さが底の直径と等しい2個の円形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであって、保存に耐える材料を用いたもの。但し、全長20m未満の小型船舶に備え付けるものの大きさは船舶の大きさに適したものとすることができる。 2. 他の動力船に引かれる船舶（最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200mを越えるもの）は備え付ける。 3. 上記緑灯の2、3の場合と同じ。 4. 視認困難船（注1）であって、最後部の船舶の船尾から当該動力船の船尾までの距離が200m超えるものは2個備え付ける。 5. 操縦性能制限船であって通航妨害作業に従事するものは3個備え付ける。 |

| | | |
|----------|-----|---|
| 白色ひし形形象物 | 1 個 | 1. 上記黒色ひし形形象物の1に同じ。 2. 許可工事船には備え付ける。 |
| 紅色球形形象物 | 2 個 | 1. 直径600mm以上もので保存に耐える材料を用いたもの。但し、全長20m未満の小型船舶に備え付けるものの大きさは船舶の大きさに適したものとすることができる。 2. 許可工事船には備え付ける。 |
| 汽 笛 | 1 個 | 1. 船舶設備規程146条の7の2項各号の要件に適合するもの。 2. 船舶設備規程146条の8の1項各号に掲げるところにより設置する。 3. 全長12m未満の小型船舶及び人を搭載しない小型船舶には備え付けなくてもよい。 |
| 音響信号器具 | 1 個 | 汽笛を備え付ける小型船舶及び人を搭載しない小型船舶は備え付けなくてもよい。 |

注1：他の動力船に引かれる船舶で、その相当部分が水没しているため、視認が困難な船舶。

11-2-1 視認が困難船に対するもの（則82条2項の備考1）

| 航海用具の名称 | 数 量 | 摘 要 |
|---------|-----|--------------------------|
| 白 灯 | 2 個 | げん灯及び船尾灯に代えて第一種白灯を備え付ける。 |

11-2-2 人を搭載する小型船舶に対するもの（則82条2項の備考2）

| 航海用具の名称 | 数 量 | 摘 要 |
|-----------|---------|---------------------|
| 国 際 信 号 旗 | N C 2 旗 | 全長12m以上の小型船舶に備え付ける。 |

11-2-3 ろかい舟に対するもの（則82条3項）

| 航海用具の名称 | 数 量 | 摘 要 |
|---------|-----|-------------|
| 白 灯 | 1 個 | 携帯用の白色灯とする。 |

2 船灯等

船灯及び操船用信号灯は、それぞれの灯火等について、小型船舶の基準を定める告示4章5節（19、20条）の要件に適合するものを備え付ける。

12 電気設備 1 通則

(1) 発電設備は、船舶の推進・排水とその他の安全性に直接関係のある補助設備に必要な電力を十分に供給できるもので、その供給電圧は

250ボルト以下とする。(則85、86条)

- (2) 電気機械及び電気器具の配置・構造等については、次のことに注意する。
- ① 操作点検が容易であり、他動的損傷及び熱による障害を受けるおそれがないよう、燃焼しやすいものに近接していなく、かつ、通風良好な場所に設置する。(則87条)
 - ② 使用目的に応じた十分な性能を有するもので、通常の使用に際して取扱者に危険を与えない構造とする。(則88条2項)
 - ③ 水滴・油・ビルジ等の落下、はねかえり又は浸水のおそれのある場所に設置する場合は、正常な機能の維持のため、保護を行う。(則88条3項)
 - ④ 爆発若しくは引火しやすい物質が発生し、蓄積し又は貯蔵される場所に設ける場合は、爆発性ガスによる爆発の危険のない構造のものとする。(則88条4項)
 - ⑤ 電気設備の絶縁抵抗は、検査機関の適当と認める値以上に維持する。(則89条)

2 蓄電池

- (1) 適当な換気装置を備付けた蓄電池室又は保護おおいのある適当な箱に収めて、通風良好、かつ、他の電気設備及び火気から十分隔離した場所に設置する。(則90条1項、2項)
- (2) 酸性電池を収める蓄電池室又は箱には、有効な防食措置を施す。(則90条3項)
- (3) 発電機により充電される蓄電池には、逆流防止装置を備え付ける。(則91条)

3 配電盤

- (1) 盤材料は非吸湿性かつ難燃性のものとし、回路の過電流を自動的にしゃ断できる装置を備え付ける。(則92条1項、2項)
- (2) 発電機を制御する配電盤には、必要な計器類を備え付ける。(則92条3項)
- (3) 配電盤(定格電圧35ボルト以下のものを除く)の前後及び床面には、感電防止のための措置を施す。(則93条)

4 電路

- (1) 船内給電路の配線にはケーブルを、小型の電気器具以外の移動式電気器具にはキャプタイヤケーブルを使用する。(則94条)
- (2) 直流3線式配電方式、交流単線3線式配電方式及び交流3相4線式配電方式の中性線には、ヒューズ単極開閉器及び単極自動遮断機を取り付ける。(則94条)
- (3) 甲板又は隔壁を貫通する電路は、必要に応じて電線貫通金物・カラー・鉛等適当なものを用いて保護する。(則95条)
- (4) 電路は、接続箱又は端子箱等適当な方法により接続し、帯金等を用

いて直接船体に、又は導板・ハンガー等に固定する。(則96条)

- (5) 鋼製船体の小型船舶では、定格100ボルト以上の移動灯・移動工具等は、その金属製わくをキャプタイヤケーブル内の導体により接地する。(則97条)

5 電気利用設備

- (1) 航海灯は、操縦場所に設けた航海灯制御盤を経て、各灯ごとに制御盤から独立の電路とする。(則98条)
- (2) 電熱設備は、火災の生ずるおそれのないものとし、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保護する。(則99条)

13 特殊設備 作業用救命衣は、船舶設備規程 7 編 4 章の規定に適合するものとする。(則99条の2)

14 復原性 復原性とは、船舶が横傾斜した場合に元に戻る性質をいう。復原性が悪いと、船舶が航行中波浪により傾斜外力を受けた時に傾斜角が大になり、容易に戻らなくなり転覆することが起こりうるので、これを防止するためには十分な復原性を有することが必要である。このため、人の運送の用に供する小型船舶及び係留船の復原性について航行区域により、試験の方法・算式及び基準が定められている。

小型船舶は貨物の積付け・乗船者数等により、重心が大きく移動することがあるので、荒天時等は注意が必要である。(則100～104条)

15 操縦性 小型船舶は、最強速力においてその安定性を損なわずに直進・旋回及び停止ができるようにする。(則105条)

船舶職員及び小型船舶操縦者法 〔昭和26年 法律第149号
改正 平成20年5月2日 法律第26号〕
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令 〔昭和58年 政令第13号
改正 平成17年2月2日 政令第14号〕
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 〔昭和26年 運輸省令91号
改正 平成21年7月10日 国土交通省令第46号〕

- 1 目的** 船舶職員として船舶に乗組む者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、船舶の航行の安全を図ることを目的としている。(法1条)
- 2 適用船舶**
- 1 適用船舶(法2条1項)
 - (1) 日本船舶
 - (2) 日本船舶を所有することができる者が借り入れた外国籍船舶
 - (3) わが国の各港間、湖、川、港のみを航行する外国籍船舶
 - 2 適用除外船舶(法2条1項1、2号、則2条2項)
 - (1) ろかいのみをもって運転する舟
 - (2) 長さ3m未満であり、推進機関の出力が1.5kW未満の船舶であって、国土交通大臣の指定する船舶
 - (3) 係留船、被えいはしけその他これらに準ずる船舶
 - (4) 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶
- 3 用語の定義**
- 1 船舶職員
船舶において船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいい、運航士職務を行う者を含む(小型船舶操縦者を除く)。(法2条2項、3項)
 - 2 小型船舶操縦者
小型船舶(下記5参照)の船長をいう。(法2条4項、6項)
 - 3 海技士
海技士国家試験に合格し、海技士の免許を受けた者(法2条5項)
 - 4 小型船舶操縦士
小型船舶操縦士国家試験に合格し、小型船舶操縦士の免許を受けた者。(法2条6項)
 - 5 小型船舶
総トン数20トン未満の船舶、及び20トン以上の船舶で1人で操縦する構造でスポーツ又はレクリエーションの用にのみ供する船舶として国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められる長さ24m未満の小型船舶。(法2条4項、則2条の7)
 - 6 船舶所有者
船舶共有の場合は船舶管理人に、船舶貸借の場合は船舶借入人に、船舶所有者の義務規定が適用される。(法3条)

- 4 船舶職員の乗組み基準等
- 1 船舶職員の乗組み基準
 - (1) 船舶所有者は、船舶に、その船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める乗組み基準に従い、海技免状を受有する海技士を船舶職員として乗り組ませる。(法18条、令5条、令別表1)
 - (2) 船舶所有者は小型船舶以外の船舶には、20歳に満たないものを船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。(法18条、則60条の8の2)
 - 2 小型船舶操縦者の乗船基準等
 - (1) 小型船舶には、政令で定める乗船基準(末尾に掲載の令別表2参照)に従い操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならない。(法23条の31・1項、令10条、令別表2)
- 5 海技士等の資格区分
- 海技士の免許(海技免許)及び小型船舶操縦士の免許(操縦免許)は、次の区分、資格とする。
- 1 海技免許(法5条)
 - (1) 海技士(航海)
 - ① 一級海技士(航海)
 - ② 二級海技士(航海)
 - ③ 三級海技士(航海)
 - ④ 四級海技士(航海)
 - ⑤ 五級海技士(航海)
 - ⑥ 六級海技士(航海)
 - (2) 海技士(機関)
 - ① 一級海技士(機関)
 - ② 二級海技士(機関)
 - ③ 三級海技士(機関)
 - ④ 四級海技士(機関)
 - ⑤ 五級海技士(機関)
 - ⑥ 六級海技士(機関)
 - 2 操縦免許(23条の3)
 - (1) 一級小型船舶操縦士
 - (2) 二級小型船舶操縦士
 - (3) 特殊小型船舶操縦士
- 6 海技免許の携行等
- 1 海技士又は小型船舶操縦士は、船舶職員として船舶に乗り組む場合又は小型船舶操縦者として小型船舶に乗船する場合には、船内に海技免状又は操縦免許証を備え置かなければならない。(法25条)
 - 2 海技士又は小型船舶操縦士は、その受有する海技免状又は操縦免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。(法25条の2)
 - 3 海技免状及び操縦免許証の有効期間は5年で、その満了の際に申請に

より更新することができる。(法7条の2の1項、則9条の2～4)

7 小型船舶 操縦者の 遵守事項

小型船舶操縦者は、次の事項を遵守しなければならない。(法23条の36)

- 1 飲酒、薬物の影響等の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。
- 2 小型船舶が港を出入りするとき、狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険の恐れのあるときは自ら小型船舶を操縦しなければならない。
- 3 衝突その他の危険を生じさせる速力で、小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせるおそれのある操縦をし、又は他の者にさせてはならない。
- 4 次の場合には、船外への転落を防止するためにその者に救命胴衣を着用させる等必要な措置を講じなければならない。(法23条の36・4項、則137条)
 - ① 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合
 - ② 12才未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合
 - ③ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表1)

船舶に乗り組ますべき者の資格 (法18条、23条の31、令別表1)

1 甲板部

| | 船 舶 | 船舶職員 | 資 格 |
|------|----------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 平水区域 | 200トン未満 | 船 長 | 六級海技士(航海) |
| | 200トン以上 1,600トン未満 | 船 長 | 五級海技士(航海) |
| | 1,600トン以上 | 船 長 一等航海士 | 四級海技士(航海) 五級海技士(航海) |
| | | | |
| 沿海区域 | 200トン未満 | 船 長 | 五級海技士(航海) |
| | 200トン以上 500トン未満 | 船 長 一等航海士 | 四級海技士(航海) 五級海技士(航海) |
| | 500トン以上 5,000トン未満 | 船 長 一等航海士 二等航海士 | 四級海技士(航海) 五級海技士(航海) 五級海技士(航海) |
| | 5,000トン以上 | 船 長 一等航海士 | 三級海技士(航海) 四級海技士(航海) |

2 機関部

| | 船 舶 | 船舶職員 | 資 格 |
|------|-----------------------------------|----------------|------------------------|
| 平水区域 | 出力750kW未満 の推進機関 | 機 関 長 | 六級海技士(機関) |
| | 出力750kW以上 3,000kW未満の 推進機関 | 機 関 長 | 五級海技士(機関) |
| | 出力3,000kW以上 の推進機関 | 機 関 長 | 四級海技士(機関) |
| | 一等機関士 | 一等機関士 | 五級海技士(機関) |
| 沿海区域 | 出力750kW未満 の推進機関 | 機 関 長 | 六級海技士(機関) |
| | 出力750kW以上 1,500kW未満の 推進機関 | 機 関 長 一等機関士 | 五級海技士(機関) 六級海技士(機関) |
| | 出力1,500kW以上 6,000kW未満 の推進機関 | 機 関 長 一等機関士 | 四級海技士(機関) 五級海技士(機関) |
| | 出力6,000kW以上 の推進機関 | 機 関 長 一等機関士 | 三級海技士(機関) 四級海技士(機関) |

備 考

- ① 平水区域、沿海区域とは、船舶安全法施行規則1条を参照。
- ② 上の表では、近海区域、遠洋区域は省略している。
- ③ 旅客船、漁船に該当する資格は省略している。
- ④ 総トン数20トン未満船舶については、次頁の「小型船舶操縦者の乗船基準」を参照のこと。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表 2)

小型船舶操縦者の乗船基準

| 小 型 船 舶 | 資 格 |
|-------------|----------------------|
| 特 殊 小 型 船 舶 | 特殊小型船舶操縦士 |
| 沿 岸 小 型 船 舶 | 一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士 |
| 外 洋 小 型 船 舶 | 一級小型船舶操縦士 |

備 考

- ① 特殊小型船舶とは、小型船舶であってその構造その他の事項に関し則127条に定める基準に適合するもの（水上オートバイ等）をいう。
- ② 沿岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外の小型船舶であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であって、沿海区域のうち則128条に定める区域（平水区域等）のみを航行するもの。
 - ロ 母船に搭載される小型船舶であって、母船から半径2海里の区域を航行するもの。
(則129条)
 - ハ 引かれて航行する小型船舶であって平水区域又は本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の海岸（沿海区域）より五海里以内の水域を航行するもの。
(則130条)
- ③ 外洋小型船舶は、特殊小型船舶及び沿岸小型船舶をいう。
(注) 一級及び二級の免許には、総トン数5トン未満船舶に限定した免許（5トン限定免許）が設けられていたが、平成16年11月1日に廃止されている。）

船 員 法 〔昭和22年9月11日 法律第100号
改正 平成20年6月6日 法律第53号〕
船員法施行規則 〔昭和22年9月1日 国土交通省令第23号
改正 平成24年12月28日 国土交通省令第91号〕

1 目 的 船舶は、海上という特殊環境下における労働及び生活の場であることから、船内での秩序を維持し、そこで働く船員を保護するため、船長の職務と権限、船内の秩序維持等に関する事項を定めるとともに、船員の雇入契約・労働時間等の労働条件に関する基準を定め、いわば労働基準法の海上労働に関する特別法としての性格を持っている。

2 適用範囲 船員法は、下記1の適用船舶、及び当該船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備船員に適用される。

1 適用船舶 (法1条)

- (1) 日本船舶
- (2) 日本船舶以外の船舶で次に掲げるもの (則1条)
 - ① 日本の法令により設立され法人でその代表者及び業務を執行するものが船舶法1条3号又は4号の要件を充足していないものが所有する船舶 (船舶法1条3号、4号)
 - ② 日本船舶を所有することができる者及び①の法人が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶
 - ③ 日本政府が乗組員の配乗を行っている船舶
 - ④ 国内各港間のみを航海する船

2 適用が除外される船舶 (法1条2項)

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 湖、川又は港のみを航行する船舶
- (3) 政令で定める総トン数30トン未満の漁船
- (4) 小型船舶であってスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート

3 船舶所有者

船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者に適用される。(法5条)

3 用語の定義

1 船 員

適用船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。(法1条)

2 海 員

船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支われる者をいう。(法2条1項)

3 予備船員

法2条1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていない者をいう。(法2条2項)

4 職 員

航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び次の海員をいう。(法3条、則2条)

- (1) 運航士
- (2) 事務長及び事務員
- (3) 医師
- (4) その他航海士、機関士又は通信士と同等の待遇を受ける者

5 給 料

船舶所有者が船員に対し、一定の金額により定期的に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいう。(法4条)

6 労働時間

上長の職務上の命令に基づき航海当直その他の作業に従事する時間をいう。(法4条)

4 労働法規適用区分

1 労働基準法及び船員法

労働者の労働条件等定めた基本的法律として、労働基準法があるが、船員については、労働の特殊性を考慮して、特別法として船員法が制定されている。ただし、労働基準法の次の規定は、船員の労働関係について適用される。(法6条、労働基準法116条)

- | | | | |
|-----------|----------------------|------------|---------------|
| ①労働条件の原則 | (労基法 1 条) | ②労働条件の決定 | (労基法 2 条) |
| ③均等待遇 | (〃 3 条) | ④男女同一賃金の原則 | (〃 4 条) |
| ⑤強制労働の禁止 | (〃 5 条) | ⑥中間搾取の排除 | (〃 6 条) |
| ⑦公民権行使の保障 | (〃 7 条) | ⑧適用事業の範囲 | (〃 8 条) |
| ⑨労働者の定義 | (〃 9 条) | ⑩使用者の定義 | (〃 10 条) |
| ⑪賃金の定義 | (〃 11 条) | ⑫適用除外 | (〃 116 条2 項) |
| ⑬罰則規定 | (〃 117 ~ 119、121 条) | | |

5 船長の職務及び権限

1 指揮命令権 (法7条)

船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

2 発航前の検査 (法8条 則2条の2)

船長は、発航前に船舶が航海に支障がないか、必要な準備が整っているかを、次の事項に従い検査しなければならない。

- (1) 船体、機関及び排水、操舵、係船、揚錨、救命、無線等の設備が整備されていること
- (2) 積載物の積付けが船舶の安定性を損なわないこと
- (3) 喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること
- (4) 燃料、食料、清水、医薬品、船用品、その他の航海に必要な物品が積み込まれていること
- (5) 水路図誌その他航海に必要な図誌が整備されていること
- (6) 気象通報、水路通報その他航海に必要な情報が収集されそれらの情

報から航海に支障がないこと

- (7) 航海に必要な員数の乗組員の乗船、且つそれらの健康状態が良好であること
- (8) その他航海を支障なく成就するための必要な準備が整っていること

3 航海の成就（法9条）

船長は、航海の準備が終わったときは遅滞なく発航し、且つ必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

4 甲板上の指揮（法10条）

船長は、船舶が港を出入するとき、狭い水路を通過するとき、その他船舶に危険のおそれがあるときは甲板上で自ら船舶を指揮しなければならない。

5 在船義務（法11条）

船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わって船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の船積み及び旅客の乗込みの時から荷物の陸揚げ、及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去ってはならない。

6 船舶に危険がある場合の処置（法12条）

船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助、船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

7 船舶が衝突した場合における処置（法13条）

船長は、船舶が衝突したときは、互いに人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くし、且つ船舶の名称、所有者、船籍港、発航港及び到達港を告げなければならない。ただし、自己の船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。

8 遭難船舶等の救助（法14条、則3条）

船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽くさなければならない。ただし、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合及び以下の事情のある場合は、この限りでない。

- (1) 先に到着した他の船舶から救助の必要がないと通報を受けたとき。
- (2) 遭難した船舶の船長又は航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求め、救助を求められている船舶の全てが救助に赴いていることを知ったとき。
- (3) やむを得ない事情で救助に赴くことができないとき、又は特殊な事情により救助に赴くことが適当でないかもしくは必要でない認められたとき。このときは附近の船舶及び海上保安機関等に通報する。

9 異常気象・漂流物・沈没物等の通報（法14条の2、則3条の2）

無線電信又は無線電話を有する船舶の船長は、航行中船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常気象・漂流物・沈没物その他異常な現象に

遭遇したときは、附近の船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。異常な現象及び通報すべき事項は以下のとおり。

- (1) 暴風雨
 - ① 日時及び位置
 - ② 気圧及び前3時間中の気圧の変化
 - ③ 風向及び風力又は風速
 - ④ うねりの進行方向及び周期又は波長その他の海面の状況
 - ⑤ 船舶の針路（真方位）及び速力
- (2) 構造物上に激しく着氷を生じせしめる強風
 - ① 日時及び位置
 - ② 気温
 - ③ 表面水温
 - ④ 風向及び風力又は風速
- (3) 漂流物又は通常の漂流海域外における流氷若しくは冰山
 - ① 日時及び位置
 - ② 形状、漂流方向（真方位）及び漂流速度
- (4) 沈没物
 - ① 日時及び位置
 - ② 形状及び深度
- (5) その他船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象
 - ① 日時及び位置
 - ② 概要

10 航海の安全の確保

船長の遵守すべき事項として、航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持、その他航海の安全に関し以下のように定められている。（法14条の4、則3条の5、7、9、12、14、15）

- (1) 航海当直の実施

平水区域を航行区域とする船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当するものがとるべき措置について適切な措置を行わなければならない。（則3条の5）
- (2) 水密の保持

船長は次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

 - 1) 甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間の貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中はこれを開放しない。
 - 2) 機関室内の水密隔壁にある取外し可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さない。
 - 3) 1)、2)以外の水密隔壁に取り付けた水密すべり戸は、発航前に水

密に閉じ、航行中は、作業又は通行のため必要がある場合を除き開放しない。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じられるよう準備しておく。(則3条の7・3～6号)

4) 貨物を積載する場所にある舷窓その他航行中に近寄ることが困難な場所にある舷窓及びそのふたは、発航前に水密に閉じ、且つ、鍵等を附すべきものにあつては、施錠し、航行中はこれを開放しない。(則3条の7・7号)

(3) 非常通路及び救命設備の点検整備(則3条の9)

船長は非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入り口に並びに救命設備を少なくとも毎月1回点検し且つ設備しなければならない。

(4) 操舵設備の作動(則3条の14)

2以上の動力装置を同時に作動できる操舵設備を有する船舶の船長は、船舶交通の輻輳する海域、視界が制限されている状態にある海域その他の船舶に危険のおそれがある海域を航行する場合には、当該2以上の動力装置を作動させておかなければならない。

(5) 自動操舵装置の使用(則3条の15)

船長は、自動操舵装置の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1) 自動操舵装置を長時間使用したとき又は前(4)に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、手動操舵を行うことができるかどうかについて検査する。

2) 前(4)に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するときは、直ちに手動操舵を行えるようにしておくとともに、操舵を行う能力を有する者が速やかに操舵を引き継ぐことができるようにしておく。

3) 自動操舵から手動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせる。

11 書類の備置(法18条、則9条～13条)

船長は、次の書類を船内に備え置かなければならない。

(1) 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書、小型船舶においては当該国籍証明書又は一部事項証明書又は全部事項証明書

(2) 海員名簿

(3) 航海日誌

(4) 積荷に関する書類

12 航行に関する報告(法19条、則14条、則15条)

船長は次の事項に該当する場合には、その旨を遅滞なく最寄りの地方運輸局等の事務所又は指定市町村長の事務所に報告する。(4号書式)

(1) 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき

(2) 人命又は船舶の救助に従事したとき

- (3) 無線電信で知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき
 - (4) 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき
 - (5) 予定の航路を変更したとき
 - (6) 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に著しい事故があったとき
- 13 船長の職務の代行（法20条）
- 船長が死亡したとき、船舶を去ったとき、又はこれを指揮することができない場合において、他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従って船長の職務を行う。

6 紀 律

- 1 船内秩序（法21条）
- 海員は次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 上長の職務上の命令に従う
 - (2) 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げない
 - (3) 船長の指定するときまでに船舶に乗込む
 - (4) 船長の許可なく船舶を去らない
 - (5) 船長の許可なく救命艇その他重要な属具を使用しない
 - (6) 船内の食料又は淡水を濫費しない
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しない
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を持ち込み、又は船内から持ち出さない
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしない
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしない
- 2 懲戒（法22条）
- (1) 船長は、海員が船内秩序の遵守事項を守らないときは、これを懲戒することができる。（法22条）
 - (2) 懲戒は、上陸禁止及び戒告の2種とし、上陸禁止期間は、初日を含めて10日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。（法23条）
 - (3) 船長は、海員を懲戒しようとするときは、3人以上の海員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。（法24条）
- 3 危険に対する処置
- (1) 船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。（法25条）
 - (2) 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な

処置をすることができる。(法26条)

- (3) 船長は、必要があると認めるときは、船内にある者に対しても前(1)、(2)に規定する処置をすることができる。(法27条)

4 強制下船 (法28条)

船長は、海員が雇入契約の終了の公認があった後船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

5 行政庁に対する援助の請求 (法29条)

船長は、海員その他船内にある者の行為が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があると認めるときは、行政庁に援助を請求することができる。

6 争議行為の制限 (法30条)

労働関係に関する争議行為は、その争議行為により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

7 雇入契約等

1 法律に違反する契約 (法31条)

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約（予備船員については、雇用契約）は、その部分については無効とする。この場合には、雇入契約はその無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

2 労働条件等の明示

船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、下記に掲げる船員の給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更の際しても同様とする。

また、当概雇入契約に係る航海が災害の救助その他公共の安全の維持のための命令によるものであるときには、船員に対してその旨を明示しなければならない。(法32条、則16条)

(1) 雇用期間

- (2) 乗り組む船舶の名称、総トン数、用途及び就航航路又は操業海域に関する事項

(3) 職務に関する事項

- (4) 基準労働時間、労働時間、休息时间、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

(5) 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

- (6) 報酬が歩合によって支払われる場合の雇入契約に定める一定額

(7) 退職、解雇、休職、及び制裁に関する事項

- (8) 予備船員制度があるときは、その概要

3 労働条件の記載及び提示 (法36条)

船長は、雇入契約が成立したときは雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契

約の変更があったときも同様とする。

4 雇入契約の届出（法37条、38条、則18条～22条、24条）

(1) 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があったときは、遅滞なく海員名簿を最寄りの地方運輸局等の事務所において提示し、地方運輸局長等に対し届けなければならない。船長が申請できないときは船舶所有者が行う。

(2) 船長の就退職等の証明

雇用契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びに乗組む船舶に関する事項、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に地方運輸局長等の証明を受けることができる。

(3) 申請に必要な書式・書類等（則19, 20, 24条）

| 申請の区分 | 書式 | 添付書類 |
|---------------|-------|---|
| 雇入・雇止契約の成立・終了 | 6号書式 | (1) 海員名簿 (2) 船員手帳 (3) 海技免状又は小型船舶操縦者免許証その他の資格証明書 |
| 雇入契約変更・更新 | 8号書式 | |
| 船長就退職等証明申請書 | 11号書式 | |

5 雇入契約の解除（法40条）

(1) 船舶所有者は、次の項に該当する場合は、雇入契約を解除することができる。

- ① 船員が著しく職務に不適任であるとき。
- ② 船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。
- ③ 海員が船長の指定するときまでに船舶に乗り込まないとき。
- ④ 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
- ⑤ 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えられないとき。
- ⑥ 前各項の場合を除いて、やむを得ない事由があるとき。

(2) 船員は次の各項に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。（法41条、則17条）

- ① 船舶が雇入契約の成立のときにおける国籍を失ったとき。
- ② 雇入れ契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- ③ 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えられないとき。
- ④ 船員が学校教育法による学校、海技大学校、海員学校、水産大学校で教育を受けようとするとき。

6 解雇制限（法44条の2）

船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後30日間並びに女子の船員が妊産婦の就

業の制限(法87条)によって作業に従事しない期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が3年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合はこの限りでない。

8 船員手帳

- 1 船員は船員手帳を受有しなければならない。(法50条1項)
船員手帳は、交付、再交付、書換えを受けたときから10年間有効とする。(則35条)
また、書換え申請は、有効期間が満了する日以前1年以内に行える。
- 2 船長は海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。(法50条2項)
他人の船員手帳を保管する者は、法50条2項の規定により船長が保管する場合を除き、本人の請求があったときは直ちにこれを返還しなければならない。(則37条)
- 3 船員手帳の交付、訂正、書換に関する申請は必要な書類を最寄の地方運輸局等の事務所に提出して行う。(法50条3項、則28～34条)
(12、13、14号書式)

船員手帳に関する申請手続き (則28～30条)

| 申請の区分 | 書式 | 添付書類 |
|--|-------|---------------------|
| 交付申請 | 12号書式 | 備考欄の②、及び③、④(未成年の場合) |
| 記載事項の訂正 | 13号書式 | 備考欄の②及び船員手帳 |
| 再交付 | 14号書式 | 交付申請時の添付書類 |
| 書換え | 14号書式 | 備考欄の③及び船員手帳 |
| 備考 ①雇用証明書 ②戸籍謄本、戸籍抄本若しくは記載事項証明書又は住民票 ③写真2葉(6か月以内に撮影) ④法定代理人の承諾書(未成年者の場合) | | |

9 給料その他の報酬

- 1 船員の給料その他の報酬の定め方、支払方法、傷病中の給料、歩合による報酬、報酬支払簿、最低報酬等について規定している。
(法52～59条、則40～42条、最低賃金法4条)
- 2 船員は負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても雇入契約存続中、給与・諸手当を請求できる。ただし、その傷病に関し船員に故意又は重大な過失があった時は支払いできない。(法57条)

10 労働時間及び休日

- 1 労働時間(法60条)
 - (1) 海員の1日当たりの労働時間は8時間以内とする。
 - (2) 海員の1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について、平均40

時間以内とする。

- (3) 基準労働期間とは、船舶の区分に応じて1年以下の範囲内で定められている。ただし、船舶所有者が就業規則等で当該期間の範囲内で異なる期間を定めた場合や、労働協約により1年以下の範囲内で異なる期間を定めた場合はこの定めた期間をいう。

① 沿岸海域航行船舶で国内各港間のみを航行するもの（定期航路船を除く。） : 9月

② 平水区域航行船 : 3月

- (4) 期間の起算日は、海員が船舶に乗り組む日、又は海員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合は、終了日の翌日とする。
(則42条の2)

2 休日（法61条）

船舶所有者が海員に与えるべき休日は、基準労働期間について1週間当たり平均1日以上とする。

3 休日等に関する記録（法67条、則45、46条）

- (1) 船長は、船内に帳簿を備え、労働時間、補償休日、休息时间及び割増手当に関する事項を記載しなければならない。又、海員に対しその写しを交付しなければならない。

- (2) 船長は、休日付与簿を備え、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければならない。

4 例外規定（法68条）

海員が船長の命令により次の作業に従事する場合には労働時間に関する規定は適用されない。

- (1) 人命、船舶、積荷の安全を図るため、又は人命、他の船舶を救助する緊急作業
(2) 防火操練、救命艇操練等の作業
(3) 航海当直の通常の交代のために必要な作業

平成20年の法改正により、船員確保のための労働環境の改善について下記の点が改正となった。

- ・時間外労働の上限基準の設定、休息时间の確保
- ・雇用契約の締結の際に明示すべき事項の追加(国土交通大臣の航海命令により航海を行う旨等)

11 有給休暇（省 略）（法74～79条 則49条）

12 食料並びに安全・衛生

1 食料の支給（法80条、則50条）

船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全、その他の船務に従事する期間中その費用で食料を支給しなければならない。負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても同様とする。(有給休暇中も、乗船中と同額の食費を支給する)（法78条、則49条の3）

2 安全及び衛生（法81条、則53・54条）

- (1) 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、省令により定められた事項を遵守しなければならない。（法81条1項、則53・54条）
- (2) 船舶所有者は、危険な船内作業は経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。（法81条2項）
- (3) 船舶所有者は次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。（法81条3項）
 - ① 伝染病にかかった船員
 - ② 心身の障害により作業を適正に行えない船員
 - ③ 労働に従事することにより病状が増悪するおそれがある疾病にかかった船員
（疾病としては、各種結核性疾患、新生物、糖尿病、脳出血等が指定されている。（則2号表3号参照））
- (4) 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、定められた事項を遵守する。（法81条4項）

3 医薬品の備え付け・医療書の備え置き（則53条、54条）

(1) 医薬品

船舶使用者は船舶の区分に応じた医薬品その他の衛生用品を船内に据え置く。沿海区域又は平水区域航行船舶は（最終改正平成21年11月17日運輸省告示1215号別表4号による）医薬品を船内に備え置く。

別表 4

丁種衛生用品表

| 分 類 | 品 名 | 数 量 |
|--------|---------------------|-----------|
| 内 用 薬 | サリチル酸系製剤 | 40 錠 |
| | アトロピン系製剤 | 20 〃 |
| | 健胃剤 | 100 〃 |
| 外 用 薬 | 創傷消毒剤 | 25 ml |
| | 外用抗生物質製剤 | 50 g |
| | チンク油 | 50 〃 |
| | 目 薬 | 3 個 |
| 医療衛生用具 | 体温計 | 1 本 |
| | 雑用鋏 | 1 個 |
| | ピンセット (短) | 1 〃 |
| | とげ抜きピンセット | 1 〃 |
| | 氷のう | 1 〃 |
| | 氷 枕 | 1 〃 |
| そ の 他 | 脱脂綿 (カット綿及び綿球を含む) | 50 g |
| | ガーゼ | 5 m |
| | 巻軸帯 | 4号6号 各1 反 |
| | ネット包帯 | 大中小 各1 個 |
| | サポーター (肘、手首、膝及び足首用) | 各1 枚 |
| | 三角巾 | 2 枚 |
| | 油紙又はポリシート | 5 〃 |
| | 包帯止めクリップ | 1 箱 |
| | 絆創膏 (テープ) | 1 個 |
| | (創傷用) | 適宜 |
| | 指サック | 5 個 |
| | 殺虫剤 | 適宜 |

(2) 医療書

船内には、国土交通省監修「小型船医療便覧」若しくは「日本船舶医療便覧」を1冊備え置く。

4 健康証明書 (83条、則55～57条)

- (1) 船舶所有者は、国土交通省大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を、船舶に乗船させてはならない。
- (2) 健康証明書の有効期限は色神の検査については6年、その他の検査については1年とする。
- (3) 健康証明書に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。(則56条の2)

- 13 年少船員及び全・衛生 (省 略) (法84条～88条の 8、則57条の2～58条の 3)
- 14 災害補償 船員が職務により負傷し、又は疾病にかかったとき等には、次の補償が受けられる。
- (1) 療養補償 (法89、90条)
 - (2) 傷病手当及び予後手当 (法91条)
 - (3) 障害手当 (法92条、則62条)
 - (4) 行方不明手当 (法92条の 2、則62条)
 - (5) 遺族手当 (法93条、則63～65条)
 - (6) 葬祭料 (法94条、則66条)
- 15 就業規則
- 1 就業規則の作成及び届出 (法97条、則69、70条)
常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、省令の定める所により就業規則を作成し、これを所轄地方運輸局長に提出する。
これを変更しようとするときも同様とする。
 - 2 就業規則の作成手続 (法98条)
船舶所有者は、就業規則を作成し又は変更するには、その就業規則の適用される使用船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がない時、船員の過半数を代表するものの意見を聴く。
 - 3 就業規則の効力 (法100条)
就業規則の定める基準に達しない労働条件を定める雇用契約は、その部分については無効である。
この場合には雇用契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。
- 16 監督及び報告事項
- 1 国土交通大臣は、この法律、労働基準法間又はこの法律に基づいて発せられる命令に違反する事実があると認められるときは、船舶所有者又は船員に対してその違反を是正するための必要な措置を命ずることができる。(法101条)
又は、船舶所有者及び船員の間が生じた労働関係に関する紛争の解決について、あっせんすることができる。(法102条)
 - 2 報告事項 (法111条、則73条)
船舶所有者は、下記の事項について所轄地方運輸局長に報告しなければならない。
- (1) 使用船員の数
 - (2) 給料その他の報酬の支払状況
 - (3) 災害補償の実施状況
 - (4) その他省令で定める事項

船員労働安全衛生規則〔昭和39年 運輸省令第53号 改正 平成22年12月1日 国土交通省令第58号〕

- 1 目的** 船員法81条、85条2項及び111条の規定に基づき、船員労働安全衛生規則は、船内作業による危害を防止し船内衛生を保持するための船舶所有者のとるべき措置及び基準、船員の遵守すべき事項等が定められている。
- 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に省令の定める事項を遵守しなければならない。
- 2 船長による統括管理** 船長は、船舶の最高責任者として、船内作業における安全及び衛生に関する事項について統括管理し、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者の間の調整を行わなければならない。(則1条の2)
- 3 安全担当者**
- 1 安全担当者の選任(則2、4、10条)
- 船舶所有者は、船長の意見を聴いて、船内各部(甲板・機関・無線・事務等)について、当該部の海員の中からそれぞれ安全担当者を選任する。
- (1) 船内各部の構成上やむを得ない場合、一の部の安全担当者を他の部の安全担当者に兼任させることができる。ただし、サルベージ、ケーブル布設若しくは浚渫の作業を行う海員が20名をこえる部では兼務できない。
- (2) 漁船以外の海員が常時10名以下の船舶では、船長を安全担当者を選任することができる。
- (3) 安全担当者は、必要な場合、補助者を指名することができる。
- 2 安全担当者の資格(則3、4条)
- (1) 当該部の業務に2年以上従事した経験を有し、かつ当該部の業務に精通した者とする。ただし他の部の安全担当者を兼務する場合、及び船長を安全担当者を選任する場合は上記経験は必要としない。
- (2) 引火性液体類又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、国土交通大臣の認定する講習の課程を修了した者、又は危険物等の管理に関する資格証明書を受有しかつ船員法等に基づく講習を修了した者とする。
- 3 安全担当者の業務(則5、6条)
- 安全担当者は、次の事項を行う。
- (1) 作業設備及び作業用具の点検及び整備
- (2) 安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備
- (3) 作業を行う際に危険又は有害な状態が発生した場合又は発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置

- (4) 発生した災害の原因の調査
- (5) 作業の安全に関する教育等
- (6) 安全管理に関する記録の作成及び管理（安全担当者記録簿）

4 改善意見の具申

安全担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、作業設備、作業方法等について安全管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合船長は必要と認めるときはこの申し出に意見を付することができる。

4 消火作業指揮者

1 消火作業指揮者の選任（則6条の2，3，4）

船舶所有者は、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する安全担当者の中から、消火作業指揮者を選任する。

ただし、総トン数20トン未満の船舶（小型船舶）については、除外する。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の海技免許（航海、機関、通信、電子通信）を受けていること。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法23条にかかる承認を受けていること。（締約国の資格証明書）
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則3条の21項の消火講習を修了していること。

2 消火作業指揮者の業務（則6条の3）

消火作業指揮者は、次の事項を行う。

- (1) 消火装置、火災探知装置その他の消火設備及び消火器具の点検及び整備。
- (2) 火災が発生した場合の消火作業の指揮。
- (3) 発生した火災の原因の調査。
- (4) 火災の予防に関する教育並びに消火作業に関する教育及び訓練。

3 改善意見の具申

消火作業指揮者は船長を経由し、船舶所有者に対して、消火設備、消火作業に関する訓練等について火災予防及び消火作業に関する改善意見を申し出る事ができる。この場合船長は必要と認めるときはこの申し出に意見を付することができる。

5 衛生担当者

1 衛生担当者の選任（則7、10条）

船舶所有者は、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する海員の中から、衛生担当者を選任する。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の海技免許（航海、機関、通信、電子通信）を受けていること。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法23条にかかる承認を受けていること（締約国の資格証明書）。
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則3条の2・1項の救命講習

を修了していること。

ただし、次により衛生担当者を選任することもできる。

- (4) 小型船にあっては、船内の衛生管理に関する知識を有する海員の中から選任する。
- (5) 医師が乗り組んでいる場合（船員法82条）、衛生管理者（衛生管理者適任証書受有者）（船員法82条の2）を選任している場合は、その者を選任する。
- (6) 漁船以外の海員が常時10名以下の船舶では、船長を衛生担当者を選任する。

衛生担当者は、必要な場合、補助者を指名することができる。

2 衛生担当者の業務（則8、9条）

衛生担当者は、次の事項を行う。

- (1) 居住環境衛生の保持
- (2) 食料及び用水の衛生の保持
- (3) 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備
- (4) 発生した負傷・疾病の適当な救急措置と原因調査
- (5) 衛生管理に関する記録の作成及び管理（衛生担当者記録簿）

3 改善意見の具申

衛生担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、衛生設備、居住環境等について衛生管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合船長は必要と認めるときはこの申し出に意見を付することができる。

6 安全衛生教育等

1 安全衛生教育等（則11条）

船舶所有者は、次の事項について船員に教育を実施する。

- (1) 船内の安全及び衛生に関する基礎的事項
- (2) 船内の危険又は有害作業についての作業方法
- (3) 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法
- (4) 船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容
- (5) 乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

2 船員の意見を聴くための措置（則6、9、12条）

- (1) 安全担当者・消火作業指揮者・衛生担当者から、船長を経由し船舶所有者に対して、作業設備・作業方法・衛生設備・居住環境等について安全管理・衛生管理に関する改善意見が出されたときは、その意見を尊重する。
- (2) 船舶所有者は、船内の安全衛生に関する船員の意見を聴くため、船内において適当な措置を講ずる。
- (3) 安全衛生に関する委員会を船内に設けたときは、船長を委員長とし、船員の選んだ委員を参加させる。

3 記録の作成保存（則13条）

船舶所有者は、次の事項について、その都度記録を作成し、これを3年間主たる船員の労務管理を行う事務所に保存する。

- (1) 船員に行った安全衛生教育等に関する事項
- (2) 安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があった事項
- (3) 船員の意見を聴くための措置、安全衛生委員会等の措置
- (4) 発生した災害、負傷及び疾病に関する事項
- (5) 40条の2の規定による飲用水に係る検査、改善措置又は洗浄
- (6) その他安全又は衛生に関して講じた重要な改善の措置

7 安全衛生管理規定の作成

船舶所有者は、所轄地方運輸局長（運輸監理部長を含む）から災害・負傷若しくは疾病を防止するための必要な安全衛生管理規定の作成を命じられた場合は、これを作成する。（則14条）

8 船員の遵守事項

- (1) 船員は、次に掲げる行為をしてはならない。（則16条）
 - ① 防火標識又は禁止標識のある箇所における当該標識に表示された禁止行為
 - ② 火気禁止区域における火気の使用又は喫煙
- (2) 船員は、保護具の使用を命ぜられた作業においては、当該保護具を使用する。
- (3) 船員は、高所、げん外作業等において、命綱、安全ベルト又は作業救命衣の使用を命じられたときは、これを着用する。
- (4) 本規則において、使用させなければならないと定められた保護具は、次のようなものがある。

| 作業の種類 | 保護具等 | 船安衛則 | (参考) 安衛則 |
|---------------------------|-----------------------------|----------------|----------------------------------|
| 人体に有害な塗料、溶剤を使用する作業 | 防毒マスク、保護手袋 | 47条-2 | 593条 594条 (有機則33条) 316条 |
| 溶接・溶断作業 | 保護面、保護眼鏡、保護手袋 | 48条 | |
| 危険物等の検知作業 | 危険・有害度に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋 | 49条 | 593条 |
| 有害気体が発生する(酸欠空気を含む)場所の作業 | 危険・有害度に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋 | 50条 | 593条 酸欠則5条の2 |
| 高所作業(床面から2m以上) | 保護帽、命綱、安全ベルト等 | 51条-1 | |
| げん外作業 | 命綱、作業用救命衣等 | 52条 | |
| 高熱物付近の作業 | 防熱手袋、保護衣等 | 53条 | 593条 |
| 重量物移動作業 | 保護帽、保護靴等 | 54条 | |
| 揚貨装置を使用する作業 | 保護帽等 | 55条 | |
| 揚投錨作業および係留作業 | 保護帽等 | 56条 | |
| 感電のおそれのある作業 | 絶縁用ゴム手袋、ゴム長靴等 | 58条 | |
| さび落とし、工作機械等の作業 | 作業帽、手袋の使用禁止、呼吸用保護具、保護眼鏡 | 59条 | 593条 110条 111条 |
| 粉じん作業 | 防じん用呼吸具、保護眼鏡等又は塗布剤 | 60条 | 593条 |
| 高温、熱射・日射等を受ける作業 | 天幕、保護帽・保護衣・保護眼鏡等の保護具、塗布剤等 | 61条 | |
| 水等にさらされる作業 | 保護具、防水衣、防水手袋、長靴等 | 62条 | 593条 |
| 低温状態で行う作業 | 防寒帽、防寒衣・防寒手袋等の保護具、塗布剤等 | 63条 | 593条 |
| 騒音・振動の激しい作業 | 耳せん、保護手袋等 | 64条 | 595条 |
| 運搬台船等の倉口開閉および船倉内作業、港湾荷役作業 | 保護帽、滑り止めのある保護靴等 | 65条-1 66条-1 | 464条 |
| 機械類の修理作業 | 保護帽、保護靴等 | 67条 | |
| 着氷除去作業 | 保護帽、滑り止めのある保護靴、命綱、安全ベルト | 68条 | |
| 引火性液体、ガス抜作業 | 保護帽、滑り止めのある保護靴等 | 69条 | 256条 |

9 安全基準

船舶所有者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 作業環境の整備等（則17、20、22、22条の2、25条）

- (1) 船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備、整頓し作業環境を良好に保つ。
- (2) 落下、転倒、接触等により危害を及ぼすおそれのある刃物・工作用具等の器具・用具及び予備部品を固定させ、被覆し又は収納箱に収める。
- (3) 油布、木くずその他の燃え易い廃棄物は、防火性ふた付きの容器に収める等安全な処理を行う。
- (4) 液化石油ガスを燃料として調理作業等を行わせる場合は、十分に換気するとともに、当該場所を無人の状態にしない。また、ボンベを切り換え、又は取り換える場合は事前に安全を確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させる。
- (5) 作業の安全を確保するのに十分な照明を施す。なお、運航上支障のある場合は、運航の安全を害しない範囲内とする。

2 通行の安全（則19、26、27、27の2条）

- (1) 船外との通行は、げん梯又は手すり及び踏み栈付き歩み板（幅40cm以上）を使用する。
- (2) 積荷等を甲板上に積載する場合は、げん側から離れた場所に通路を確保する。やむおえず積荷等の上を通行する場合は、その上面を平らにし、その両側に間隔30cm以内に配した横棒を備える高さ1.22m以上の保護柵又はこれに相当する保護索を設ける。
- (3) 夜間における船外との通行の安全を確保するために必要な照明を施す。
- (4) 作業場所、通路の床面又は昇降設備は、つまづき、すべり、踏み抜き等の防止策を施し、作業又は通行の際に接触又は衝突して危害を生ずるおそれのある突出部その他のものを被覆する等、適当な措置を講ずる。
- (5) 足場及び歩み板は、正常な材料を用い、丈夫な構造のものとする。
- (6) 海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、防護柵を使用させる等適当な措置を講ずる。

3 接触等からの防護等（則18、21条）

- (1) 機械又は動力伝導装置の回転軸、歯車、はずみ車、調車その他の運転部分で、通常の仕事の際接触するおそれのある場合、囲い、手すり、覆い又は踏切橋を設ける。
- (2) 掃除、注油、修理その他作業を行う場合で、墜落、転倒等により上記(1)の運動部分に接触するおそれのあるときは、安全な足場を設ける。
- (3) 蒸気、熱湯その他の高温の気体又は液体が通る管で通常の仕事の際に接触するおそれのあるものは、その部分を被覆し又は囲い等を設け

る。

(4) 凍結室、冷蔵庫その他の密閉された区画の中で作業する箇所には、内部から操作できる開扉装置・呼鈴その他の信号装置を設ける。

4 管系及び電路の表示（則23条、昭和39年運輸省告示490号）

船内の管系の種別及び安全上必要な箇所の電路を告示で定める識別標準により表示する。（p. 110参照）

5 安全標識等（則24条）

(1) 危険物の積載場所

① 危険物又は国土交通大臣が指定する常用危険物を積載する場所の見易い箇所には、日本工業規格Z9103「安全標識」に定める防火標識、禁止標識又は危険標識を施す。

この場合、火薬庫については、安全標識に定める第3種標識による。

② 危険物とは危規則2条1号に掲げる危険物及び同条1号の2に掲げるばら積み液体危険物をいう。

③ 国土交通大臣が指定する常用危険物とは、次のものをいう。





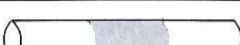

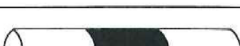
- ・ 高压容器内のアセチレン、メタン、プロパン、炭酸ガス及び酸素
- ・ 高压容器内の冷凍用冷媒
- ・ 引火点が61℃以下の機関用燃料（船体形成の専用タンク内のものを除く。）
- ・ 引火点が61℃以下のペイント類

安全標識一覽表(例)

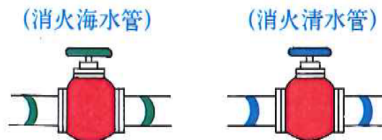
| 標識表示箇所 | | 標 識 | 備 考 |
|--|---|---|--|
| 危険標識を付ける危険物 | 危険な毒物を積んだ場所の見易い箇所 (規則 第24条第1項) | | ●人体に対して毒作用を及ぼす毒物 |
| | 船用危険物を積載する場所の見易い箇所 (規則 第24条第1項) | | ●冷凍用冷媒ボンベ置場 ●消火用炭酸ガスボンベ室入口 (CO ₂ シリンダールーム) (危険物の種類等を黒色等で適宜記入する。) |
| | その他の危険物を積んだ場所の見易い箇所 (規則 第24条第1項) | | ●高圧ガス、腐蝕性物質、有害性物質等を積込んだ場合。 (危険物の種類等を黒色等で適宜記入する。) |
| 防火標識を付ける危険物 | 危険物を積んだ場所の見易い箇所 (規則 第24条第1項) | | ●火薬類、引火性液体類等を積込んだ場合。 |
| | 船用危険物を積載する場所の見易い箇所 (規則 第24条第1項 および第2項) | | ●溶接用アセチレン、酸素ボンベ置場 ●ギャレー用メタン・プロパンガスボンベ置場 ●ペイントストア入口、燃油タンク付近、燃油清浄機付近、電池室入口等 |
| 墜落・衝突等の危険のある箇所 (規則 第24条第2項) | | シャフトトンネル出入口等 (「頭上」「足下」「左右」……等を黒色等で適宜記入する。) | |
| 高圧電路の露出箇所 (規則 第24条第2項) | | 無線空中線引込口、配電盤入口、ウインチMGルーム入口等 (表示箇所により、縦型・横型を適宜使用する。) | |
| | | | |
| 救護設備のある箇所 (規則 第24条第2項) | | 担架置場 | |
| | | 救急箱置場 | |
| 係員以外の立入を禁止する箇所 (規則 第24条第2項) | | 船橋入口、操舵機室入口、機関室入口、ポンプルーム入口、ドライエアユニット、ファンモーター入口等 | |
| 注意の喚起・禁止の表示を必要とする箇所 (規則 第24条第2項、第52条第1項第3号) | | ポータブルとして主に使用し、「工事中」「作業中」等を黒色等で記入して表示または取付ける。 | |
| | | ポータブルとして主に使用し、「運転禁止」「立入禁止」「通行禁止」「注水禁止」等、タンカーにあっては無線室に「荷役中 使用禁止」(引火性液体荷役中に限る)等、舷門に「許可なく立入禁止OFF LIMIT」等黒色等で記入して表示または取付ける。 | |
| 安全意識を高揚させるのに適当な箇所 (規則 第24条第2項) | | 作業場所の見易い箇所。例えば、甲板上の見易い箇所、機関室上段、主機ハンドル前付近等 | |
| 夜光塗料の標識を施す箇所 (規則 第24条第3項) | | ●非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口 (ただし、非常照明装置が設けられている個所については夜光塗料を用いなくてよい。) | |
| | | | ●消火器具置場 (ただし、非常照明装置が設けられている個所については夜光塗料を用いなくてよい。) |

(注) 1. 上記標識は、『安全標識—一般の事項：JIS Z 9104-1995』に基づいた例示のものである。
 2. 備考欄の●印を付した箇所は、船員労働安全衛生規則第24条により、その表示が必要となる箇所である。

管 系 の 表 示 (規則 第23条)

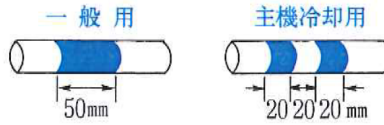
| 管 系 | 識 別 色 |
|-------------|---|
| 清 水 管 系 | 青 色  |
| 海 水 管 系 | 緑 色  |
| 燃 料 油 管 系 | 赤 色  |
| 潤 滑 油 管 系 | 黄 色  |
| 蒸 気 管 系 | 銀 色  |
| 圧 縮 空 気 管 系 | ネズミ色  |
| ビ ル ジ 管 系 | 黒 色  |

注意1) 船内の消火の用に供することのできる管のバルブボディは、赤色で塗装する。

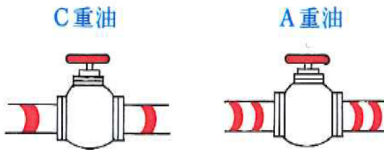


注意2) 上記管系について、更にこれらを細分して識別する必要がある場合、リングの標識の数により細分された管系の種別を表示する。

(例) 清水管系

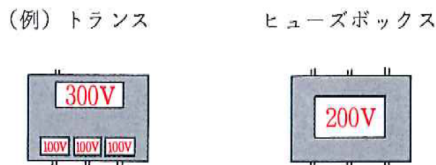


注意3) 燃料油管



電 圧 の 表 示 (規則第23条)

船内の安全上、必要があると認められる箇所にある電路には、見易い箇所に電圧を赤で表示するものとする。



注意) 字は角ゴシック又は丸ゴシック体とし、小さすぎないこと。できれば、赤の周囲に白のふちどりをすること。

(2) 消火器設置場等

消火器設置場等には、下表の例により標識を施す。

| 標識の種類 | 標示場所 | 標示例 |
|----------------|---|------------------------------|
| 防火標識 | 消火器・防火器具置場、火気禁止区域等に表示する。 | 火気厳禁等 |
| 禁止標識 | 通行・立入・注水等の行動を禁止する箇所（船橋、操舵室、機関室、配電盤室、ポンプ室等入口） | 係員以外立入禁止、運転禁止（故障中）等 |
| 危険標識 | 直接危険なもの・場所・状態を警告するため、高圧電路の露出箇所等（無線空中線引込口、配電盤入口、ウインチMG室入口） | 高電圧、…に触れるな等 |
| 注意標識 | 墜落・衝突等の危険のある箇所注意喚起を要する箇所（クレーン・高所作業下方、げん外作業上部等） | 開口部あり、頭上・左右、作業中等 |
| 救護標識 | 救命・救護に関係あるものの所在位置（担架、救急箱、ガス検知器具、ガスマスク、安全衛生保護具、救護室、医務室等） | |
| 用心標識 | 修理又は故障発生、その他始動や作業前に注意を要する箇所（修繕のため停止中の機械、足場、ボイラー等） | 修理中、手を触れるな、送電するな等 |
| 方向標識 (指示標識) | 非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口、消火器具置場等 | 夜光塗料を用いた方向又は指示標識（ただし、非常用照明装置 |

6 経験又は技能を要する危険作業（則28条）

(1) (2)の危険作業は、次のいずれかの経験を有する者に行わせる。

- ① 該作業を所掌する部の業務に6月以上従事した経験者。
(当該作業の熟練者指揮の下で作業する場合は3月以上とする。)
- ② 該作業を所掌する部の海技免許を受けた者。
- ③ 締約国資格証明書を受有する者で国土交通大臣の承認を受けた者。
- ④ 当該作業について、国土交通大臣が認定した講習を修了した者、又は認定した資格を有する者。

(2) 危険作業とは次の作業をいう。

- ① 揚錨機、ラインホーラー、ネットホーラー、その他の錨鎖、索具等の操作又は機械使用中の錨鎖・索具の走行を人力で調整する作業
- ② クレーン、ウインチ、デリックその他重量物を移動する機械又は装置を操作する作業
- ③ フォークリフトの運転の作業
- ④ 運転中の機械又は動力伝導装置の運転している部分の注油、掃除、修理、検査又は運転している調帯の掛換え作業
- ⑤ 切削又はせん孔用の工作機械を使用する作業
- ⑥ 推進機関用の重油専焼罐に点火する作業
- ⑦ 揚貨装置、陸上のクレーン及びデリックの玉掛け作業
- ⑧ はい（積み重ねられた荷の集団）のはい付け又ははい崩しの作業
- ⑨ 床面から2m以上の高所で、墜落のおそれのある場所での作業
- ⑩ げん外に身体の重心を移して行う作業

- ⑪ 危険物の状態、酸素量又は人体に有害な気体を検知する作業
- ⑫ 石炭等船倉内の酸素の欠乏の原因となる物質をばら積みで運送する船舶のこれらの物質を積載している船倉内の作業
- ⑬ 感電のおそれのある電気工事作業
- ⑭ 可燃性ガス及び酸素を使う溶接、溶断、加熱の作業
- ⑮ 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスを製造する作業
- ⑯ ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器等の潜水器を用い、かつ空気圧縮機・手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水深10m以上の場所で行う潜水作業は、潜水士の免許を受けた者に行わせる。(高圧則52条)

10 衛生基準

船舶所有者は次の事項を遵守しなければならない。

1 就業を禁止する疾病等 (則30、31、32、42、43条)

- (1) 乗船中の船員が伝染病・精神病のほか、各種結核性疾患、新生物、心臓病、脳出血等にかかった場合は作業に従事させてはならず、遅滞なく医師の診断を受けさせる。(則31条、船員則55条2号表3号)
- (2) 上記の健康証明書の有効期間は1年であり、特殊作業(有害物質運送船乗組、石炭だき作業・潜水作業等)に従事する船員は6月ごとの指定医師の診断が必要であり、検査費用は雇用中の船舶所有者の負担となる。(則32条)
- (3) 上記検査の結果、船舶乗組み不相当と判定された船員を、引き続き乗船又は作業に従事させない。(則32条)
- (4) 船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疾病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のための必要な措置を講ずる。(則42条)
- (5) 船内において救急患者が発生したときは、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって必要な措置を講ずる(則43条)

2 船内衛生の保持 (則29条)

船内の居住場所・作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康保持に努める。

船内における衛生上の措置を、次のとおり行う。

- (1) 機関室・調理室等の高温又は多湿の作業場は、通風・換気等温湿度調節のための適当な措置を行う。(則33条)
- (2) 居住設備、衛生設備その他、ねずみ族又は虫類の潜み易い場所については、毎年1回以上薬品により、ねずみ族又は虫類の駆除を行う。(則34条)
- (3) 船内の適当な場所に手を洗う設備を設ける。(則35条)
- (4) 船内便所は常時使用できるようにしておく。(則35条の2)

- (5) 調理作業は次により適切に行う。(則36条)
 - ① 清潔な衣服を着用し、手を洗淨する。
 - ② 厨房用器具、食器等の調理用・食事用器具を清潔に保つ。
 - ③ 調理作業場所に調理作業に従事する者以外の者をみだりに立ち入らせない。
- (6) 食料の貯蔵は、食料の種類に応じた保存方法を取り、貯蔵設備を清潔に保ち、食料の調理にあたっては、その鮮度を確認し、洗淨を行う等衛生上の必要な措置をする。(則37条)
- (7) 清水の積み込み及び貯蔵は、清浄水を衛生的に積み込み保存するよう、次の措置に十分注意する。(則38条)
 - ① 清水積み込み前に、元栓及びホースを洗淨する。
 - ② 清水用の元栓（ふた付き）・ホース・計量器具は、専用のものとし、清潔な場所に保管する。
 - ③ 飲用水タンクは内部のセメント塗装のものは、十分なあく抜きをする。
 - ④ 飲用水タンク及び飲用水管系は、飲用水が汚染しない構造である場合を除き、飲用水以外のものの貯蔵又は通水をしてはならない。(則40条)
 - ⑤ 飲用水を常に船員が飲用しうよう設備しておく。
- (8) 河川水又は港内海水は、調理用又は浴用に使用してはならない。(則39条)
- (9) 船内飲用水は、少なくとも年1回地方公共団体等の水質検査を受けること。(総トン数20トン未満を除く。)(則40条の2)異常があればタンク内の水を交換し必要な措置を行う
 - ① 毎月1回飲用水の遊離残留塩素の検査を実施する。
 - ② 2年(平水区域船及び総トン数20トン未満船舶は3年)に1回タンク及び水管の洗淨を行う。

11 検知器具及び保護具

- 1 検知器具(則44、48条)

作業・積載貨物により、次の検知器具を備え付ける。

 - (1) 酸素検知器：酸素欠乏のおそれのある場所で作業を行わせる船舶(則44条)
 - (2) 有害ガス検知器：危険物のうち、人体に有害な気体を発散するおそれのある物質を積載する船舶(則44条)
 - (3) 可燃ガス検知器：溶接、溶断及び加熱作業をするときは、作業場所及び隣接区画に可燃性又は爆発性の気体がないことを確認する。(則48条)
- 2 保護具(則45条)

船舶所有者は、船員用保護具について、他の法令により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上のものを備え、常時有効かつ清潔に保持しておく。

本規則において、使用させなければならないと定められた保護具は、「8 船員の遵守事項」の表のとおりであるが、これらのうち、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機は、1月に1回点検する。

12 個別作業基準

船内作業は、作業場所の狭小・足場床の不良、風浪による船体動揺等の悪条件のもとで作業する事態が多く、更に転倒・墜落・感電等の事情又は個入的偶発疾病のため海中転落の危険をもちあわしている。(則46～73条)

高所作業・げん外作業・感電のおそれのある作業・船倉内作業及び油タンク等清掃作業・着氷除去作業では、「作業従事者との連絡のための看視員を配置すること、又は救助措置をとることができる状態で2人以上が同時に従事すること」を条件としている。(則49～52、58、66、68、69条)

このことは、作業従事者の相互の監視員として作業を行いつつ、緊急の事態に備える心構えとしても重要である。

船舶所有者が船員に行わせる安全衛生作業の基準を以下のように決めている。(則46～73条)

個別作業基準一覧表

| 個 別 作 業 | | 基準項目 (番号は下記の基準項目を示す。) | | | | | | | |
|---------|-------------------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 46条 | 火薬類を取扱う作業 省略 | | | | | | | | |
| 47 | 塗装作業及び塗装剥離作業 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 48 | 溶接、溶断及び加熱作業 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ |
| 49 | 危険物等の検知作業 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 50 | 有害気体等発生可能場所での作業 | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 51 | 高所作業 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 52 | げん外作業 | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| 53 | 高熱物の付近での作業 | ○ | | | | | | | |
| 54 | 重量物移動作業 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| 55 | 揚貨装置の使用作業 | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 56 | 揚投錨及び係留作業 | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ |
| 57 | 漁ろう作業 省略 | | | | | | | | |
| 58 | 感電のおそれのある作業 | ○ | | | | | | ○ | |
| 59 | さび落とし及び工作機械使用の作業 | ○ | | | | | | | |
| 60 | 粉じん発散場所での作業 | ○ | | | | | | | |
| 61 | 高温状態で熱射又は日射を受ける作業 | ○ | | | | | | | |
| 62 | 水又は湿潤空気にさらされる作業 | ○ | | | | | | | |
| 63 | 低温状態での作業 | ○ | | | | | | | |
| 64 | 騒音又は振動の激しい作業 | ○ | | | | | | | |
| 65 | 倉口開閉作業 | ○ | | | | | ○ | | |
| 66 | 船倉内作業 | ○ | | | | | ○ | ○ | |
| 67 | 機械類修理作業 | ○ | | | | | | | ○ |
| 68 | 着氷除去作業 | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 69 | 引火性液体類に係る作業 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 基準項目 | 番号 | 基準項目 |
|----|------------|----|------------|
| 1 | 保護具の使用 | 5 | 標識の表示 |
| 2 | 火気使用、喫煙の禁止 | 6 | 立入禁止又は制限措置 |
| 3 | 可燃物の排除 | 7 | 看視員の配置 |
| 4 | 機器の点検 | 8 | その他 |

12-1

火薬類を
取扱う作
業(則46
条)

もり銃への火薬の装てん作業に関する規定のため省略する。

12-2

塗装作業
及び剥離
作業
(則46条)

- 1 引火性若しくは可燃性の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装の剥離作業を行う場合は、次の措置を講ずる。
 - (1) 作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止する。
 - (2) 作業場所においては、火花を発生し、又は高温となつて点火源となるおそれのある器具を使用しない。
 - (3) 作業に使用した布ぎれ又は剥離したくずは、みだりに放置しない。
 - (4) 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせない。
 - (5) 作業場所の付近に、適当な消火器具を用意する。
- 2 人体に有害な性質の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装剥離の作業を行わせる場合は、作業に従事する者に、マスク、保護手袋その他の必要な保護具を使用させる。

12-3

溶接、溶断
及び加熱
作業
(則46条)

溶接、溶断又は加熱の作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 作業を開始する前に、溶接装置の各部を点検するとともに、作業場所及び隣接する区画には、可燃性又は爆発性の気体がないことを確認する。
- (2) 作業場所及び隣接する区画には、燃えやすいものを置かない。
- (3) アセチレン発生器の付近においては、火気の使用及び喫煙を禁止する。
- (4) アセチレン発生器付近においては、火花を発生し、又は高温となつて点火源となるおそれのある器具を使用しない。
- (5) アセチレン発生器は、高温の場所、換気の悪い場所又は振動の激しい場所にこれを置かない。
- (6) 電気溶接装置を使用して行う作業は、身体がぬれた状態で作業に従事させない。
- (7) 作業に従事する者に保護眼鏡及び保護手袋を使用させる。
- (8) 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせない。
- (9) 作業場所の付近に、適当な消火器具を用意する。

12-4
危険物等の
検知作業
(則49
条)

危険物の状態又は人体に有害な気体若しくは酸素の量を検知する作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 検知する器具の作動状態を点検する。
- (2) 検知のために必要な試料を採取する場合は、船倉、密閉された区画等危険物が存在し若しくは存在した場所又は人体に有害な状態が存するおそれのある場所に立ち入らないで、これを行う。
- (3) やむを得ず前号に掲げる場所に立ち入る場合は、作業に従事する者に危険物又は人体に有害な状態の性質に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させる。
- (4) 作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の以上を訴えた場合その他事故があった場合は、ただちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させない。
- (5) 身体の異常を訴えた者には、速やかに医師による処置その他の適当な救急措置を講ずる。
- (6) 当該作業により汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませない。
- (7) 当該作業に従事する者との連絡のための看視員を配置する。

12-5
有害気体
等発生可
能場所で
の作業
(則50条)

人体に有害な気体が発散するおそれのある場所又は酸素が欠乏するおそれのある場所において作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 作業を開始する前に、及び作業中少なくとも30分に1回、当該場所における人体に有害な気体又は酸素の量について検知を行い、人体に危険を及ぼすと認めた場合は換気する。
- (2) 作業中適宜換気を行うとともに、作業に従事する者に呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他必要な保護具を使用させる。
- (3) 作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、直ちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させない。
- (4) 身体の異常を訴えた者には、速やかに医師による処置その他の適当な救急措置を講ずる。
- (5) 作業場所と外部との連絡のための看視員を配置する。

12-6
高所作業
(則51条)

1 床面から2 m以上の高所であって、墜落のおそれのある場合における作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させる。
- (2) ボースンチェアを使用するときは、機械の動力でを使わない。
- (3) 煙突、汽笛、レーダー、無線通信用アンテナその他の設備の付近で作業を行う場合に、当該設備の作動により作業に従事している者に危害を及ぼすおそれのあるときは、当該設備の関係者に、作業の時間、内容などを通報しておく。

- (4) 作業場所の下方における通行を制限する。
 - (5) 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置する。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
- 2 船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、高所作業を行わない。

12-7
げん外作業(則52条)

- 1 船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
- (1) 作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させる。
 - (2) 安全な昇降用具を使用させる。
 - (3) つり足場を使用する場合等作業場所が甲板上にいる者から容易に視認できない場合は、当該作業場所の上部のブルワーク、手すり等つり足場等の支持箇所の付近に、作業を行っている旨の表示をする。
 - (4) 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等のげん外排出及び投棄を禁止する。
 - (5) 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置する。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
 - (6) 作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意する。
- 2 船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、げん外作業を行わない。

12-8
高熱物の付近での作業(則53条)

火傷を受けるおそれのある高熱物質又は火炎に触れ易い場所において作業を行わせる場合は、作業に従事する者に防熱性の手袋、保護衣その他の必要な保護具を使用させなければならない。

12-9
重量物移動作業(則54条)

- 充てんされたドラム罐等の重量物を人力により移動する作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
- (1) 作業に従事する者に保護靴、保護帽その他の必要な保護具を使用させる。
 - (2) 索、ブロック、テイクルその他の用具を用いる場合は、その許容荷重をこえる重量を負荷させない。
 - (3) 前号の用具により重量物をつりあげて移動する場合は、動揺等によりフック、シャックルその他のかん合部分がはずれないよう十分な措置を講ずる。
 - (4) 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせない。

12-10

揚貨装置
の使用作
業(則55
条)

- 1 揚貨装置を使用する作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
 - (1) 作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させる。
 - (2) 作業を開始する前に、ウインチ及びその付属装具の作動状態を点検する。
 - (3) ガイの取付け位置及び張り方を適正にする。
 - (4) 揚貨装置は熟練者に操作させる。
 - (5) 作業中に索具、ブロック等を交換するときは、支持台下ろす等の方法によりデリックブームを安全な位置に固定して行わせる。
 - (6) 作業中にウインチの部品を交換するときは、ウインチを動力源からしや断し、かつ、安全装置をかけて行わせる。
 - (7) ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。
 - (8) デリックブームの角度を調整する場合は、当該デリックブームの下方への立入りを制限する。
 - (9) 貨物の巻上げ又は巻卸しその他の貨物を移動する作業を行っているときは、貨物が落下し、又は激突するおそれのある場所への立入りを制限する。
 - (10) 作業の指揮を行うものと甲板、船倉又は陸岸で作業に従事する者との間には、信号を定める等連絡を密にする。
- 2 前項(1)及び(9)の規定は、船舶所有者が陸上のクレーン又はデリックの玉掛けの作業を行わせる場合について準用する。

12-11

揚びょう
及びけい
留作業
(則56条)

- 揚びょう作業又はけい留作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
- (1) 作業を開始する前に、揚びょう機又はけい船用機械の作動状態並びにびょう鎖及び索具類の状態を点検する。
 - (2) 揚びょう機又はけい船用機械の運動部分又は巻き込み、くり出し、若しくは解き放す場合におけるびょう鎖若しくは索具類には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外のものをこれに近寄らせない。
 - (3) 投びょう作業を開始する前に、びょう鎖庫内及びいかり又はびょう鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認する。
 - (4) ブイの上における作業は、危険のおそれがある場合は、その作業の経験を有する者に行わせる。
 - (5) けい留作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させる。
 - (6) 揚びょう機若しくはけい船用機械の作動又はびょう鎖若しくは索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。
 - (7) 作業の指揮を行う者とびょう鎖庫内でびょう鎖繰りの作業に従事

している者又はブイ若しくは陸岸でけい留作業に従事している者との間には、信号を定める等連絡を密にする。

12-12
漁ろう作
業(則57
条)

省略

12-13
感電のお
それのあ
る作業
(則58条)

感電のおそれのある作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 作業に従事する者に絶縁用のゴム手袋、ゴム長靴その他の必要な保護具を使用する。
- (2) 作業箇所へ通ずる電路をしゃ断し、しゃ断した箇所に当該作業箇所への通電を禁止する旨表示する。ただし、当該電路をしゃ断することにより、当該作業が著しく困難となる場合は、この限りでない。
- (3) 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置する。ただし、事故があった場合にすみやかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
- (4) 感電のおそれのある電気工事作業は経験又は技能を有する者に行わせる。(則28条)

12-14
さび落とし
及び工作
機械使用
の作業
(則59条)

さび落とし作業又は工作機械を使用する作業を行わせる場合であつて金くず等の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護眼鏡その他の必要な保護具を使用させなければならない。

12-15
粉じん発
散場所
での作業
(則60条)

粉じんを著しく発散する場所で作業を行わせる場合は、換気若しくは散水を行ない、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

12-16
高温状態
で熱射又
は日射を
受ける作
業(則61
条)

ボイラーをたく作業、炎天下において甲板上で行う作業等高温状態において熱射又は日射を受ける作業を行わせる場合は、天幕その他のしゃへい物の設置、保護帽、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等熱射又は日射による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。

12-17
水又は湿
潤空気に
さらされ
る作業
(則62条)

タンク内の水洗作業等身体の一部又は全部が水又は著しく湿った空気に長時間さらされる作業を行わせる場合は、保護帽、防水衣、防水手袋、長ぐつ等脱温又は皮膚の湿潤による障害から防護するために必要な保護具を使用させなければならない。ただし、温度が高い場所で当該作業を行わせる場合は、この限りではない。

- 12-18 低温状態での作業(則63条) 寒冷地域における甲板上の作業、冷凍庫内における作業等低温状態における作業を行わせる場合は、防寒帽、防寒衣、防寒手袋等低温による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない。
- 12-19 騒音又は振動の激しい作業(則64条) 高速機械の運転、動力さび落とし機を使用する作業等騒音又は振動の激しい作業を行わせる場合は、耳せん、保護手袋等騒音又は振動による障害から防護するために必要な保護具の使用、緩衝措置等必要な措置を講じなければならない。
- 12-20 倉口開閉作業(則65条) 1 倉口の開閉作業を行わせる場合は、作業に従事する者に保護帽及びすべり止めのついた保護靴を使用させるとともに、作業場所の下方への立入を制限しなければならない。
2 倉口の開閉作業は高所作業の規定を適用しない。
- 12-21 船倉内作業(則66条) 1 船倉内で作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
(1) 作業に従事する者に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させる。
(2) 作業を行っている層より下層の船倉内の場所であって、人又は物が落下するおそれのある場所への立入りを制限する。ただし、防網、防布等人又は物の落下を防止するための設備が設けられている場合は、この限りではない。
(3) 床面から2 m以上の高所であって、墜落のおそれのある場所において作業を行わせる場合は、防網、防布等を張る等墜落による危害を防止するための措置を講ずる。ただし、作業に従事する者に命綱、安全ベルトを使用させる場合は、この限りではない。
(4) 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置する。ただし、事故があった場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の物が同時に作業に従事するときは、この限りではない。
2 船倉内作業は高所作業の規定を適用しない。
- 12-22 機械類修理作業(則67条) 動力機関その他の機械類の修理又は部品の取替えの作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
(1) 作業に従事する者に、保護帽、保護靴その他の必要な保護具を使用させる。
(2) 作業に従事する者に危害を及ぼすおそれがある場合は、修理部分、取換部分その他の部分を動力源からしゃ断する等適当な安全措置を講ずる。
(3) 作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそなどを締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

- 12-23 船舶の着氷除去作業を行わせる場合は、次の措置を講ずる。
着氷除去作業
(則68条)
- (1) 作業員に保護帽、すべり止めのついた保護靴その他の必要な保護具を使用させる。
 - (2) 作業員に命綱又は安全ベルトを使用させる。
 - (3) 作業員との連絡のための看視員を配置する。但し、事故があった場合に速やかに救助できる状態で二人以上の者が同時に作業に従事する場合を除く。
 - (4) 船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、着氷除去作業は行わない。
- 12-24 引火性液体類等を積載する船舶、いわゆるケミカルタンカーに関する規定につき省略。
引火性液体類に係る作業
(則69条)
- 12-25 省略
連続作業時間の制限等
(則70条)
- 13 省略
特殊危害防止基準
(則71~73条)
- 14 船舶所有者は、年齢18未満の船員を、次の各号に掲げる作業に従事させてはならない。
年少船員の就業制限(則74条)
- 1 腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業
 - 2 有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装剥離の作業
 - 3 推進機関用ボイラーに使用する石炭を運び又はこれをたく作業
 - 4 動力さび落とし機を使用する作業
 - 5 炎天下において、直接日射をうけて長時間行う作業
 - 6 寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行う作業
 - 7 冷凍庫内において長時間行う作業
 - 8 水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する作業
 - 9 タンク又はボイラーの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行う水洗作業
 - 10 じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行う作業
 - 11 一人につき30kg以上の重量が負荷される運搬又は持ち上げる作業
 - 12 アルファ線、ベータ線、中性子線、エックス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある作業

15 女子船員
の就業制
限(則75~
76条) 省略

海上衝突予防法 〔昭和52年 法律第62号
改正 平成15年6月4日 法律第63号〕
海上衝突予防法施行規則 〔昭和52年 運輸省令第19号
改正 平成21年11月30日 国土交通省令第67号〕

- 1 目 的** この法律は1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に添付されている1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の規定に準拠して船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もって船舶交通の安全を図ることを目的としている。
(法1条)
- 2 適用船舶** 海洋及びこれに接続する航洋船が航行することが出来る水域の水上にある船舶に適用される。(法2条)
- 3 定 義** この法律における用語の定義は次のとおり。(法3条)
- 1 「船舶」とは、水上輸送の用に供する船舶類（水上航空機を含む）をいう。
 - 2 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶であって、風力や人力を用いるものは該当しない。
 - 3 「帆船」とは、帆のみを用いて推進する船舶及び機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみで推進しているものをいう。
 - 4 「漁ろうに従事している船舶」とは、船舶の操縦性能を制限する網・なわなどの漁具を用いて漁ろうをしている船舶のうち、操縦性能制限船に該当しないものをいう。
 - 5 「水上航空機」とは、水上を移動することができる航空機をいい、「水上航空機等」とは、水上航空機及び特殊高速船をいう。
 - 6 「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
 - 7 「操縦性能制限船」とは、13項1(1)～(6)に掲げる作業その他の船舶の操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
 - 8 「喫水制限船」とは、船舶の喫水と水深との関係によりその進路から離れることが著しく制限されている動力船をいう。
 - 9 「航行中」とは、船舶が錨泊（係留浮標又は錨泊している船舶にする係船を含む）をし、陸岸に係留をし又は乗り揚げていない状態をいう。
 - 10 「長さ」とは、船舶の全長をいう。
 - 11 「互いに他の船舶の視野の内にある」とは、船舶が互いに視覚によって他の船舶を見ることが出来る状態にあることをいう。
 - 12 「視界制限状態」とは、霧、もや、降雪、暴風雨、砂あらしその他これらに類する事由により視界が制限されている状態をいう。

4 あらゆる 視界の状態における 船舶の 航法

1 見張り（法5条）

すべての船舶は、視界の良否にかかわらず、また、船舶の別を問わず視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りをする。

2 安全な速力（法6条）

船舶は他の船舶との衝突を避けるための適切で有効な動作をとること又はその時の状況に適した距離で停止することができるように常時安全な速力で航行する。

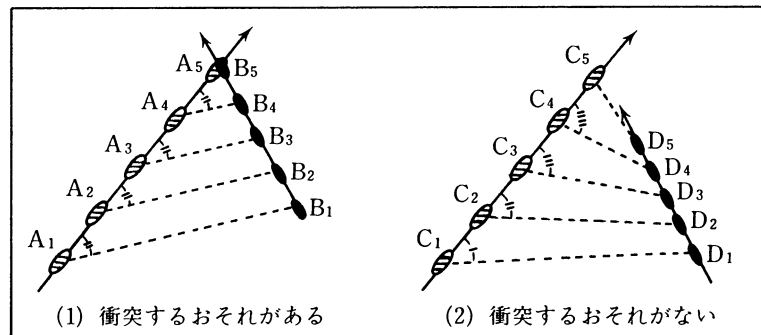
速力を決定する場合に考慮すべき事項（レーダーを使用していない船舶は(1)～(6)）

- (1) 視界の状態
- (2) 船舶交通のふくそうの状況
- (3) 自船の停止距離、旋回性能その他の操縦性能
- (4) 夜間における陸岸の灯火、自船の灯火の反射等による灯光の存在
- (5) 風、海面及び海潮流の状態並びに航路障害物に接近した状態
- (6) 自船の喫水と水深との関係
- (7) 自船のレーダーの特性、性能及び探知能力の限界
- (8) 使用しているレーダーレンジによる制約
- (9) 海象、気象その他の干渉原因がレーダーによる探知に与える影響
- (10) 適切なレーダーレンジでレーダーを使用する場合においても小型船舶及び氷塊その他の漂流物を探知することができないことがあること。
- (11) レーダーにより探知した船舶の数、位置及び動向
- (12) 自船と付近にある船舶その他の物件との距離をレーダーで測定することにより視界の状態を正確に把握することができる場合があること。

3 衝突のおそれ（法7条）

- (1) 他の船舶と衝突のおそれの有無を判断するため、その時の状況に適した全ての手段を用いる。
- (2) レーダーを使用している船舶は、レーダーを適切に使用する。（長距離レーダーレンジによる走査、レーダープロットングその他の系統的な観察等）
- (3) 不十分な情報に基づく判断をしない
- (4) 衝突のおそれがあると判断する必要がある場合
 - ① 接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化がない場合（略図参照）
 - ② 大型船舶、えい航作業に従事している船舶に接近する場合
 - ③ 近距離で他の船舶に接近する場合
- (5) 判断に苦しむ場合は衝突のおそれありと判断する。

(略 図)



コンパス方位の変化と衝突するおそれ

4 衝突を避けるための動作（法8条）

- (1) 十分に余裕のある時期に、適切な慣行に従って、ためらわずに動作をとる。
- (2) 針路又は速力の変更は、他の船舶が容易に認めることができるように大幅に行う。
- (3) 広い水域では、適切な時期に大幅な針路変更が最も有効となる場合があることを考慮する。
- (4) 他の船舶との間に安全な距離を保って通過できるようにその動作をとり、相手船が十分に遠ざかるまで動作の効果を確認する。
- (5) 必要に応じ速力を減少し、機関停止又は後進の措置をとり停止する。

5 狭い水道等（法9条）

- (1) 安全で実行に適する限り狭い水道等の右側端に寄って航行する。
- (2) 動力船は帆船の進路を避ける。
- (3) 船舶は漁労中の漁船の進路を避ける。
- (4) 追越船と追い越される船舶はお互いに汽笛信号による意思の伝達と協力動作を行う。
- (5) 狭い水道等の内側しか航行できない他の船舶の通行の妨げになる場合は横切らない。
- (6) 長さ20m未満の動力船は狭い水道等の内側しか安全に航行できない他の動力船の通航を妨げない。
- (7) 見通しの悪いわん曲部その他の水域に接近する場合、十分に注意して航行する。
- (8) 船舶はやむを得ない場合を除き、錨泊しない。

5 互いに他の船舶の視野の内にある船舶の航行

1 追越し船（法13条）

- (1) 追越し船は、確実に追越し、追越した船舶から十分遠ざかるまでその進路を避ける。
- (2) 追越し船の判定
 - ① 船舶の正横後22度30分を越える後方の位置（夜間にあつては、舷

灯のいずれも見ることができない位置) から追い越す船舶を追越し船とする。

② 疑わしい場合は追越し船と判断する。

2 行会い船 (法14条)

- (1) 2隻の動力船が真向い又はほとんど真向いに行会い、衝突するおそれがある場合、互いに右転して他の動力船の左げん側を通過する。(右側航行の原則)
- (2) 不明の時は、衝突のおそれがある行会い状況と判断する。

3 横切り船 (法15条)

2隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船はその船舶の進路を避ける。この場合、進路を避ける動力船は他の船舶の船首方向を横切らない。

4 避航船 (法16条)

他の船舶の進路を避けなければならない船舶(避航船)は相手船から十分に遠ざかるため、できる限り早期に、かつ、大幅に動作をとる。

5 保持船 (法17条)

- (1) 互いに視野にある2隻の船舶のうち1隻が避航船である場合は、他の船舶(保持船)は進路及び速力を保持する。
- (2) 保持船は、避航船が適切な動作をとらないことが明らかになった場合は、直ちに衝突を避ける動作をとることができる。但し、横切り関係であるときはやむを得ない場合を除き左転しない。
- (3) 保持船は、避航船と間近に接近したため避航船の動作のみでは衝突が避けられないと認める場合は(1)の規定にかかわらず、衝突回避のための最善の協力動作をとる。

6 各種船舶間の航法 (法18条)

- (1) 航行中の動力船は、次に掲げる船舶の進路を避ける。
 - ① 運転不自由船
 - ② 操縦性能制限船
 - ③ 漁ろうに従事している船舶
 - ④ 帆船
- (2) 船舶(運転不自由船及び操縦性能制限船を除く)は、やむを得ない場合を除き、灯火又は形象物を表示している喫水制限船の安全な通航を妨げてはならない。
- (3) 喫水制限船は、十分に特殊な状態を考慮し十分に注意して航行する。

6 視界制限状態における船舶の航法

視界制限状態にある水域又はその付近を航行している船舶(互いに他の船舶の視野の内にあるものを除く)について適用する。(法19条)

- 1 動力船は、機関を直ちに操作できる状態にしておく。
- 2 他の船舶の存在をレーダーのみで探知した船舶は監視を十分にし、他の船舶との著しい接近又は衝突のおそれの有無を判断し、十分に余裕のある時期にこれらの事態をさけるための動作をとる。この時、やむを得

ない場合を除き他の船舶が自船の正横より前方にある場合（当該他の船舶が自船に追い越される船舶である場合を除く）の左転及び正横又はそれより後方にある他の船舶の方向に針路を転ずることは避ける。

- 3 音響信号を自船の正横より前方で聞いた場合、又は前方の他の船舶への著しい接近が避けられない場合は、針路を保つことができる最小限度の速力に減じ、必要に応じて停止する。この場合、衝突の危険がなくなるまで十分に注意して航行する。

7 切迫した危険

切迫した危険のある特殊な状況（法38条）

船舶は運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況に十分注意する。切迫した危険のある特殊な状況にある場合は、その危険を避けるために、この法律の規定によらないことができる。

8 注意義務を怠ることについての責任

注意等を怠ることについての責任（法39条）

適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意を怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

9 灯火、形象物

1 灯火及び形象物の表示義務（法20条）

- (1) 船舶（引かれている物件を含む。）は、次の表のとおり、法律に定める灯火・形象物を表示しなければならない。

| 時 間 帯 等 | | 灯火の表示義務 | 形象物の表示義務 |
|---------|---------------------|------------|----------|
| 夜 間 | 日没から日出 | ○（あり） | ×（なし） |
| 昼 間 | までの間 | 薄明時 | ○ |
| | | 視 界 良好時 | × |
| | 日出から 日没まで の 間 | 視 界 制限時 | ○〔備考参照〕 |
| | | 薄明時 | ○ |
| 夜 間 | 日出までの間 | ○ | × |

〔備考〕 日出から日没までの間、暗雲がたれ込めていて非常に周囲が見にくくなっている場合等法定灯火を表示する必要があると認められるときは、法定灯火を表示することができる。

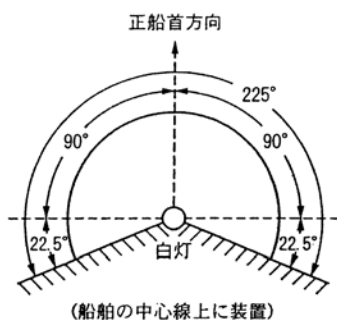
(2) 下記の灯火を除き、法定灯火以外の灯火を表示しない。

- ① 法定灯火と誤認されない灯火
- ② 法定灯火の視認等の妨げとならない灯火
- ③ 見張りの妨げとならない灯火

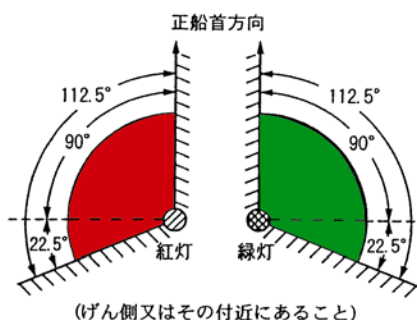
2 灯火の種類 (法21条)

- (1) マ ス ト 灯 灯を船の中心線上、前方向け
- (2) げ ん 灯 緑灯を右げん側、紅灯を左げん側
- (3) 両 色 灯 げん灯の緑色及び緑色と同一の特性を有するもので船舶の中心線上、前方向け (両色灯は、長さ20m未満の船舶が舷灯の代りに掲げることができるもの。)
- (4) 船 尾 灯 白灯を後方向け
- (5) 引 き 船 灯 船尾灯と同一特性の黄灯を後方向け
- (6) 全 周 灯 照らす範囲 360度
- (7) せ ん 光 灯 一定の間隔でせん光回数毎分120回以上の全周灯

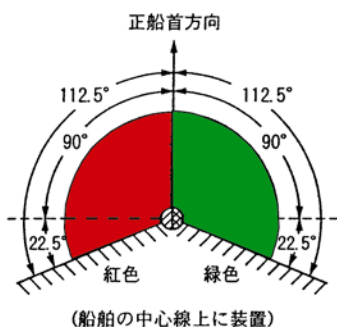
(1) マスト灯



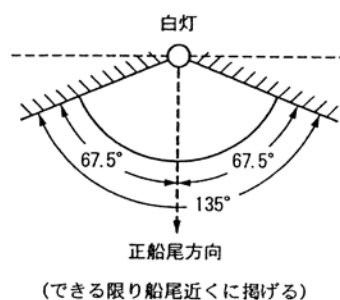
(2) げん灯



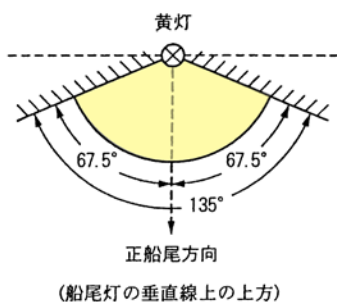
(3) 両色灯 (げん灯を一つに結合したもの)



(4) 船尾灯



(5) 引き船灯



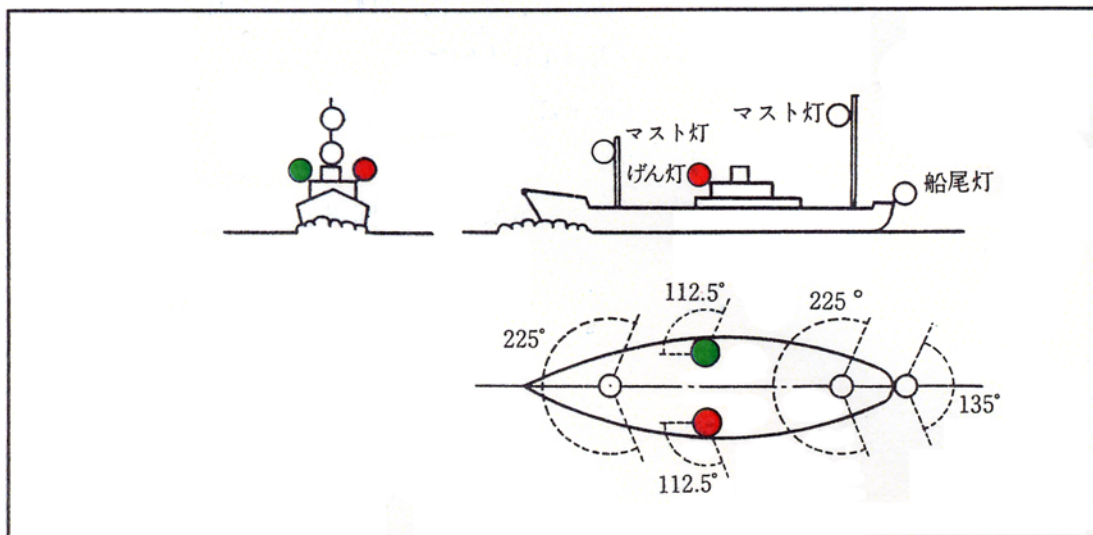
3 灯火の視認距離（法22条）

| | | |
|---|------|--------------------------|
| 長さ50m以上の船舶（他の動力船に引かれている航行中の船舶であって、その相当部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。） | マスト灯 | 6海里 |
| | げん灯 | 3海里 |
| | 船尾灯 | 3海里 |
| | 引き船灯 | 3海里 |
| | 全周灯 | 3海里 |
| 長さ12m以上50m未満の船舶（他の動力船に引かれている航行中の船舶であって、その相当部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。） | マスト灯 | 5海里（長さ20m未満の船舶にあつては、3海里） |
| | げん灯 | 2海里 |
| | 船尾灯 | 2海里 |
| | 引き船灯 | 2海里 |
| | 全周灯 | 2海里 |
| 長さ12m未満の船舶（他の動力船に引かれている航行中の船舶であって、その相当部分が水没しているため視認が困難であるものを除く。） | マスト灯 | 2海里 |
| | げん灯 | 1海里 |
| | 船尾灯 | 2海里 |
| | 引き船灯 | 2海里 |
| | 全周灯 | 2海里 |
| 他の動力船に引かれている航行中の船舶その他の物件であって、その相当部分が水没しているため視認が困難であるもの | 全周灯 | 3海里 |

10 航行・錨泊の灯火及び形象物

1 航行中の動力船の灯火（法23条）

(1) 長さ50m以上の動力船



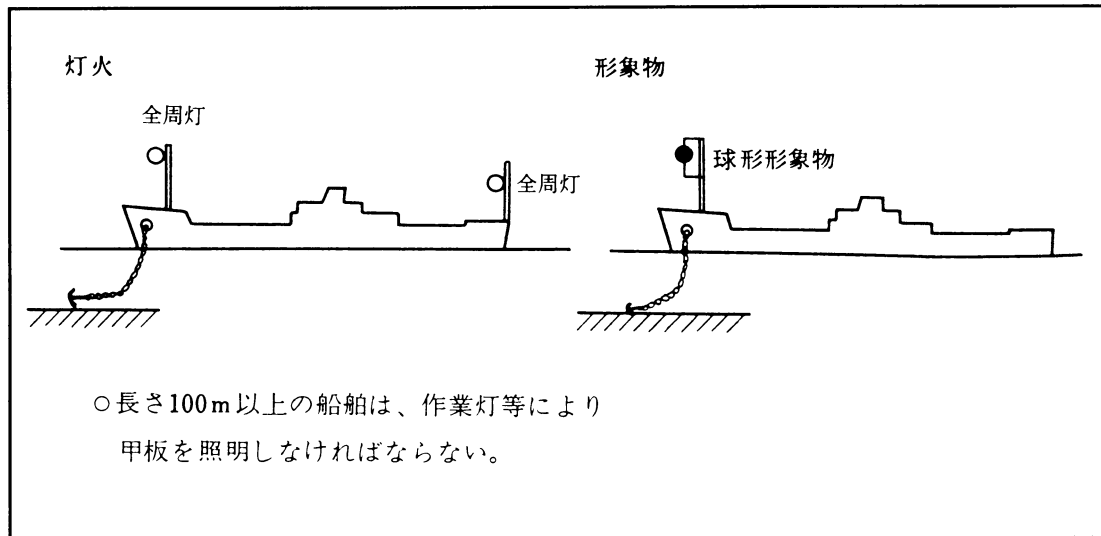
(2) 長さ50m未満の動力船



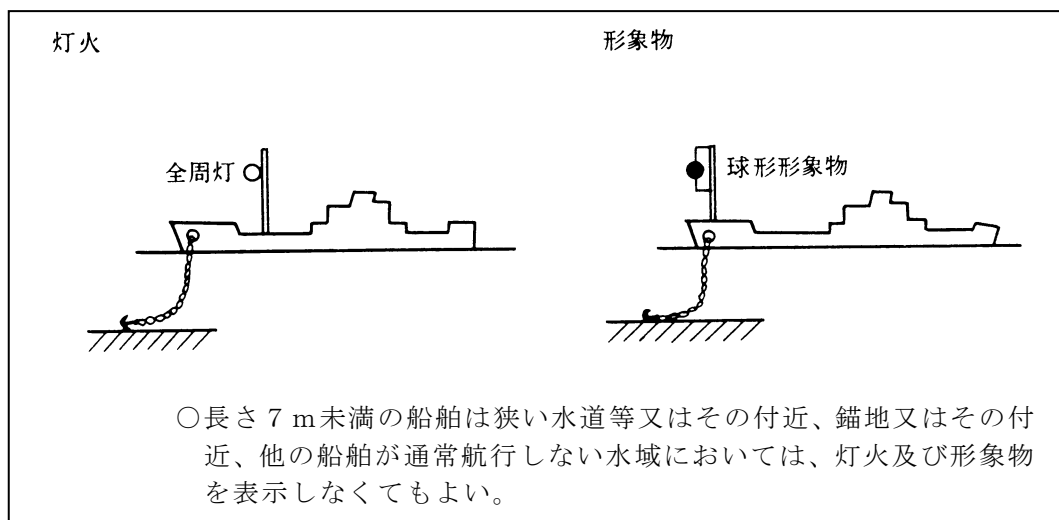
- 長さ20m未満の動力船はげん灯にかえて両色灯1個でもよい。
- 長さ12m未満の動力船は白色の全周灯1個及びげん灯1対又は両色灯1個を表示
- 長さ7m未満で最大速度7ノット未満の動力船は白色の全周灯1個を表示

2 錨泊中の船舶の灯火及び形象物（法30条）

(1) 長さ50m以上の船舶



(2) 長さ50m未満の船舶

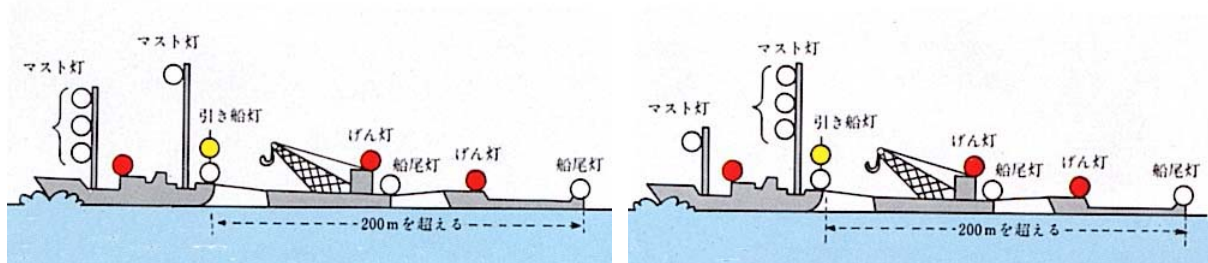


11 えい航船
等の灯火
・ 形象物

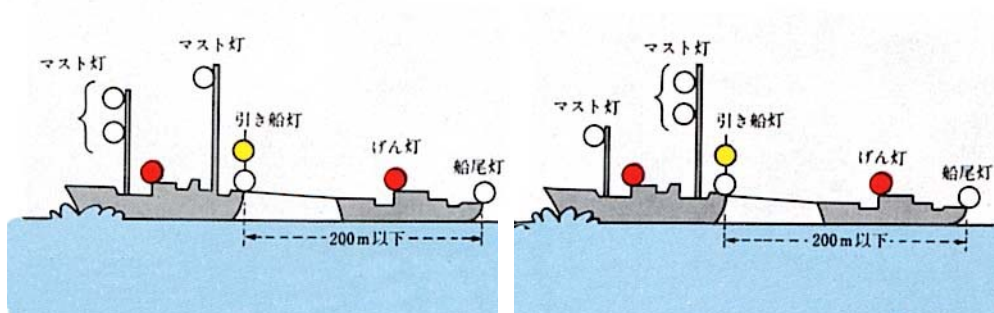
航行中のえい船等の表示すべき灯火・形象物は、次のそれぞれの場合における図のとおりである。(法24条)

1 えい航船の灯火(法24条1項)

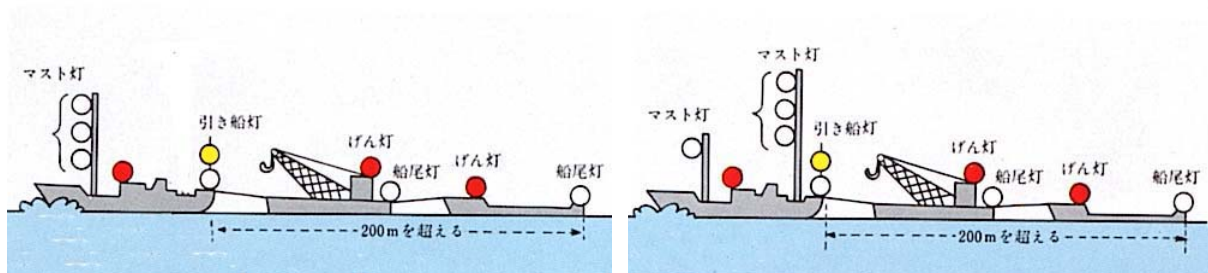
(1) 長さ50m以上の動力船がえい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200mを超えるとき(次のいずれでもよい)



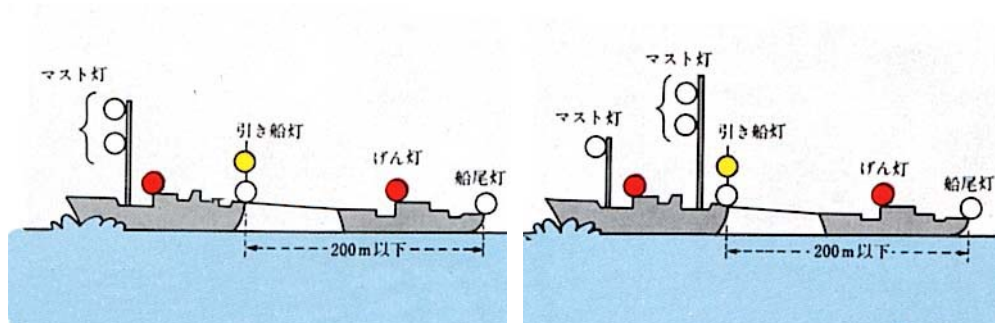
(2) 長さ50m以上の動力船がえい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200m以下のとき(次のいずれでもよい)



(3) 長さ50m未満の動力船がえい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200mを超えるとき(次のいずれでもよい)

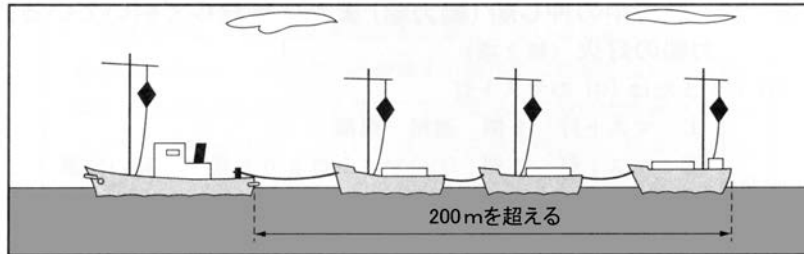


(4) 長さ50m未満の動力船がえい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200m以下のとき(次のいずれでもよい)



2 えい航船の形象物（法24条1項）

- (1) 動力船の長さに関係なく、えい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200mを越えるとき



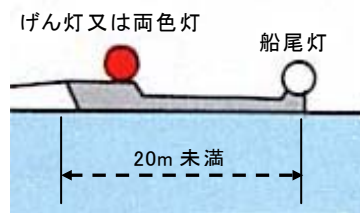
(注) 引かれ船（物件）の形象物については、「4. 引かれ船（物件）の形象物」参照

- (2) 動力船の長さに関係なく、えい航作業に従事する場合で、えい航物件の後端までの距離が200m以下のとき

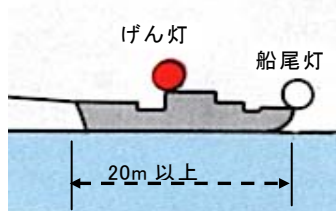
形象物は不要

3 引かれ船（物件）の灯火（法24条4項）

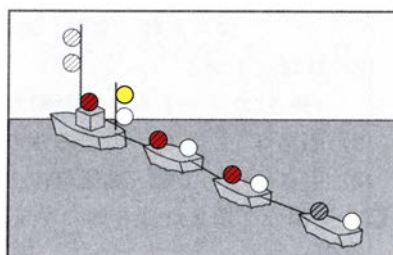
- (1) 引かれ船（物件）ごとに長さが20m未満のとき



- (2) 引かれ船（物件）ごとに長さが20m以上のとき

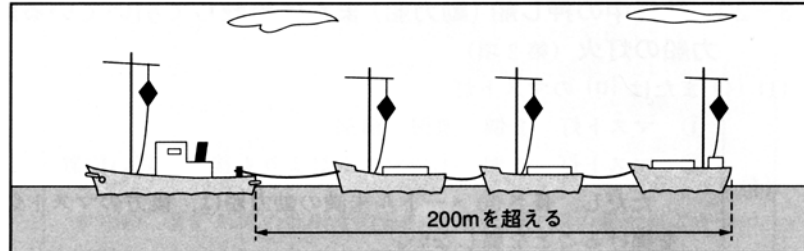


- (3) 引かれ船（物件）が複数の場合



4 引かれ船（物件）の形象物（法24条4項）

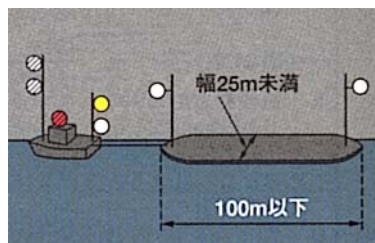
引かれ船（物件）ごとの長さに関係なく、えい航物件の後端までの距離が200mを超えるときは、引かれ船（物件）ごとにひし形形象物を1個掲げる。



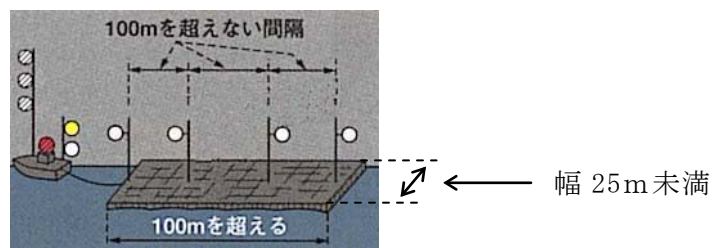
5 水没被曳航物件の灯火（法24条5項）

その相当部分が水没しているため視認が困難な引かれ船（物件）で、2以上の船舶その他の物件が連結して引かれているときは、これらの物件は、1個の物件とみなす。

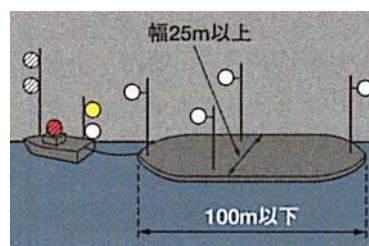
(1) 幅25m未満で長さが100m以下の水没被曳航物件



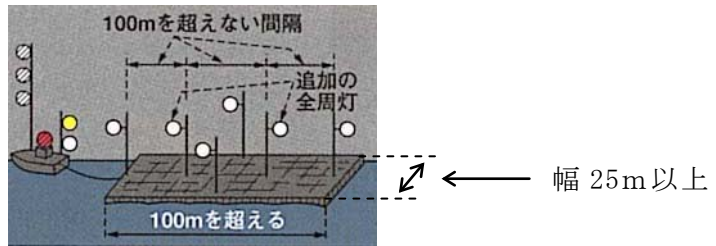
(2) 幅25m未満で長さが100mを超える水没被曳航物件



(3) 幅25m以上で長さが100m以下の水没被曳航物件

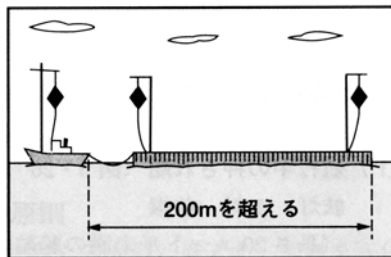


(4) 幅25m以上で長さが100mを超える水没被曳航物件

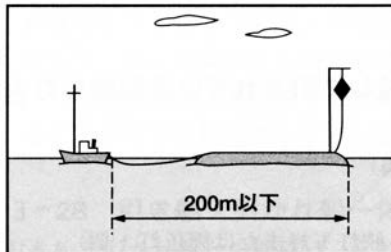


6 水没被曳航物件の形象物（法24条4項、5項）

(1) 水没被曳航物の幅に関係なく、えい航物件の後端までの距離が200mを越えるとき



(2) 水没被曳航物の幅に関係なく、えい航物件の後端までの距離が200m以下のとき



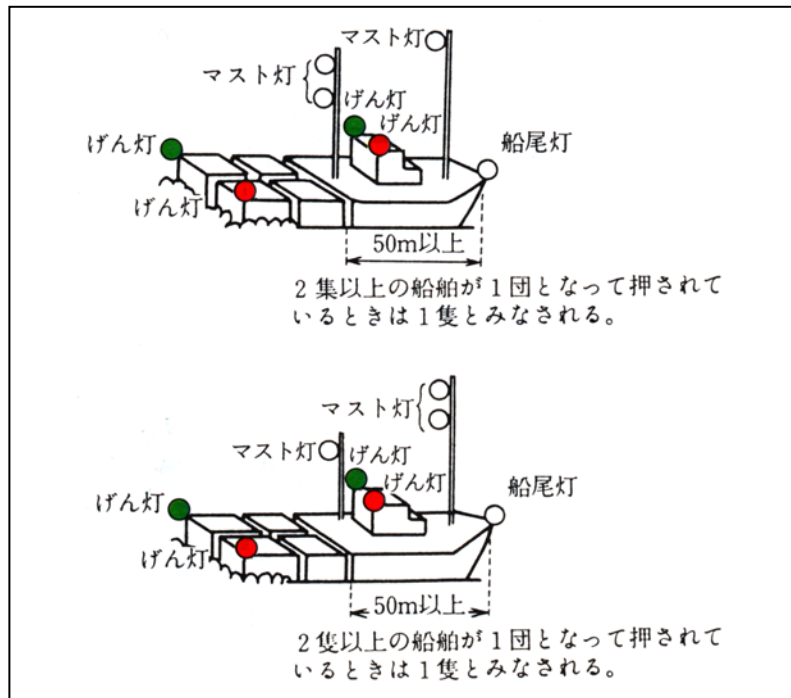
12 押し船等の
灯火・
形象物

航行中の押し船等の表示すべき灯火・形象物は、次のそれぞれの場合における図のとおりである。(法24条2項)

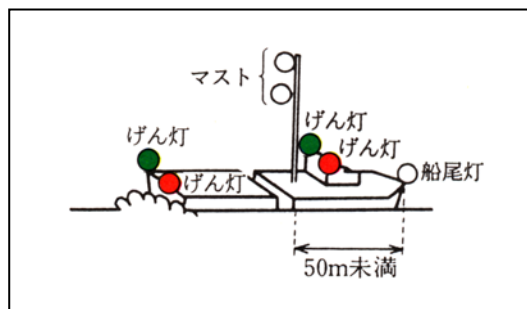
1 押している場合 (法24条2項、7項)

(1) 灯火

① 長さ50m以上の動力船が押している場合 (次のいずれでもよい)



② 長さ50m未満の動力船が押している場合



③ ①②で長さ20m未満の押され船にあっては、げん灯一対にかえて両色灯1個でもよい。

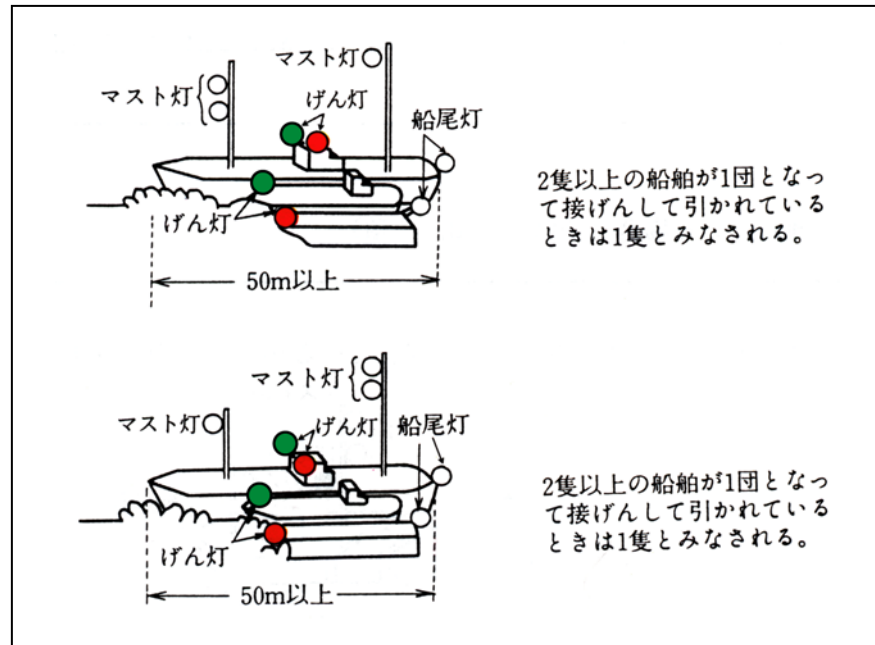
(2) 形象物

形象物は不要

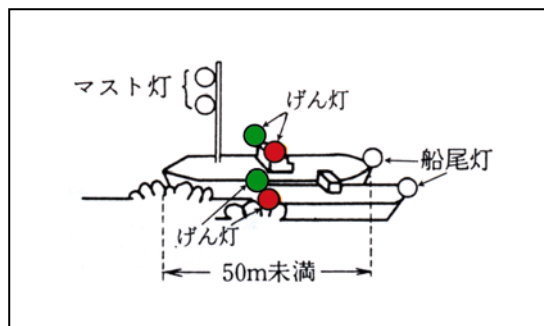
2 接げんして引いている場合（法24条2項、7項）

(1) 灯火

- ① 長さ50m以上の動力船が接げんして引いている場合（次のいずれでもよい）



- ② 長さ50m未満の動力船が接げんして引いている場合



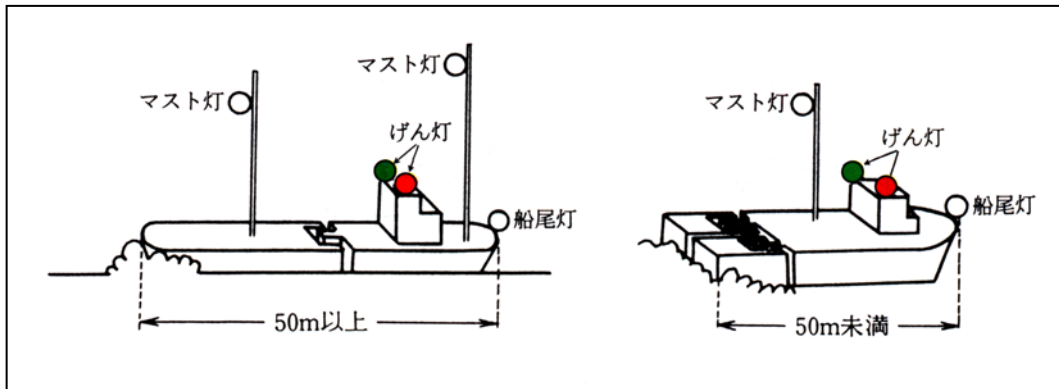
- ③ ①、②で長さ20m未満の接げんして引かれている船舶にあつては、げん灯一対にかえて両色灯1個でもよい。

(2) 形象物

形象物は不要

3 結合して一体となっている場合（法24条8項）

押している動力船と押されている船舶とが結合して一体となっている場合は、これらの船舶は1隻の動力船とみなされる。



船舶の操縦性能を制限する作業に従事する船舶には、その作業に従事していることを示す灯火又は形象物を備え付けなければならない。（法27条）

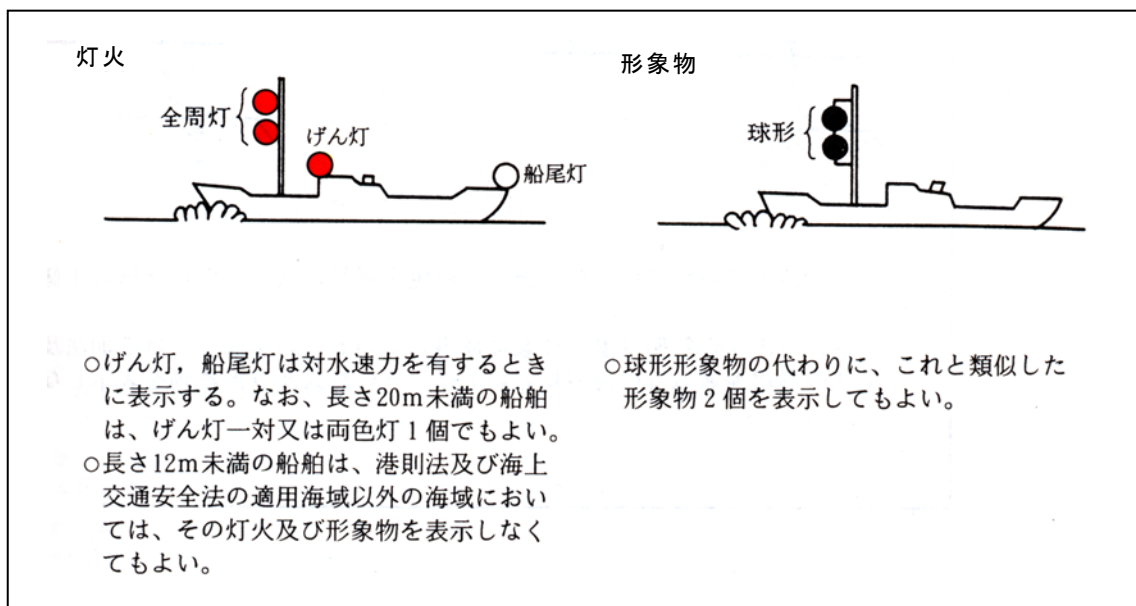
13 運転不自由船及び操縦性能制限船

1 操縦性能制限船は、次の各作業に従事中の船が対象となる（法3条7項）

- (1) 航路標識、海底電線又は海底パイプラインの敷設、保守又は引揚げ
- (2) しゅんせつ、測量その他の水中作業
- (3) 航行中における補給、人の移乗又は貨物の積替え
- (4) 航空機の発着作業
- (5) 掃海作業
- (6) 船舶及びその船舶に引かれている船舶その他物件がその進路から離れることを著しく制限するえい航作業

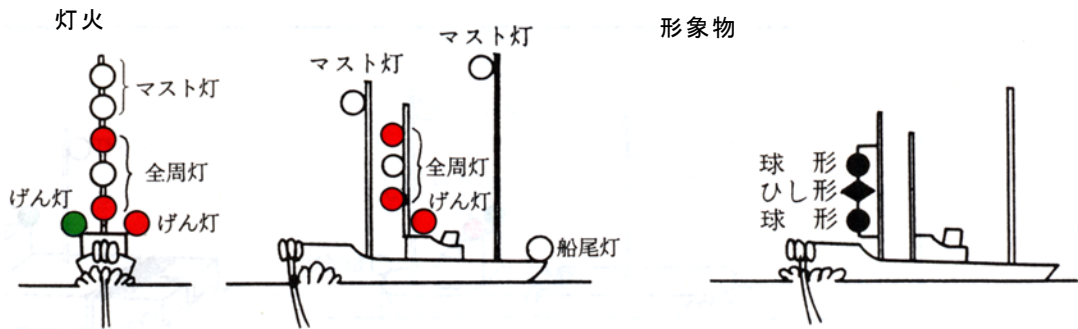
2 運転不自由船及び操縦性能制限船の灯火・形象物

- (1) 航行中の運転不自由船（法27条1項）



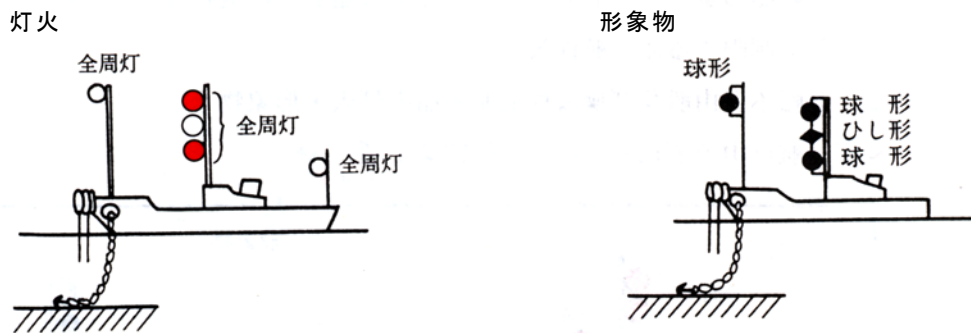
(2) 航行中又は錨泊中の操縦性能制限船（法27条2項）

イ. 航行中



- マスト灯、げん灯、船尾灯は対水速力を有するときに表示する。
- 長さ20m未満の船舶は、げん灯一対又は両色灯1個
- 長さ50m未満の船舶は、マスト灯は1個
- 長さ12m未満の船舶（潜水作業に従事しているものを除く）は、港則法及び海上交通安全法の適用海域以外の海域においては、その灯火及び形象物を表示しなくてもよい。

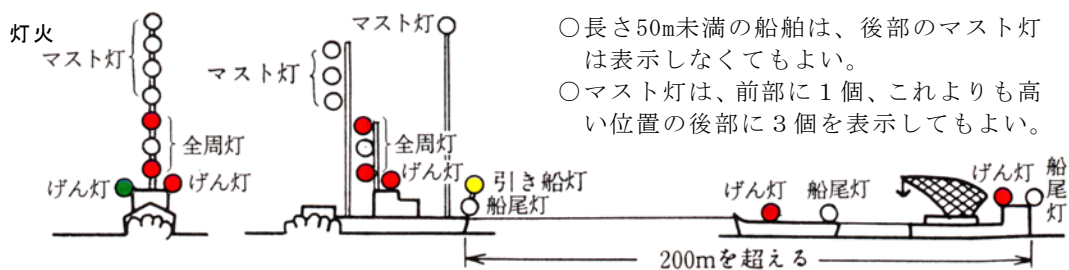
ロ. 錨泊中



- 長さ50m未満の船舶は、前 後部の白色全周灯に代え、白色全周灯1個を表示してもよい。
- 長さ12m未満の船舶（潜水作業に従事しているものを除く）は港則法及び海上交通安全法の適用海域以外の海域においては、その灯火及び形象物を表示しなくてもよい。

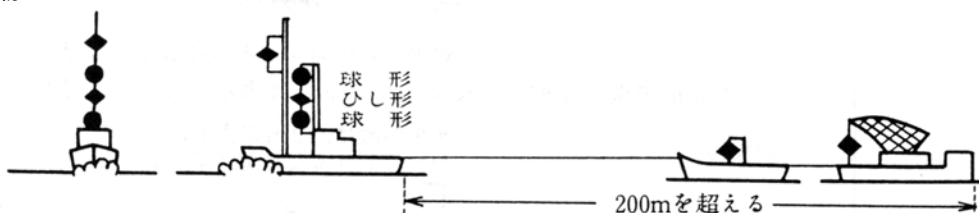
(3) 航行中の操縦性能制限船で進路から離れることを著しく制限する
えい航作業に従事している船舶（法27条3項）

イ. えい航物件の後端までの距離が200mを超える場合

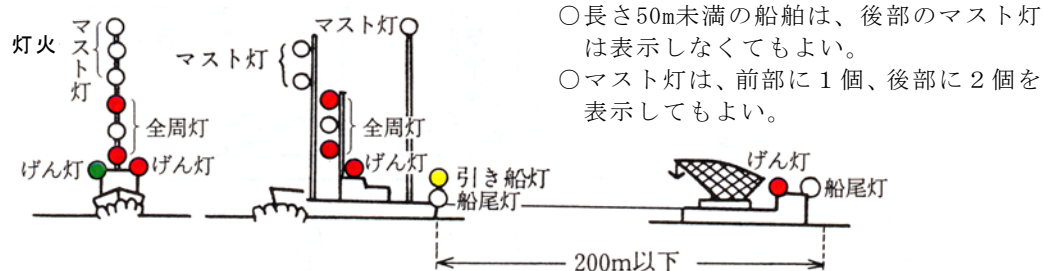


- 長さ50m未満の船舶は、後部のマスト灯は表示しなくてもよい。
- マスト灯は、前部に1個、これよりも高い位置の後部に3個を表示してもよい。

形象物

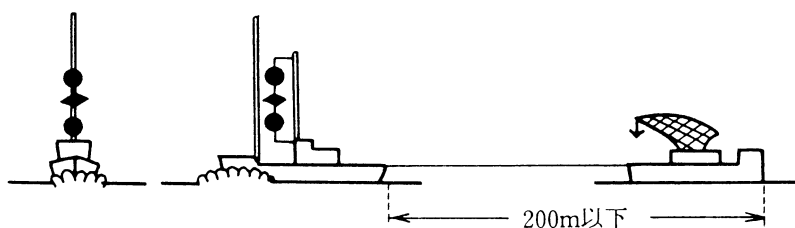


ロ. えい航物件の後端までの距離が200m以下の場合



- 長さ50m未満の船舶は、後部のマスト灯は表示しなくてもよい。
- マスト灯は、前部に1個、後部に2個を表示してもよい。

形象物

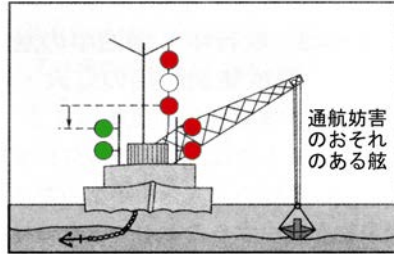


※ 長さ12m未満の船舶（潜水作業に従事しているものを除く）は、港規法及び海上交通安全法の適用海域以外の海域においては、その灯火及び形象物を表示しなくてもよい。

(3)の見出しでいう「進路から離れることを著しく制限するえい航作業」とは、一般のえい航作業より操縦性能が制限されていることを予想しているものであり、他船と見合関係が発生し、避航義務が生じたにもかかわらず、その進路を変更することが著しく困難である場合をいい、巨大船あるいは巨大物件（ケーソン等）をえい航している等、その進路を変更するに相当の時間を要する場合が考えられる。

- (4) 航行中又は錨泊中の操縦性能制限船で船舶の通行の妨害となるおそれがあるしゅんせつその他の水中作業に従事している船舶（法27条4、5項）

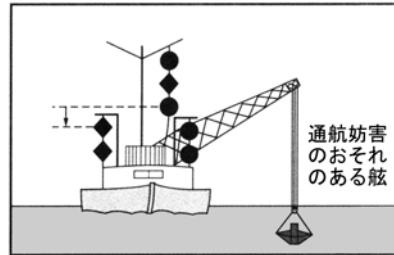
灯火



対水速力を有する場合は以下の灯火も必要

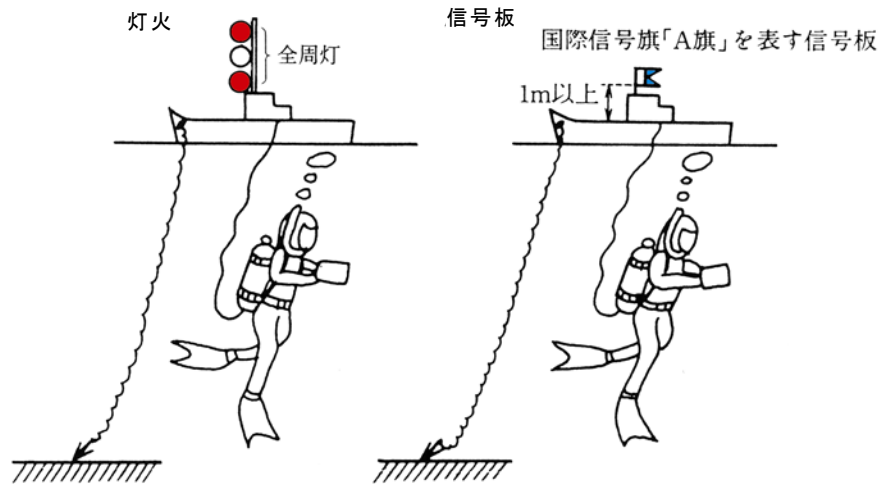
- ①マスト灯・・・2個（長さが50m未満のものは1個）
- ②舷灯・・・1対（長さが20m未満のものは、舷灯1対又は両色灯1個）
- ③船尾灯・・・1個

形象物



長さ12m未満の船舶（船舶作業に従事しているものを除く）は、港則法及び海上交通安全法の適用海域以外の海域においては、その灯火及び形象物を表示しなくてもよい。

潜水作業に従事している船舶がその船体の大きさのためその灯火又は形象物を表示することができない場合は、次の灯火又は信号板を表示する。



14 音響・発信信号

- 1 船舶が備えなければならない音響信号設備（法33条）
- (1) 長さ100m以上……………汽笛、号鐘、ドラ
 - (2) 20m以上～100m未満………汽笛、号鐘
 - (3) 12m以上～20m未満………汽笛、号鐘又は有効な音響信号手段
 - (4) 12m未満……………汽笛、号鐘、有効な音響信号手段のうち、
いづれか

2 信号の種類と方法

- (1) 船舶信号及び警告信号（法34条）

○ 操船信号（短音は約1秒間、長音は4～6秒間、以下同じ。）

| 区 分 | 汽笛信号 | 発 行 信 号 | |
|------------------------|-------------|--------------|--|
| ○進路を右に 転じている 場合 | 短音1回 ■ | せん光1回 ☆ | (備考) ○汽笛信号に加えて左の発光信号 を行うことができる。 |
| ○進路を左に 転じている 場合 | 短音2回 ■■ | せん光2回 ☆☆ | ○信号に使用する灯火……視認距 離5海里以上の白色全周灯 ○せん光の継続時間及びせん光と せん光の間隔……約1秒間 |
| ○機関を後進 にかけてい る場合 | 短音3回 ■■■ | せん光3回 ☆☆☆ | ○信号と信号との間隔……10秒以 上 |

○ 追越し信号及び同意信号

狭い水道等において、追越される船舶が追越しに同意して協力動作をとる場合に、両船が行う。

| 追 越 し 船 | 追 い 越 し さ れ る 船 |
|---|--|
| ○右舷側を追い越そうとするとき 汽笛による連続した長音2回、 短音1回 ■■■ | ○追越し船の意図に同意したとき 汽笛による連続した長音1回、 短音1回、長音1回、短音1回 ■■■ |
| ○左舷側を追い越そうとするとき 汽笛による連続した長音2回、 短音2回 ■■■■ | |

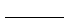
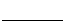
○ 疑問信号

汽笛による急速に短音5回以上（急速にせん光5回以上発する発光信号もできる）




■■■■■

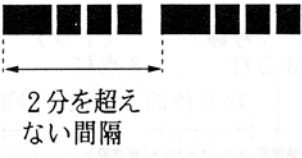
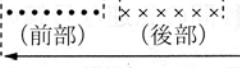
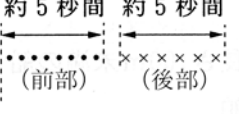
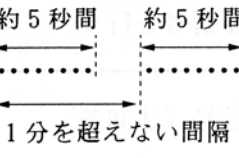
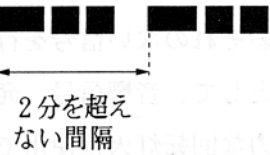
（他船の意図若しくは動作を理解できないとき、他船が衝突を避けるために十分な動作をとっている疑問のとき行う）


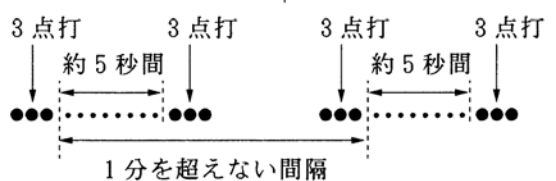
○ わん曲部信号及び同応答信号

他船を見通しできない狭い水路又は航路筋のわん曲部に接近する場合は、長音1回のわん曲部信号 、これを聞いた場合は、長音1回の応答信号 

(2) 視界制限状態における音響信号 (法35条)

| 形態 | 船舶の種類 | 信号 | 備考 |
|----|--|---|---|
| 航行 | ○動力船 対水速力 有り | 汽笛による長音1回  2分を超えない間隔 | ○押している動力船と押されている船舶とが結合して一体となっている場合、これらの船舶は1隻の動力船とみなされる。 |
| | 対水速力 なし | 汽笛による長音2回 約2秒間 約2秒間  2分を超えない間隔 | |
| 中 | ○他の船舶を引いている動力船 ○他の船舶を押している動力船 ○他の船舶に引かれていない次の船舶 ・漁ろうに従事している船舶 ・運転不自由船 ・操縦性能制限船 ・喫水制限船 ・帆船 | 汽笛による長音1回, 短音2回  2分を超えない間隔 | |

| 形態 | 船舶の種類 | 信号 | 備考 |
|-----|--|--|--|
| 航行中 | <ul style="list-style-type: none"> ○引かれている船舶 (2隻以上引かれているときは、最後部の船舶) | 汽笛による長音1回、 短音3回  2分を超えない間隔 | <ul style="list-style-type: none"> ○引かれている船舶に乗組員が乗っている場合に行う。 ○信号はできる限り引いている動力船の行う信号の直後に行う。 |
| 錨泊中 | <ul style="list-style-type: none"> ○長さ100m以上の船舶 (漁ろう船・操縦性能制限船を除く。) (号鐘) (どら) 約5秒間 約5秒間  (前部) (後部) 1分を超えない間隔 ○長さ100m未満の船舶 | 約5秒間の急速な号鐘の連打とこれに続く約5秒間の急速などらの連打  約5秒間 約5秒間 (前部) (後部) (注) 号鐘の連打は船舶の前部において、どらの連打は後部において行わなければならない。どらは号鐘の直後に行う。 約5秒間の急速な号鐘の連打  約5秒間 約5秒間 1分を超えない間隔 | <ul style="list-style-type: none"> ○接近している他の船舶に対して、自船の位置及び衝突の可能性を警告する必要があるとき、順次に短音1回、長音1回、短音1回の汽笛信号を行うことができる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○漁ろうに従事している船舶 ○操縦性能制限船 | 汽笛による長音1回、短音2回  2分を超えない間隔 | |

| 形態 | 船舶の種類 | 信号 | 備考 |
|------|---------------------------------|---|--------------------------------|
| 乗揚げ中 | ○長さ100m以上の船舶 | 約5秒間の急速な号鐘の連打及びこの信号の直前直後に行う号鐘の明確な3回点打とこれに続く約5秒間の急速などらの連打  | ○船舶は、左記信号のほか、適切な汽笛信号を行うことができる。 |
| | ○長さ100m未満の船舶 | 約5秒間の急速な号鐘の連打及びこの信号の直前直後に行う号鐘の明確な3回点打  | |
| ※ | ○長さ12m未満の船舶 (※：航行中、錨泊中、乗揚げ中) | この規定による信号を行うことを要しないが、その信号を行わない場合は、2分を超えない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。 | |

(3) 注意喚起信号 (法36条)

- ① 船舶は他の船舶の注意を喚起するために必要があると認める場合、例えば、他船が、暗礁の多い危険な水域に向かって進んでいる場合、灯火をつけ忘れて航行している場合等においては、本法に規定する信号（灯台等航行援助施設の灯火等と誤認されるおそれのない信号）を行うことができる。
- ② 信号として、音響信号、発光信号、探照灯の照射があるが、ストロボ等による点滅し、又は強力な回転灯火は使用してはならない。

(4) 遭難信号（法37条、則22条）

船舶は遭難して救助を求める場合、次に掲げる信号を行わなければならない。これらの信号はこの目的以外には使わない。また、これと誤認されるおそれのある信号を行ってはならない。

- ① 約1分の間隔で行う1回の発砲その他爆発による信号
- ② 霧中信号器による連続音響の信号
- ③ 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号
- ④ 無線電信その他の信号方法によるモールス信号「・・・――・・・」（SOS）の信号
- ⑤ 無線電話による「メーデー」という語の信号
- ⑥ 縦に上から国際信号書に定めるN旗及びC旗を掲げることによって示される遭難信号
- ⑦ 方形旗であって、その上方又は下方に球又はこれに類似するもの1個の付いたものによる信号
- ⑧ 船舶上の火炎（タールおけ、油たる等の燃焼によるもの）による信号
- ⑨ 落下さんの付いた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持ち炎火による信号
- ⑩ オレンジ色の煙を発することによる信号
- ⑪ 左右に伸ばした腕を繰り返しゆっくり上下させることによる信号
- ⑫ 無線電信による警急信号
- ⑬ 無線電話による警急信号
- ⑭ 非常用の位置指示無線標識による信号
- ⑮ 上記のほか、海上保安庁長官が告示で定める信号
告示で定める信号（平成4年海上保安庁告示17号）
 - ㊶ デジタル選択呼出装置を使用して行う遭難警報
 - ㊷ インマルサット船舶地球局の無線設備による遭難警報
 - ㊸ 衛星の中継を利用した非常用の位置指示無線標識による遭難警報
 - ㊹ 捜索救助用のレーダートランスポンダによる信号
 - ㊺ 直接印刷電信による「MAYDAY」という語の信号
（「MAYDAY」は、フランス語のm' aidez (help me) の変形したものである。）

○ 遭難信号は、これらの信号のうち、そのときの遭難の状況に適したものを一つ又は二つ以上用いて行うものである。

○ 船舶は、上記の各信号を行うに当たっては、次に定める事項を考慮するものとする。

- ① 国際信号書に定める避難に関連する事項
- ② 国際海事機関が採択した船舶捜索救助便覧 (MASAR) に定める事項
- ③ 黒色の方形及び円又は他の適当な図若しくは文字を施したオレンジ色の帆布を空からの識別のために使用すること。
- ④ 染料による標識を使用すること。

海上交通安全法 〔昭和47年 法律第115号 改正 平成21年7月3日法律第69号〕

海上交通安全法施行令 〔昭和48年 政令第5号
改正 平成13年12月28日 法令434号〕

海上交通安全法施行規則 〔昭和48年 運輸省令第9号
改正 平成24年3月19日 国土交通省令第19号〕

1 目的 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより船舶交通の安全を図ることを目的とする。（法1条1項）

2 海上衝突予防法との関係 海上衝突予防法（以下「海衝法」という。）の特別法として、適用海域内における特別な交通方法を定めてそれに従うこととされているが、この法律において特別の定めのない場合は、船舶は海衝法の規定に従って航行する。

3 適用海域 日本の沿岸海域のうち特に船舶交通のふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の三海域に適用される。（法1条2項）

ただし、これらの海域のうち次に掲げる海域には、この法律は適用されない。

- ① 港則法の港域
- ② 港則法の適用のない港においては港湾法の港湾区域
- ③ 漁港区域
- ④ 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

4 定義 1 航路：船舶の通路として政令で定める海域（法2条1項）
航路は次の11か所が設定されており、その区域は海図に記載されている。

| 海 域 | 航 路 の 名 称 |
|---------|--|
| 東 京 湾 | 浦賀水道航路、中ノ瀬航路 |
| 伊 勢 湾 | 伊良湖水道航路 |
| 瀬 戸 内 海 | 明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路、来島海峡航路 |

2 船舶：水上輸送の用に供する船舶類（法2条2項1号）

3 巨大船：長さ200m以上の船舶（法2条2項2号）

4 漁ろう船等：次の船舶（法2条2項3号）

(1) 漁ろうに従事している船舶

船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうしている船舶。（操縦性能制限船に該当するものを除く。）

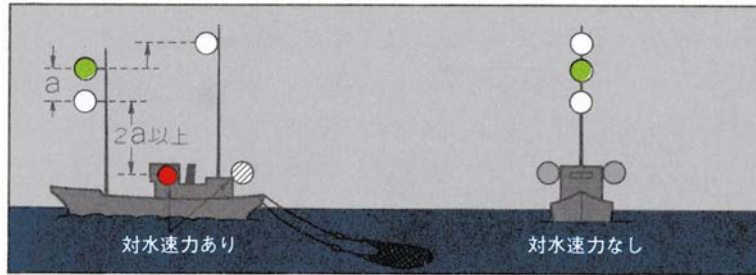
海衝法26条に規定する灯火（夜間）又は形象物（昼間）を表示しなければならない。

なお、一本釣りをしている漁船、漁場への往復の途上にある漁船等は、「漁ろうに従事している船舶」にあてはまらない。

漁ろうに従事している船舶の燈火及び形象物

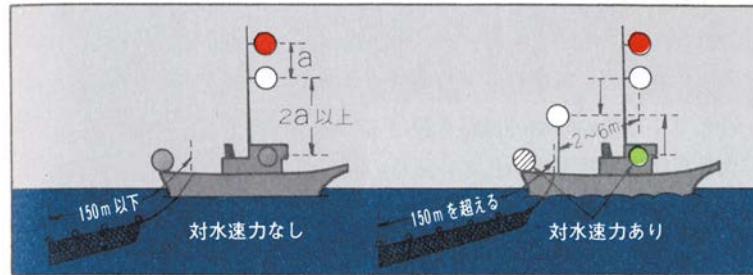
〔灯火〕

- ・トロールに従事している場合



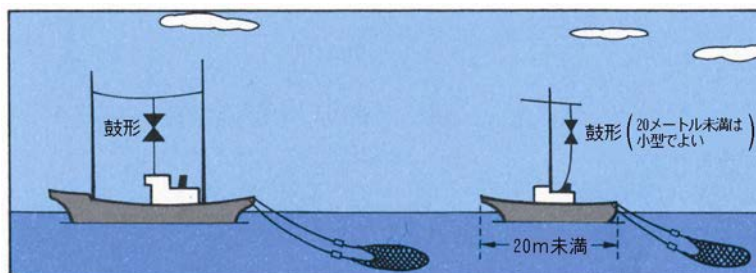
(注) 長さ50m未満の漁ろう従事船は、マスト灯火は不要である。
(法26条1項2号)

- ・トロール以外の漁ろうに従事している場合

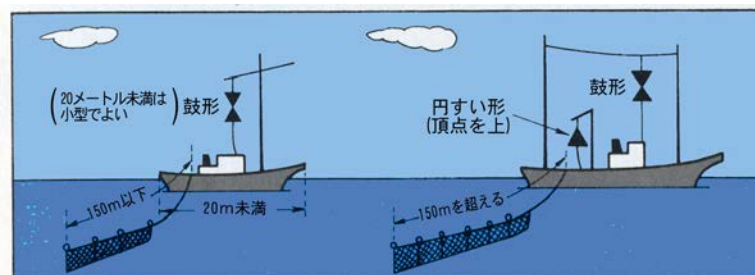


〔形象物〕

- ・トロールに従事している場合



- ・トロール以外の漁ろうに従事している場合

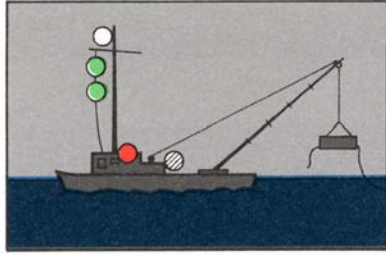


(2) 工事・作業の許可を受けた作業船

海上交通安全法（以下「海交法」という）30条1項又は港則法31条1項の規定による許可を受けて工事又は作業を行っているため、接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶で、則2条の灯火（夜間）又は形象物（昼間）を表示しているもの。

工事・作業の許可を受けた作業船の灯火・形象物（則2条2項）

〔灯火〕

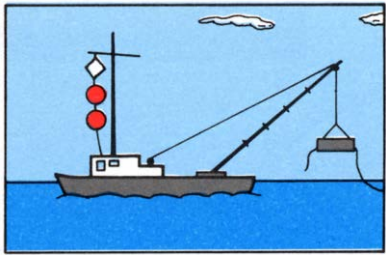


（注）・緑色の全周灯2個の間隔は、2m以上（長さ20m未満の船舶にあつては、1m以上）のこと。

・このほか、海衝法により必要とされる灯火を掲げること。

・後部マスト灯を掲げるときは、前部マスト灯の下方に緑灯2個を掲げること。

〔形象物〕



（注）・3個の形象物（白色ひし形1個及び紅色の球形2個）の間隔は、各々1.5m以上のこと。

・長さ20m以上の船舶にあつてはこれらの形象物の直径は0.6m以上でなければならない。

5 海交法の航法

航路における航法は、一般的航法（法3条～10条）、航路ごとの航法（法11条～21条）及び特殊な船舶の航法に分けて規定されており、ここでは、一般的航法の概要について記載する。航路ごとの航法等については、工事施工者側において海衝法と併せ、十分研究しておく必要がある。

1 避航等（法3条）

海衝法に規定する2船間の避航関係の特例を規定している。

(1) 航路を出入りし、横断し、又は航路に沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行する他の船舶と衝突するおそれがあるときは、これを避航しなければならない。

(2) (1)の状態の漁ろう船等又は航路内の停留船舶は、航路をこれに沿って航行する巨大船と衝突するおそれがあるときは、これを避航しなければならない。

(3) 巨大船以外の船舶と漁ろう船等又は航路内停留船とが出会ったときの避航関係は海衝法の規定による。

（参考） 船舶が錨泊をし、陸岸に係留をし、又は乗り上げていない状態のうち、停止して漂泊の状態にあるときが「停留」であり、進行しているときが「航行」である。

2 航路航行義務（法4条）

- (1) 長さ50m以上の船舶は、航路を航行しなければならない。
- (2) 他船を曳航する場合、引き船が50m未満であっても引かれる船の長さが50m以上のときは、航行義務がある。
- (3) 長さ50m未満の船舶も、航路を航行するときは、全て本法に定める交通方法に従わなければならない。
- (4) 航路航行義務の区間は、則3条に規定され、指定海図にも記載されている。
- (5) 次の場合は航行義務はない。

イ. 海洋調査等を行うための船舶で、この規定による交通方法に従わないことが止むを得ないと管轄海上保安部の長が認めたものが航行しようとするとき。

ロ. 海難を避けるため、又は人命若しくは他の船舶を救助するため止むを得ない事由があるとき（以下「海難等止むを得ない場合」という）。

3 速力の制限（法5条）

- (1) 航路の一定区間については、航行速力の制限がある。ただし、航路を横断する場合は除かれる。
- (2) 制限速力（対水速力）は、12ノット以下
- (3) 速力の制限区間は、則4条に規定し、指定海図に記載されている。

4 追い越しの場合の信号（法6条）

- (1) 汽笛を備えている船舶は、航路において、他の船舶を追い越そうとするときは、汽笛により所定の追い越し信号を行わなければならない。
- (2) 追い越し信号

①他の船舶の右舷側を追い越そうとするとき

長音1回・短音1回（一・）

②他の船舶の左舷側を追い越そうとするとき

長音1回・短音2回（一・・）

（注）本追い越し信号は、他の船舶を追い越す場合に必ず行わなければならない義務信号であるが、海衝法の規定による追い越される船舶の協力動作を必要とする場合の追い越し信号を行うときは、その信号によることができる。

（参考） 海衝法の狭い水道における追い越し信号

追い越し船

追い越される船

○右舷側を追い越そうとするとき

○追い越し船の意図を同意したとき

長音2回、短音1回

長音1回、短音1回

■ ■ ■

長音1回、短音1回

○左舷側を追い越そうとするとき

■ ■ ■ ■

長音2回、短音2回



5 追越しの禁止（法6条の2）

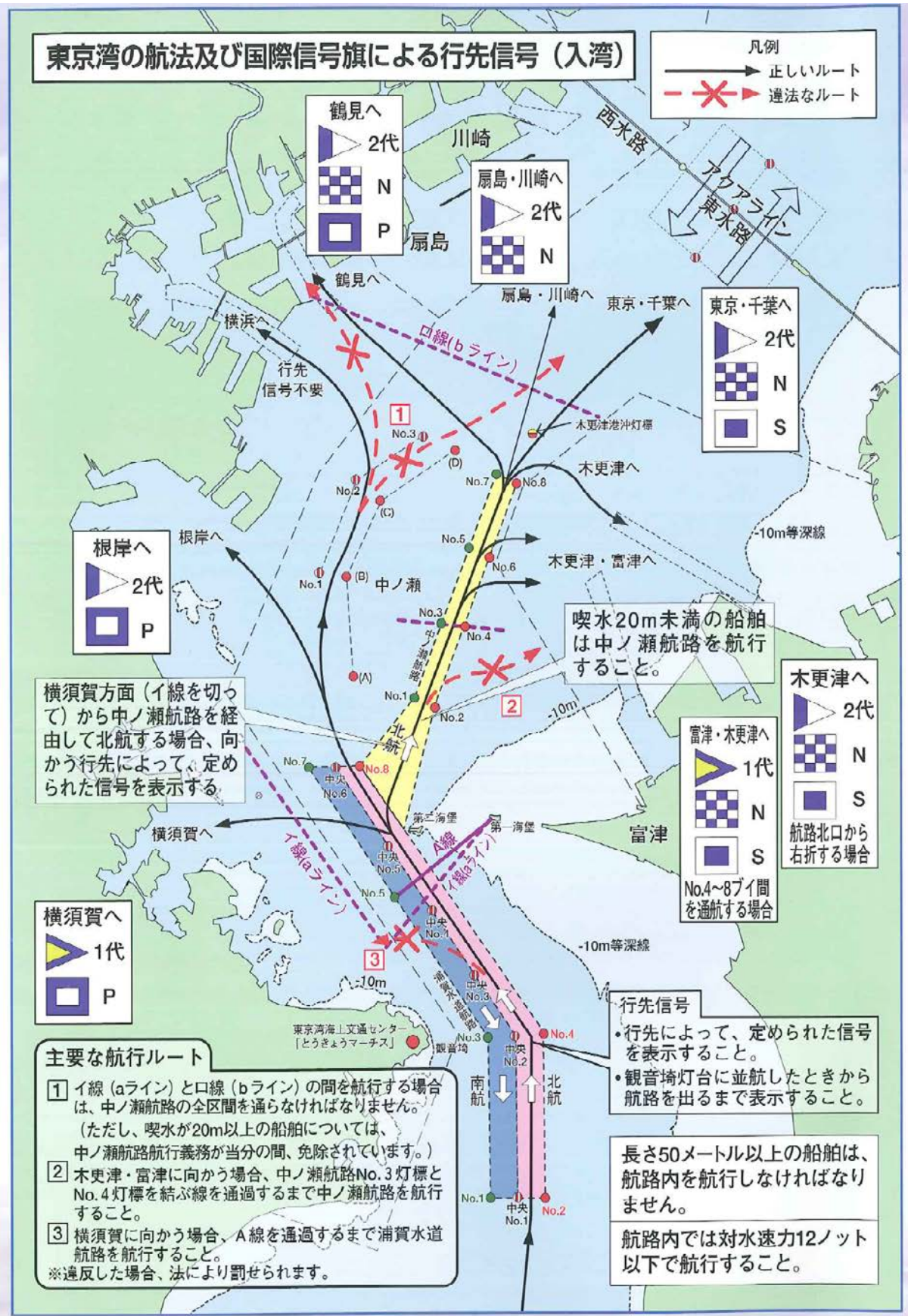
来島海峡航路を航行中の船舶は、当該航路の一部区間においては、これに沿って航行している他の船舶を追越してはならない。

ただし、海上交通安全法施行令4条に規定する緊急用務を行うための船舶であって、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が4ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が4ノット未満で航行している船舶を追い越す場合は除く。

6 進路を知らせるための措置（法7条）

- (1) 汽笛を備えている総トン数100トン以上の船舶は、航路に出入し、又は横断しようとするときは、信号によって行先を表示するとともに、当該航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、海上保安庁長官が告示で定める記号により、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信しなければならない。
- (2) 本法の信号による表示は、海衝法34条1項の操船信号とは意味が異なり行先を表示するものである。

海衝法の操船信号は、具体的に衝突のおそれのある場合であって航法規定による義務にもとづき針路を転ずるときに行う信号である。



7 航路横断の方法（法8条）

- (1) 航路と航路の交差部を除き、航路を横断するときは、できる限り直角に、すみやかに横断しなければならない。
- (2) 航路横断船は、衝突するおそれのあるときは航路航行船の船首方向を横切ってはならない。

8 航路への出入又は航路横断の制限（法9条）

- (1) 航路のうち、変針点に当たる個所、特に狭隘な個所、見通しの悪い個所、潮流の速い個所、船舶交通の特に集中する個所、航路と航路が交差している個所などでは、航路の出入横断が制限されている。（指定海図に記載）
- (2) 制限区域

- イ．備讃瀬戸東航路の宇高東・西航路との交差部付近
- ロ．来島海峡航路の馬島付近

- (3) 海難等止むをえない場合は、除かれる。

9 錨泊の禁止（法10条）

- (1) 航路においては、錨泊してはならない。錨が航路外でも船体が航路内に入ってはならない。
- (2) 海難等止むをえない場合は、除かれる。

10 航路外での待機の指示（法10条の2）

海上保安庁長官は地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生じるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

6 特殊な船舶（巨大船等）の航路における交通方法・特則

- 1 次に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の運輸省令で定める事項を海上交通センター所長に通報しなければならない。通報した事項を変更するときも同様とする。（法22条、則13条、32条）

- (1) 巨大船
- (2) 巨大船以外の船舶であって、長さ160m（伊良湖水道航路では130m、水島航路では70m）以上のもの。
- (3) 危険物積載船
- (4) 長大物件えい航船等：船舶、いかだその他の物件を引き又は押して航行する船舶で、引き船の船首から引かれている物件の後端まで又は押し船の船尾から押している物件の先端までの長さが200m（明石海峡航路では160m、来島海峡航路では100m）以上のもの。（則12条）

2 航路通報

巨大船等が航行しようとするときの航路通報の要領は、次のとおり。

(則13条、14条)

(1) 通報事項

船舶の名称、総トン数及び長さのほか則13条の定めによる事項。

(2) 通報の時期

| 船 舶 | 通 報 時 期 |
|--|------------------|
| 巨大船、液化ガス積載の総トン数25,000トン以上の危険物積載船、長大物件えい航船等 | 航路入航予定日の前日正午までに |
| 危険物積載船（上覧の船舶を除く。） | 航路入航予定時刻の3時間前までに |
| （備考）航路を航行する必要が緊急に生じた場合等は、通報事項をあらかじめ通報すれば足りる。（則14条3項） | |

(3) 通報の方法（昭和48海保庁告示109号）

航路通報は、無線通信、電報、電話、書面又はファクシミリによる方法がある。（告示2条）

書面又はファクシミリによる場合は、次頁の別記様式によること。

(4) 通報先

| 航 路 | 通 報 先 |
|--|----------------|
| 浦賀水道航路、中ノ瀬航路 | 東京湾海上交通センター所長 |
| 伊良湖水道航路 | 伊勢湾海上交通センター所長 |
| 明石海峡航路 | 大阪湾海上交通センター所長 |
| 備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路 | 備讃瀬戸海上交通センター所長 |
| 来島海峡航路 | 来島海峡海上交通センター所長 |

3 変更通報

航路通報で通報した事項に変更があったときは、変更通報を行わなければならない。（則14条）

(1) 通報の時期

航路入航予定時刻の3時間前に通報し、以降変更があったときは、直ちにその旨を通報する。

(2) 通報事項

最初に通報した事項のうち変更のあった事項。

(3) 通報の方法（昭48海保庁告示109号）

無線通信又は電話による方法がある。（告示3条）

- (4) 通報先
2 (1)と同じ

7 巨大船等 に対する 指示

- 1 海上交通センター所長は、巨大船等の航路の航行に伴い生ずる恐れのある船舶交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、巨大船等の船長に対し、航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備その他巨大船等の運航に関し必要な事項を指示することができる。（法23条、則15条、32条）

2 指示の方法

原則として航路通報の通報手段（無線通信、電報、電話、書面又はファクシミリ）に応じて行われる。

3 指示できる事項

- ① 航路入航予定時刻の変更
- ② 航路を航行する速力
- ③ 海上保安庁との間の連絡の保持（船舶局のある船舶）
- ④ 余裕水深の保持（巨大船）
- ⑤ 進路警戒船の配備（250m以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船）
- ⑥ 航行を補助する船舶の配備（巨大船又は危険物積載船）
- ⑦ 消防設備船の配備（危険物積載船で総トン数50,000トン（液化ガスである場合は総トン数25,000トン）以上のもの。）
- ⑧ 側方警戒船の配備（長大物件曳船船等）
- ⑨ そのほか、運行に関し必要と認められる事項

[注] (1) ⑥の「航行を補助する船舶」とは、例えば引き船であり、⑧の「側方警戒船」とは、例えば他船がえい航船列の途中を横切るのを警戒する船舶である。

(2) 海上保安庁は、これらの指示等を行うため、航路管制官を配置して、航行管制を行っている。

4 側方警戒船の配備指示

長大物件えい（押）航船の航路における航行にあたって、他船がえい（押）航船の間を横切ることを防止する等の警戒のために、側方警戒船の配備を指示されることがある。

この場合、側方警戒船として具備しなければならない要件は、次のとおりである。（昭51海保庁告示29号2条）

- (1) 長大物件えい（押）航船の航路における速力以上の速力で航行できること。
- (2) 156.30MHz、156.60MHz、156.65MHz、156.70MHz若しくは156.80MHzの周波数を有する無線電話で送受信が可能なもの又は交換に関する事務が電話取扱局によって行われる電話（船舶電話）を有しているこ

と。

- (3) 国際信号旗1組を有していること。
- (4) 拡声器を有していること。
- (5) 航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭48海保庁告示77号）で指示された海図のうち配備を実施する航路の区間が記載されているものを有していること。
- (6) 警戒業務管理者の設置に関する事項及び緊急時の措置その他配備の実施方法に関する事項を定めた警戒業務規程を有していること。
- (7) 昼間は紅白の吹き流し1個、夜間は少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分120回以上140回以下のせん光を発する緑色の全周灯1箇を掲げていること。

5 側方警戒船の指定（昭51海保庁告示76号）

側方を警戒する船舶を使用する者は、当該船舶について海上保安長官の指定を受けることができる。（告示2条）

（指定基準）

- (1) 性能、設備等は4項と同じ。
- (2) 船長等の資格
 - ① 当該船長が、当該航路における長大物件えい（押）航船の側方を警戒する業務に精通していること。
 - ② 当該船舶の船員が、毎月1回以上長大物件えい（押）航船の側方を警戒する業務を行うために必要な訓練を受けていること。

8 工事又は作業船に関する航法の特例

海交法30条1項又は港則法31条1項の規定による許可を受けて工事又は作業を行っている船舶は、当該工事又は作業を行うため止むを得ない必要がある場合において、法2条2項3号ロで定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、下表のとおり適用が除外される。（24条3項）

適用除外規定一覧

| 条 項 | 工事作業船 |
|------------------------|-------|
| 4条 (航路航行業務) | ○ |
| 5条 (速力の制限) | |
| 6条 (追い越しの場合の信号) | |
| 6条の2 (追越しの禁止) | ○ |
| 7条 (行先の表示) | |
| 8条 (航路の横断の方法) | ○ |
| 9条 (出入・横断の制限) | ○ |
| 10条 (錨泊の制限) | ○ |
| 11条 (浦賀水道航路、中ノ瀬航路の航法) | ○ |
| 13条 (伊良湖水道航路の航法) | ○ |
| 15条 (明石海峡航路の航法) | ○ |
| 16条 (備讃瀬戸東航路等の航法) | ○ |
| 18条1項～3項 (備讃瀬戸北航路等の航法) | ○ |
| 20条1項 (来島海峡航路の航法) | ○ |
| 21条1項 (来島海峡航路の航法) | ○ |
| 22条 (長大物件えい(押)航路の通報) | |

(注) ○印は、適用除外となる規定

9 危険防止のための交通制限等

1 海上保安庁長官は、工事・作業の実施により又は沈没船等があつて船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めてその海域を航行することができる船舶又は航行時間を制限することができる。(法26条1項)

2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前記の制限をした場合には、期間及び航路の区間を定めて、各航路の航法規定の交通方法と異なる交通方法を定めることができる。(26条2項)

これらの交通方法は告示されるので、官報・水路通報・航行警報又は最寄海上保安部署にて確認し、把握しておく必要がある。

例えば、次のような場合が該当する。

- (1) 船舶が沈没して通行船舶の喫水に比し水深が著しく浅くなっている場合、橋梁等の工作物が崩壊して水路を閉塞している場合、やぐら等の仮設工作物が設けられ船舶の通航に支障がある場合。
- (2) 架橋工事に際し、海峡を横切ってパイロットロープを渡す場合
- (3) 船舶の航行制限は、全ての船舶についておこなう必要はなく、一定の船舶についてのみ制限することができるし、一定の時間、例えば夜間に限って制限を行うことができるので、その内容を調べておくことが大切である。

10 小型船の灯火等

法適用海域において航行中・停留中の長さ12m未満の運転不自由船及び航行中・停留中・錨泊中の長さ12m未満の操縦性能制限船については、海

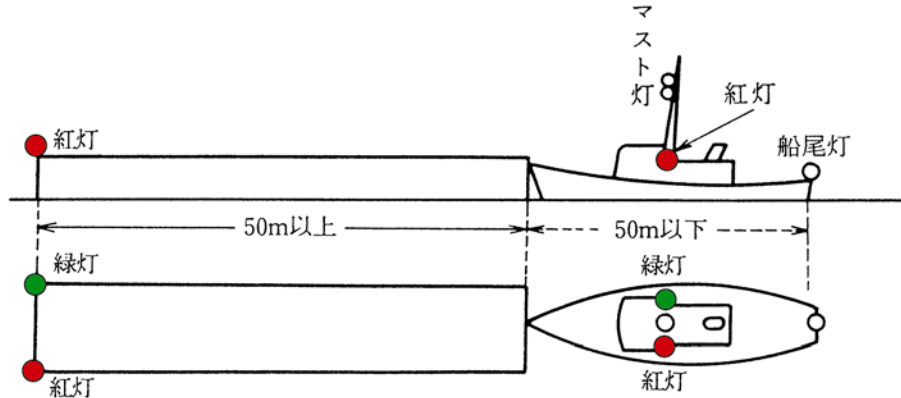
衝法27条1項及び7項の規定(表示義務の軽減特別措置)は適用されないの
で、常時定められた灯火又は形象物を表示しなければならない。(法28条2
項)

11 視界制限
状態にお
ける物件
曳航船の
音響信号
等

- 1 海衝法35条4項の規定は、法適用海域では船舶以外の物件を引き又は
押して航行し又は停留している船舶(当該引き船の船尾から当該物件の
後端まで又は当該押し船の船首から当該物件の先端までの距離が50m以
上となる場合に限る。)についても準用され、視界制限状態における音響
信号(霧中信号)(2分を超えない間隔で、長音1回に引き続く短音2回
一・・)を行わなければならない。(法29条1項)
- 2 船舶以外の物件を押して航行し又は停留している船舶は、その押す物
件に下表の灯火を表示しなければならない。
ただし、やむをえない自由により当該物件に次図の灯火を表示するこ
とができない場合においては、当該物件を照明するなどし、その存在を
示す必要な措置をとる。(法29条2項、則23条2項)
- 3 (海上保安庁長官が提供する情報の聴取)
 - (1) 海上保安庁長官は、特定船舶(長さ50m以上の船舶であって、航路
及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるも
のとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。)に対し、
国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障
害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない
船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行す
るために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情
報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。(法29条
の2・1項、規則23条の2)
 - (2) 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同
項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。
ただし、聴取することが困難な場所として国土交通省令で定める場
合は、この限りでない。(法29条の2・2項、規則23条の2、3)
- 4 (航法の遵守及び危険の防止のための勧告)
 - (1) 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条1項に規定する海域に
おいて適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認
める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその
他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合にお
いて、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要が
あると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国
土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を
講ずべきことを勧告することができる。
(法29条の3・1項、規則23条の4)
 - (2) 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による

勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。(法29条の3・2項)

夜間に物件を押している場合の灯火



中央に両色灯1個でもよい。
なお、げん灯又は両色灯を表示できないときは照明等

押船の長さ50mを超える場合は
後部マスト灯が必要

12 航路及びその周辺海域における工事等

1 次の各号のいずれかに該当する者は、(1)及び(2)に掲げる行為について管区海上保安本部長の許可を受けなければならない。なお、工事・作業の実施と工作物の設置は、別々に申請する。ただし、通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で、(3)に掲げる行為は許可を受ける必要はない。(法30条1項、37条、則32条)

(1) 航路又はその周辺の海域において工事又は作業をしようとする者
その周辺の海域とは、航路の側方の境界線から航路の外側(来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。)200m以内の海域及び船舶が航路を出入するための方向を整える海域として必要な航路の出入口の境界線及びこれに接続する側方区域の境界線から航行経路の方向に外側1,500m以内の海域をいう。(令7条)

(注) 一般に船舶の航行は作業ではないが、その中でも航行方法に制約を受けた状態で行われるもの(ソナーによる沈船の位置探査、複数船の特殊船隊の行動等)は、作業に該当する。

(2) 上記海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置(現存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。)をしようとする者

(3) 許可を受ける必要がない行為(則24条)

① 人命又は船舶の急迫した危難を避けるために行われる仮工作物の設置その他の応急措置として必要とされる行為

(注) 急迫した危難を避けるための応急措置は、油流出時におけるオイルフェンスの展張、台風時の橋の補修などがある。ただし、仮工作物は応急措置として設置後、急迫した危険が回避された後も

そのまま設置を続ければ、その時点で違法な行為となる。

- ② 漁具の設置その他漁業を行うために必要とされる行為
- ③ 海面の略最高水面からの高さが65mを超える空域における行為
- ④ 海底下5mを超える地下における行為

2 許可申請の手続き（則25条）

- (1) 申請書は3通（これ以外に関係する海上保安部署分も必要な場合がある。）を海域を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。
- (2) 申請書の記載事項
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 当該行為の種類（具体的に記載）、目的、場所及び方法
 - ③ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要
 - ④ 当該行為の着手及び完了の予定期日
 - ⑤ 工事・作業を実施しようとする者にあつては、現場責任者の住所氏名と使用船舶の概要
 - ⑥ 工作物の設置をしようとする者にあつては、その工作物の高さ、幅、長さ等の概要
- (3) 申請書には行為に係る場所の位置図とその行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図を添付しなければならない。
- (4) 申請は着手1か前までに行う。（行政指導）
なお、大規模な工事等の場合には、計画がかたまつた段階において余裕をもって申請を行うこと。

3 申請に係る行為が、次の何れかに該当するときは許可される。（法30条2項）

- (1) 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。
- (2) 当該申請に係る行為が許可に附された条件に従って行うことにより、船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。
- (3) 当該申請に係る行為が災害復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ一時的に行われるものであると認められること。

4 管区海上保安本部長は、許可をする場合において、必要があると認めるときは、許可の期間を定め及び船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を附することができる。（法30条3項、37条、則32条）

許可に附される条件は、例えば次のような事項である。

- (1) 工事又は作業の際に灯火又は標識を施すこと。
- (2) 工事又は作業際に警戒船を配備すること。
- (3) 工事又は作業を行う時間を調整すること。
- (4) 工作物の識別を容易にするための灯火又は標識を設置すること。

5 管区海上保安本部長は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため

特別の必要が生じたときは、4により附した許可条件を変更し、又は新たに条件を附することができる。(法30条4項、37条、則32条)

- 6 管区海上保安本部長は、許可を受けたものが4、5の条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取消し又は許可の効力の停止をすることができる。(法30条5項、37条、則32条)
- 7 許可を受けた者は当該許可期間が満了したとき、6により許可が取消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他原状回復の措置をとらなければならない。(法30条6項)
- 8 港則法に基づく港の境界付近においてする1の(1)に掲げる行為については、港則法又は本法のいずれか一方の許可を受ければ足りる。(法30条8項)

13 航路及びその周辺海域以外の海域における工事等

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ(1)及び(2)に掲げる行為をする旨を、管区海上保安本部長に届出なければならない。届出は工事・作業の実施と工作物の設置について別々に提出しなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で(3)に掲げる行為は届出する必要はない。(法31条1項、37条、則32条)
 - (1) 航路又はその周辺海域以外の適用海域において工事又は作業をしようとする者
 - (2) (1)の海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置をしようとする者
 - (3) 届出を要しない行為(則26条)
 - ① 12の1の(3)の許可を受ける必要がない行為(則24条)
 - ② 漁礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行うために必要とされる行為
 - ③ ガス事業法(昭和29年法律51号)によるガス事業の用に供するガス工作物(海底敷設導管及びその附属施設にかぎる。)及び電気事業法(昭和39年法律170号)による電気事業の用に供する電気工作物(電線路及び取水管並びにこれらの附属設備にかぎる。)の設置
(注) ガス工作物及び電気工作物の設置は届出を不要とされているが、これは工作物の設置についてであり、これらの施設の設置に伴う作業船等による電線架設等の海上工事・作業が行われるときは、施工者は当然にその工事・作業について届出ることが必要である。
- 2 届出の手続き(則27条)
 - (1) 届出書は、3通(これ以外に、関係する海上保安部署分も必要な場合がある。)を海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上警備救難部(以下管轄海上保安部という。)の長を経由して、管区海上保安本部長に提出しなければならない。

(2) 届出書の記載事項

- ① 法人にあってはその名称、住所及び代表者の氏名、個人にあってはその氏名及び住所
- ② 行為の種類、目的、場所及び方法
- ③ 当該行為の着手及び完了の予定期日
- ④ 当該行為により生ずるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要
- ⑤ 工事・作業を実施しようとする者にとっては、現場責任者の住所氏名と使用船舶の概要
- ⑥ 工作物の設置をしようとする者にとっては、その工作物の高さ、幅、長さ等の概要
- ⑦ シーバース等の係留施設の設置をしようとする者にとっては、その係留施設を使用させる船舶の種類、積荷の概要、使用回数、時間などの使用計画

(3) 申請書には行為に係る場所の位置図とその行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図を添付しなければならない。

工作物が係留施設の場合には、使用の計画の作成の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

(4) 届出は着手1か月前までに行う。(行政指導)。

3 管区海上保安本部長の届出に関する措置命令(法31条2項、37条、則32条)

管区海上保安本部長は、1の届出行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあった日から起算して30日以内に限り、届出をした者に対して船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 届出行為が、船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- (2) 届出行為が係留施設を設置する行為である場合には、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

4 管区海上保安本部長は、1の届出があった場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他3の期間内(30日)に処分することができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、3の期間を延長することができる。この場合には、3の期間内にその旨及び期間延長の理由を、届出者に対して通知しなければならない。(法31条3項、37条、則32条)

5 港則法に基づく港の境界付近における1の(1)の行為で、同法31条(同法37条の3の準用を含む)による許可を受けたときは、1の届出をすることを要しない。(法31条6項)

14 許可申請
及び届出
上の留意
事項

1 法30条1項、31条1項の規定における工作物の設置と当該工作物の設置に係る工事・作業の実施とは、船舶交通の危険の防止と言う観点からは、それぞれに別個の危険性があるので、別々に許可申請し又は届出することとなっている。

工作物の設置には必ず工事・作業が伴うこととなるので、工事・作業の実施方法も既に決まっている場合には、2つの許可又は届出が一括して処理されている。

2 工作物の設置についての規制対象海域から「港湾区域と重複している海域」が除外されているのは、当該海域において本条の規制と港湾法37条の規制とが二重に課せられるのを避け、船舶交通の場である当該港湾を管理する港湾管理者(港湾法2条参照)の一般的な管理権を尊重して、港湾管理者の判断にまかせることにより、規制を一本化している。

3 港則法による工事・作業の規制が港域の中だけでなくその境界付近にも及んでいるため、港域の外側であって、かつ本法の運用海域である場所における工事・作業については、両法の規制が二重に及ぶ場合が考えられる。

このような場合には、二重規制を避けるため、いずれか一方の許可を受け又は届出をすれば足りることとなっている。

4 本法に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長等に委任されている。(法37条、則32条)

5 船舶航行の障害となるおそれのある工事・作業については、海域・期間・方法・標識・警戒その他について、あらかじめ管轄海上保安部等及び管区海上保安本部に説明して指導を受けておく必要がある。

(1) 海上工作物の設置、浚渫その他工事・作業において、施工占用海域の設定により船舶交通の危険が生ずるおそれのあるときは、海上保安庁長官は、告示により航行制限を行う。

そのため、制限海域、制限期間等が極力少なくて住むよう施工方法を計画する。

(2) 海底の機雷・爆発物等危険物の存在は、工事施工上重大な危険を伴うものであり、浚渫、杭打ち等海底に衝撃を与え又は海底を攪乱する作業では、磁器探査又は潜水探査の実施計画・探査実施方法を策定する。

(3) 一般船舶の航行の安全及び施工上の防護対策として作業海域及び設置構造物の存在を表示する灯(浮)標・立標・音響信号等を設置する場合には、航路標識法による海上保安庁長官の許可を受けなければならない場合がある。この許可についても、申請から許可までの事務手続上1か月前には、併せて申請する必要があり、標識の規模、設置場所及び管理方法等計画立案する。

(4) 又、工程に応じた安全管理を図るため、人命救助・流出油・火災等の事故対策(防災能力を有する作業船の配備・オイルフェンス・油処

理剤の備蓄等) について実施要領を計画立案し提出する。

- 6 許可され又は届出を受理された工事・作業の種類・場所・方法・期間・標識等は、海上保安庁海洋情報部発行の水路通報、管区海上保安本部の水路通報に掲載され、重要な工事・作業については、所定の海上保安通信所の無線及びラジオ放送で船舶あてに放送される。水路通報は、その手続き上船舶関係にわたるには受理されてから早くとも2週間以上、管区水路通報は、早くとも1週間以上が必要となる。従って、施工位置・工法・標識等については、発注者・管轄海上保安部署と十分打合せをし、必要に応じて和文・英文等の周知広報用印刷物を作成して海事関係者に幅広くかつ速やかに伝達する必要がある。一般的には、印刷物は関係地域の海事関係事業者へ送付するとともに、関係海上保安部署・海運支局等の窓口へ備えて周知を図るが、大規模工事又は法定航路等大型船舶の通航海域における工事・作業については、全国の海上保安部署へ送付して、その協力を受けることも必要となる。

14-2
許可申請書・届出書の記載に係わる留意事項

| | 許可・届出に必要な記載事項 | 許可 | 届出 |
|----|--|----|----|
| 1 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | ○ | ○ |
| 2 | 当該行為の種類 | ○ | ○ |
| 3 | 当該行為の目的 | ○ | ○ |
| 4 | 当該行為に係る場所 | ○ | ○ |
| 5 | 当該行為の方法 | ○ | ○ |
| 6 | 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要 | ○ | |
| | 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講ずる措置の概要 | | ○ |
| 7 | 当該行為の着手及び完了の予定期日 | ○ | ○ |
| 8 | 航路又は航路周辺の海域で工事又は作業をしようとする者、航路又は航路周辺海域以外の海域で工事又は作業をしようとする者にあつては、次の事項 1. 現場責任者の氏名及び住所 2. 当該行為をするために使用する船舶の概要 | ○ | ○ |
| 9 | 航路又は航路周辺の海域で工作物の設置をしようとする者、航路又は航路周辺海域以外の海域で工作物の設置をしようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要 | ○ | ○ |
| 10 | 係留施設の設置をしようとする者にあつては、当該係留施設の使用の計画 | | ○ |

- 1 許可を受ける者又は届出しなければならない者は、「工事・作業をしようとする者」及び「工作物を設置しようとする者」である。
- 2 「工事・作業をしようとする者」とは、実際に工事・作業について指揮監督の責任を有する者であり、工事・作業の施工者即ち工事・作業の

請負人（元請業者）又は請負契約をしないで自ら工事・作業をする者のことである。又、「工作物を設置しようとする者」とは、その工作物の建築主即ち工作物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者である。

3 当該行為の種類

海上空港、連絡橋、沈埋トンネル等の海上工作物の建設とそれに伴う浚渫その他の作業は、規模が大きく、かつ施工期間も長期にわたり、工事施工に当たって作業計画が数段階に分けて立案されるものが多く、その都度許可申請する場合があると予想されるので、種類は、例えば『〇〇大橋2P下部工に伴うグラブ浚渫』、『〇〇工作物の設置』のようにその行為の様子が推定できるよう記載する必要がある。

4 当該行為の目的

架橋工事について見れば、最終目的は架橋であるが、先ず下部工の掘削についても、グラブ浚渫、穿孔、発破、グラブ浚渫、底面仕上げと続くなどの工程がある。目的は、『〇〇ケーソン設置に伴うTP-〇〇mまでの掘削』となり、浚渫予想土砂〇〇m³その他必要事項を附記することとなる。

併せて、工事の全体計画概要、工程等について説明し許可権者に工事の進展をあらかじめ認識してもらっておく必要もあり、最初の許可申請又は届出に当たっては、発注者側と協議し、計画・工程その他参考事項を一冊の説明資料として提出しておくことが望ましい。

5 当該行為に係る場所

水路通報に掲載された位置について、船舶側では海図上へ正確に記入して確認し、必要とあれば航法の検討を行うこととなる。したがって、その標示方法は、海図上の著名物標からの真方位・距離で精位置を出し、概位置を経緯度で示す必要がある。これらの位置は関係海図の中の最大縮尺のものについて示さなければならない。

位置の標示は、次の例により、申請書に、行為に係る場所の位置図を添付する。（則25条2項）

（例1）

〇〇灯台より真方位235.5° 2350mを中心とする半径1000mの海域
概位 北緯35度20.3分
東経134度12.4分

（例2）

イ点 〇〇灯台より真方位35度90mの地点
ロ点 イ点より真方位〇〇度〇米の地点
ハ点 ロ点より〃〇〇度〇米の地点
ニ点 ハ点より〃〇〇度〇米の地点
イ～ニの各地点を順次結んだ線と陸岸に囲まれる海域
概位 イ点 北緯 〇〇度〇〇.〇分

東経〇〇〇度〇〇．〇分

6 当該行為の方法

方法は、工事等の施工手段・方法等施工工程で使用する作業台船、アンカー等の設置作業海域、設置標識、警戒措置等の作業内容及び架橋工事におけるパイロットロープの渡海のような作業の実施計画を具体的に記載する。

6～10の内容は、船舶交通安全上の見地から、また当該工事又は作業の結果が船舶の安全に及ぼす影響について検討され、その可否が審査されるが、特に船舶交通の制限を行う必要がある場合には、制限の期間・区域等により施工方法を可能な限り改善するよう指示され、標識の設置・警戒措置等について必要な指導が行われることとなる。

従って、作業占用海域の範囲の設定根拠

標識灯の位置・灯質

狭視界等の施設の安全対策

一般的事故防止措置

を十分に説明するとともに、その資料としての

橋脚等設置図

工程表

作業台船及びアンカー等設置図

曳航計画

S E P等使用機械の配置図等

を準備して施工内容の認識を得ておく必要がある。

また、火薬類を使用する場合には、その時期・場所・使用数量を記載し、標識・警戒要領その他船舶に対する事故防止対策を策定して、その実施要領を併記し、使用時の海上保安部署・船艇の協力を要望しておく。

7 許可を申請する場合には『船舶の交通の妨害を予防するため』、届出の場合には『船舶交通の危険を防止するため』に講ずる措置と両者の表現が異なっている。

これは、航路という極めてふくそうする海域においては、障害物があってもこれに対して船舶の方が注意を払い避ける余裕がないので、あらゆる妨害を排除しなければならないが、航路ほどふくそうせず、かつ、比較的広い海域である一般の適用海域においては船舶の側からも注意を払い危険を防止することが可能なためである。

しかし、いずれにしても船舶交通の安全と施工上の安全とが両立するよう、その対策は厳格に講ずるよう注意しなければならない。

特に問題とされる点は、次のようなものである。

- (1) 作業区域の占用範囲とその標識
- (2) 作業台船、作業施設の存在とその標示
- (3) 海上保安庁設置の航路標識と作業区域を標示するための標識及び作業用照明との関係

- (4) 作業用照明の操船者に及ぼす眩惑作用
- (5) 附近海域の航行の円滑化を図るための通航船舶情報の把握と作業船等の運航管理
- (6) 火薬使用と航行船舶との安全関係（作業時間、航行船舶の把握、広報、警戒）
- (7) 施工者が設置する作業標識の保守管理

(4)の作業用照明については、架橋工事では、一般的に水路の特に狭くかつ屈曲した船舶交通のふくそうする海域で施工されるものが多く、航行船舶に対する影響については常に注意している必要がある。

殊に夜間照明については、労働安全衛生規則604条により就業場所の作業面の照度の保持が規制されているが、強力な灯下を水路側に照射したことにより航行船舶の操船者の眼を眩惑して衝突・乗揚等の事故の原因となった場合、操船者に与えた間接的な影響力が海難審判等で明らかとなれば、その責任の一担を負わされることとなりうる。

例えば、照明用灯光器は旋回・俯角変更可能なもの、灯火の減光又は被覆装置を有するものを使用し、海上保安部署、船舶運行関係者の意見を徴して、光束方向、光力又は間接照明（作業台船の反射光・塗色を含む）について労働安全衛生規則と両立するよう現地調整する必要がある。

港則法には、灯火の制限として次の明文規定があるが、海交法には規定がなく、同主旨は、管区海上保安本部長の指導にゆだねられている（地域による）と考えられる。

[港則法 36 条]

何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨げとなるおそれのある強力な灯火をみだりに使用してはならない。港長は、特定港内又は特定港の境界付近における船舶交通の妨げとなるおそれのある強力な灯火を使用している者に対し、その灯火の減光又は被覆を命ずることができる。

- 8 警戒船の配置計画と警戒要領
- 9 当該行為の着手及び完了の予定期日については、その後に短縮・遅延があるような場合には、早急に届出なければならない。
- 10 現場責任者の氏名、住所及び電話番号は、工事等施工中、管轄海上保安部等の指示又は緊急事態発生時の通報連絡に必要で、現場事務所が離れているときは、その所在地・電話番号等も届出しておく。現場責任者等に変更があったときは速やかに届出しておかなければならない。

使用船舶の概要については、工事に伴い使用する浚渫船、クレーン船、SEP、曳船、コンクリートミキサー船その他の作業船について、その種類、船名、要目（廃棄物排出船にあっては管区海上保安本部長の指定

した登録番号)、無線設備及び船舶電話番号、作業能力等について記載する。運航体制について、作業時間は原則日出～日没とする。視程1000m以下では一時作業中止する等の方針、管轄海上保安部等の指示を受け事故防止に万全を期す等付記しておく。

11 工作物の概要については、設置しようとする工作物の高さ、幅、長さ等の概要を記載し、行為に係る場所の位置図とその工作物の平面図、断面図及び構造図を添付しなければならない。(則25条2項、27条2項)

12 棧橋、シーバース等の係留施設を設置しようとするときは、その係留施設の具体的使用目的、船舶の種類、積荷の概要、使用回数(頻度DW 500t×5/月)、時間、附近水深などの使用計画を記載する。

この場合には、前号の図面に加えて、係留施設使用計画の作成の基礎を記載した書類を添付しなければならない。(則27条2項)

15 違反行為 者に対する 措置命令

管区海上保安本部長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、工作物の除去、移転又は改修等、船舶交通の妨害を予防し又は排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。(法32条、37条、則32条)

- (1) 管区海上保安本部長の許可を受けないで航路又はその周辺の海域において工事・作業を行なった者
- (2) 管区海上保安本部長が許可に附した条件に違反した者
- (3) 許可の期間が満了したとき、又は許可が取消されたときすみやかに当該工作物の除去、その他原状に回復する措置をとらなかった者
- (4) 管区海上保安本部長に届出ることなく、航路又はその周辺の海域以外の海域において工事・作業を行った者

16 海難が 発生した 場合の 措置

1 衝突・乗揚・沈没等の海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限りすみやかに、次に定めるところにより標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ当該海難の概要及びとった措置について海域の管轄海上保安部の長に通報しなければならない。ただし、港則法25条の規定の適用がある場合は除かれる。(法33条1項、37条、則32条)

- (1) 海難により航行困難となった船舶を他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがない海域まで移動させ、かつ当該船舶が移動しないように必要な措置をとること。(則28条1項)
- (2) 海難により沈没した船舶の位置を示すための指標となるよう、所定の白色せん光灯浮標を設置すること。(則28条2項)
- (3) 海難に係る船舶の積荷が海面に脱落し、散乱するのを防ぐため必要な措置をとること。(則28条3項)

また、発生した海難の概要と実施した応急措置を速かに管轄海上保安部の長に通報しなければならない。(則29条)

なお、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭45法律136号）の規定による通報をしたときは、当該通報した事項については通報することを要しない。（法33条2項）

- 2 港の境界附近で起こった海難については、港則法25条の規定に基づき措置をとることとなり、本法の適用は除かれる。（法33条1項）
- 3 管轄海上保安部の長は、海難船舶の船長が応急の措置をとらなかったとき、又はそれだけでは不十分であるときは、船舶所有者（船舶管理人、船舶借入人）に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（法33条3項、37条、則32条）

措置命令の相手方は次のとおりである。

- (1) 船舶が船舶交通の危険の原因となっている場合には、当該船舶の所有者
- (2) 船舶が積んでいた木材、引き又は押していた浮きドッグ等船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となっている場合には、当該物件を積載し、引き又は押していた船舶の所有者
- (3) (1)又は(2)の場合であって船舶が共有されているときは、船舶管理人、貸し渡されているときは船舶借入人

港 則 法 〔昭和23年 法律第174号
改正平成21年7月3日 法律第69号〕
港 則 法 施 行 令 〔昭和40年 政令第219号
改正 平成24年9月20日 政令第240号〕
港 則 法 施 行 規 則 〔昭和23年 運輸省令第29号
改正 平成24年3月12日 国土交通省令15号〕

- 1 目 的** 港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。(法1条)
- 2 適用港及びその区域** 港則法を適用する港及びその区域は港則法施行令で定められている。(法2条)
(港則法の港の区域は港域といい、港湾法の港の区域である港湾区域とは必ずしも一致していない。また、港則法の港と港湾法の港は名称や範囲が異なることがある。例えば、港則法上は大阪港・神戸港・尼崎西宮芦屋港であったものを統一され阪神港となっているが、港湾法上は大阪港、神戸港、堺泉北港、尼崎西宮芦屋港などとなっている。また、港湾法上は茨城港となっているが、港則法上は日立港、大洗港、常陸那珂港と個別の港である。)
- 3 定 義** 雑種船——汽艇、はしけ、及び端舟その他ろかいのみを持って運転し、又は主としてろかいを持って運転する船舶をいう。
特定港——特定港とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、港則法施行令で定めるものをいう。(法3条)
特定港は平成24年10月現在85港ある。(平成24年10月1日石狩湾港が追加)
これらの特定港には海上保安庁長官が任命する港長がおかれ、港長の事務を掌る。(海上保安庁法21条)
特定港以外の港則法適用港については管轄する海上保安部署長がその事務を掌る。(法37条の5)
- 4 入出港及び停泊** 入出港の届出——船舶(総トン数20トン未満、航行区域が平水区域などの船舶を除く。)は、特定港に入港したとき又は特定港を出港するときは入港届、出港届或いは入出港届により港長に届け出なければならない。(法4条)
びょう地——特定港内に停泊する船舶は、港則法施行規則(以下「規則」という)の定めるところにより、そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内(規則別表第1に定めるとおり)に停泊しなければならない。(法5条1項)
びょう地の指定——規則の定める船舶(総トン数500トン以上。関門港若松区においては総トン数300トン以上)は、規則の定める特定港内(京

浜港、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く）、関門港）に停泊しようとするときは、係留施設（岸壁、栈橋等）に係留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所の指定を受けなければならない。（法5条2項）

係留施設使用届——特定港の係留施設の管理者は当該係留施設を船舶の係留の用に供するときは、規則の定めるところ（総トン数500トン以上。（関門港若松区は総トン数300トン以上））により、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。（法5条5項）

移動の制限——海難その他やむを得ない場合を除き、港長の許可を受けなければ、雑種船以外の船舶は停泊した一定の区域外に移動し又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。なお、やむを得ず移動した場合は遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。（法7条）

修繕及び係船——特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。この場合、港長の指定する場所に停泊しなければならず、また、必要な員数の船員の乗船を命じられることがある。（法8条）

修繕とは緊急に移動することが困難な程度の修繕をいい、例えば、機関の大掛かりな分解修理など短時間で復旧できない修理をいう。

係船とは船舶検査証書を返納して、航行の用に供しないための係留状態をいう。

係留等の制限——雑種船及びいかだは港内においては、みだりにこれを係船浮標若しくは他の船舶に係留し、又は他の船舶の交通の妨げとなる恐れのある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。（法9条）

移動命令——港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して異動を命ずることができる。（法10条）

特に必要と認めるときとは、台風や津波の襲来などにより、港内に停泊していることが危険である場合や、火災、油の流出などの現場から隔離する必要がある場合などである。

特定港以外の港則法適用港にも準用される。

停泊の制限——港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は規則でこれを定める。（法11条）

具体的には、規則6条で、船舶は港内においては次に掲げる場所にみだりにびよう泊又は停留してはならないとしている。

① ふとう、栈橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近

② 河川、運河、その他狭い水路および船だまりの入り口付近

また、規則第7条で、港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずる恐れがあるときは、適当な予備びようを投下する準備をしなければならない。この場合において汽船は、さらに蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備を

しなければならないとしている。

5 航路及び航法

航路—— 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、規則に定める航路によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。(法 12 条)

航路内における禁止行為—— 船舶は、航路内においては次の各号の場合を除いては、投じようし、又は曳航している船舶を離してはならない。

- ① 海難を避けようとするとき。
- ② 運転の自由を失った時。
- ③ 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ④ 港長の許可を受けて工事または作業に従事するとき。(法 13 条)

航法——

- (1) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。
 - (2) 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。
 - (3) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き合うときは、右側を航行しなければならない。
 - (4) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
- (法 14 条)

航路外待機の指示—— 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして、航路ごとに規則で定める場合において、航路を航行し、又は航行する船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、規則で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することができる。(法 14 条の 2)

具体的には規則第 8 条の 2 に定められており、仙台塩釜港においては、仙台塩釜港航路の視程が 500m 以下の状態で、総トン数 500 トン以上の船舶が航路を航行する場合。

関門港においては、関門航路の視程が 500m 以下の状態である場合、早瀬瀬戸において潮流をさかのぼって航路を航行する船舶が潮流の速度に 4 ノットを加えた速力以上の速力(対水速力)を保つことができずに航行するおそれがある場合、関門第 2 航路、砂津航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路において、視程が 500m 以下の状態である場合に航路外で待機すべき旨の指示ができる。

防波堤入口付近の航法—— 汽船が港の防波堤入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。(法 15 条)

安全な速力—— 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に

危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。(港内とは防波堤の内側という意味でなく、港域内という意味であり、港域に近づいた時点から安全な速力で航行する必要がある。)。 (法 16 条)

右小回り左大回り——船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端、又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれの近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。(法 17 条)

雑種船・小型船の航法——

(1) 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。(法 18 条 1 項)

(2) 総トン数が 500 トンを超えない範囲内において規則で定めるトン数以下である船舶であって雑種船以外のもの(以下「小型船」という)は、規則で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。(法 18 条 2 項)

船舶交通の著しく混雑する特定港—京浜港、名古屋港、四日市港(第一航路・午起航路に限る。)、阪神港(尼崎西宮芦屋区を除く。) 及び関門港(響新港区を除く。)

規則で定めるトン数は、関門港は総トン数 300 トン、その他の京浜港等は総トン数 500 トン。

(3) 小型船及び雑種船以外の船舶は(2)の特定港内を航行するときは規則で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。(標識=数字旗 1) (法 18 条 3 項)

曳航の制限——船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは引船の船首から被えい物件の後端までの長さは 200m を超えてはならない。(則 9 条)

港長は、必要があると認めるときは、前項の制限をさらに強化することができる。(例えば、規則の各則において、京浜港・川崎第 1 区、横浜第 4 区において曳航長 150m に制限されている。)

進路の表示——船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置(A I S)の目的地情報として送信していなければならない。ただし、AIS を備えていない場合及び、当該船舶の船長が、船舶が抑留される等船舶の安全を確保するためやむを得ないと認める場合等はこの限りではない。(則 11 条 1 項)

船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港、又は那覇港の港内を航行するときは告示で定める信号旗を掲げて針路を表示するものとする。ただし、信号旗を有しない場合、夜間においてはこの限りでない。(則 11 条 2 項)

6 危険物

港長の指揮——爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ)を積載した船舶は、特定港に入港するときは港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。危険物の種類は規則でこれを定める。(法 21 条)(港則法施行規則の危険物の種類を定める告示)

停泊場所——危険物を積載した船舶は、特定港においては、びょう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。(法 22 条)

危険物荷役・運搬許可——船舶は特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。(法 23 条)

7 水路の 保全

廃物投棄禁止——何人も、港内又は港の境界外 1 万 m 以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ゴミその他これに類する廃物を捨ててはならない。(法 24 条 1 項)

脱落防止措置——港内又は港の境界付近において、石炭、石、レンガその他散乱する虞のあるものを船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。(法 24 条 2 項)

海難発生時の措置——港内又は港の境界付近において、発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあっては港長に、特定港以外の港にあっては最寄りの海上保安本部の事務所の長又は港長に報告しなければならない。(法 25 条)

8 灯火等

小型船の灯火——長さ 7m 未満の帆船及び航行中のろかい船は、港内においては、白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見やすい場所に表示しなければならない。また、長さ 12m 未満の小型船は、航行中の運転不自由船、及び航行中又はびょう泊中の操縦性能制限船の灯火及び形象物を表示しなければならない。(法 27 条)

汽笛——船舶は、港内においては、みだりに汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。(法 28 条)

火災警報——特定港内にある船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又はサイレンをもって長音を 5 回吹き鳴らさなければならない。警報は、適当な間隔をもって繰り返さなければ

ばならない。(法 30 条)

特定港内に停泊する船舶であって汽笛又はサイレンを備えるものは、船内において、汽笛又はサイレンの吹鳴に従事する者が見やすいところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならない。(法 30 条の 2)

9 雑 則

工事・作業の許可——特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

港長は、前項の許可をするにあたり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。(法 31 条)

なお、特定港以外の港則法適用港にも準用されるので、管轄する海上保安部長等の許可を受けなければならない。

行事許可——特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、あらかじめ港長の許可を受けなければならない。(法 32 条)

漁労の制限——船舶交通の妨げとなる虞のある港内の場所においては、みだりに漁労をしてはならない。(法 35 条)

灯火の制限——何人も、港内又は港の境界付近における船舶交通の妨げとなる虞のある強力な灯火をみだりに使用してはならない。(法 36 条)

喫煙等の制限——何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。(法 36 条の 2)

船舶交通の制限等——特定港内の規則で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のために行う信号に従わなければならない。(法 36 条の 3・1 項)

この詳細は規則別表第 4 に定められており、現在、苫小牧、八戸、仙台塩釜、鹿島、千葉、京浜、新潟、名古屋、四日市、阪神、水島、関門、高知、佐世保、那覇の各港について規定されている。

総トン数又は長さが規則で定める大きさ以上である船舶は、別表 4 の規定の水路を航行しようとするときは規則で定めるところにより港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報事項を変更するときも、同様とする。(法 36 条の 3・2 項)

通報対象船舶は、規則第 2 章に各港毎に定められている。通報事項は、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、水路を航行する予定時刻、連絡手段、船舶が停泊し、又は停泊しようとする係留施設。

事前通報事項の内容に、船舶の名称、総トン数・長さ、連絡手段、停泊する係留施設が追加されたことにより、港内交通管制の基準及び運用方法が変更されている水路・航路がある。対象港は鹿島港鹿島水路、千葉航路、千葉港市原水路、横浜航路でこれまでの総トン数での管制が、長さによる管制となり、港長が認めた管制対象船は出航信号での入航、入航信号での出航が可能となっている。今後、他港にも導

入される予定。

船舶交通の制限または禁止—— 港長は船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。(法 37 条 1 項)

港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。(法 37 条 4 項)

港長が提供する情報の聴取—— 港長は、特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第 18 条第 2 項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして、規則で定める航路及び当該航路の周辺の、特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして規則で定める、当該特定港内の区域を航行するものをいう。次条において同じ）に対し、規則で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために、当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として、規則で定めるものを提供するものとする。(法 37 条の 3・1 項)

特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。但し、聴取することが困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。(法 37 条の 3・2 項)

船舶交通が著しく混雑する特定港—京浜、名古屋、四日市(第一航路及び午起航路に限る)、阪神港(尼崎西宮芦屋区を除く)及び関門港(響新港区を除く)。

聴取義務—総トン数 500 トン以上(関門港は総トン数 300 トン以上)。

聴取することが困難な場合—VHF を備えていない、VHF による通信が困難な場合、他の船舶等と交信している場合。

航法の順守及び危険の防止のための勧告—— 港長は、特定船舶が前条第 1 項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を順守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、規則で定めるところ(VHF 無線電話その他の適切な方法による)により、進路の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。(法 37 条の 4・1 項)

港長は、必要があると認めるときは、勧告を受けた特定船舶に対し、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。(法 37

条の4・2項)

(注) 海上交通安全法の海域においても、航路外待機の指示、進路の表示、港長が提供する情報の聴取、航法の順守及び危険防止のための勧告に関して、港則法と同様の規定が定められ航路及びその付近海域に適用されている。(海上交通安全法も港則法と同時に改正され、平成22年7月1日から施行されている。)

港 湾 法 〔昭和25年 法律第218号
改正 平成24年3月31日 法律第15号〕
港湾法施行令 〔昭和26年 政令第4号
改正 平成23年11月18日 政令第3号〕

1 目 的 交通の発達および国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。(法1条)

2 定 義 港湾管理者——この法律で「港湾管理者」とは、この法2章1節の規定により設立された港務局又は法33条の規定による地方公共団体を言う。
(法2条1項)

港湾——

① 「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいう。現在、京浜港、大阪港、神戸港の3港

② 「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいう。現在、室蘭、苫小牧、仙台塩釜、千葉、新潟、伏木富山、清水、名古屋、四日市、堺泉北、姫路、和歌山下津、水島、広島、徳山下松、関門、博多の17港

③ 「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいう。現在、101港

④ 「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。
(以上、法2条2項)

⑤ 「避難港」とは、暴風雨に際し小型船が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。現在36港。(法2条9項)

港湾区域——国土交通大臣又は都道府県知事の同意又は届出があった水域をいう。(法2条3項)

臨港地区——都市計画法第2章の規定により臨港地区として定められた

地区又は法38条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

(法2条4項)

なお、港湾管理者は、臨港地区において、商港区(旅客又は一般貨物を取り扱う区域)、特殊物資港区(石炭、鉱石、その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱う区域)、工業港区(工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域)、漁港区(水産物を取り扱わせ、又は漁船

の出漁の準備を目的とする区域)、バンカー港区(船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域)、保安港区(爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域)、マリーナ港区(スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域)等、9つの分区を指定することができる。(法39条)

港湾施設—— 港湾区域、および臨港地区内における次の施設をいう。

(法2条5項)

水域施設(航路、泊地および船だまり)、外郭施設(防波堤、護岸水門など)、係留施設(岸壁、係船浮標、栈橋および物揚場など)、臨港交通施設(道路、駐車場、橋梁、鉄道、運河及びヘリポートなど)、航行補助施設(航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設)、荷さばき施設(固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋)、保管施設(倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、及び貯油施設)等18の施設をいう。

港湾工事—— 港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行うものをいう。

開発保全航路—— 港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するための開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含む。その区域は政令で定められている。

3 工事等の許可

港湾区域—— 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域内(港湾隣接地域)において、次の行為をしようとするものは、港湾管理者の許可を受けなければならない。(法37条1項)

- ① 港湾区域内の水域(上空100mから水底下60mの区域を含む)又は公共空地の占用
- ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
- ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- ④ ①～③を除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える恐れのある、政令で定める行為(護岸、堤防、岸壁、栈橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域における重量構築物の建設又は改築、港湾管理者指定の廃物の投棄、地下水採取施設の建築又は改良)

4 禁止行為

- 1 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は国土交通大臣が認定した港湾施設の区域内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者

が指定したものを捨て、又は放置してはならない。(港湾区域の定めのない港湾についても同様) (法 37 条の 3・1 項)

2 何人も、開発保全航路内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。(法 43 条の 8・1 項)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

| | |
|--|--|
| | 〔昭和45年 法律第136号 改正 平成24年9月12日 法律第89号〕 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 | 〔昭和46年 政令201号 改正 平成24年6月29日 政令第179号〕 |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 | 〔昭和46年 運輸省令第38号 改正 平成24年2月15日 政令第9号〕 |
| 海洋汚染設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令 | 〔昭和58年 運輸省令第38号 改正 平成22年12月1日 国土交通省令第56号〕 |
| 海洋汚染設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則 | 〔昭和58年 運輸省令第39号 改正 平成23年5月19日 国土交通省令第42号〕 |

1 目 的

この法律は、次のような規制、措置等を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的としている。(法1条)

- ① 船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出することの規制
- ② 海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄することの規制
- ③ 船舶から大気中に排出ガスを放出することの規制
- ④ 船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することの規制
- ⑤ 廃油の適正な処理を確保することの規制
- ⑥ 排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除のための措置
- ⑦ 海上火災の発生及び拡大の防止のための措置
- ⑧ 海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置

2 定 義

用語は、次のように定義されている。(法3条)

1 船舶

海域（港則法に基づく港の区域を含む。）において航行の用に供する船舶類をいう。

2 油

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物（国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

3 有害液体物質

油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であって政令で定めるものを除く。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であ

て船舶によりばら積みの液体物質として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の船浄水その他船舶内で生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他環境省令で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）において管理されるものをいう。

4 未査定液体物質

油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質以外の物質であって船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。

5 廃棄物

人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。

6 オゾン層破壊物質

オゾン層を破壊する物質であって政令で定めるものをいう。

7 排出ガス

船舶において発生する物質であって窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物質（油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。）その他の大気を汚染するものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。

8 排出

物を海洋に流し、又は落とすことをいう。

9 海底下廃棄

物を海底の下に廃棄すること（貯蔵することを含む。）をいう。

10 放出

物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

11 焼却

海域において、物を処分するために燃焼させることをいう。

12 海洋施設

海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油又は廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。

13 ビルジ

船底にたまった油性混合物をいう。

14 廃油

船舶内において生じた不要な油をいう。

15 廃油処理施設

廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。）の用に供する設備の総体をいう。

16 危険物

原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

17 海洋汚染等

海洋の汚染並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾンの破壊をいう。

18 海上災害

油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災（海域における火災をいう。）により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。

19 海洋環境の保全等

海洋環境の保全並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全をいう。

3 船舶からの油の排出規制

海域において、船舶から油を排出することは禁止されている。ただし、緊急避難又は不可抗力的なもの及び一定の条件に従って行う場合には、例外的に排出が認められている。（法4条）

3-1

例外的に認められる油の排出

1 緊急避難又は不可抗力的な場合の油の排出

- (1) 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出
- (2) 船舶の損傷その他やむをえない原因により油が排出した場合において、引き続き排出を防止するために可能な一切の措置をとったときの当該油の排出

2 船舶から一定の条件に従って行う油の排出（令1条の8）

船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、次のとおりとする。（表1参照）

- (1) 希積しない場合の油分濃度が10,000cm³当たり0.15cm³以下であること。
- (2) 南極海域以外の海域において排出すること。
- (3) 当該船舶の航行中に排出すること。
- (4) ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。
- (5) 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希積しない場合の油分濃度が10,000cm³当たり0.15cm³以下であることとする。
- (6) 排出基準に従ってするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

3-2

油による 海洋汚染 の防止の ための設 備等

- 1 油による海洋の汚染の防止のための設備等（法5条）
 - (1) 船舶所有者は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）に、ビルジ等排出防止設備を設置しなければならない。
 - (2) ビルジ等排出防止設備（技術上の基準4条）

船舶所有者が船舶に設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、以下のとおりである。（表2参照、総トン数の定めのない船舶の総トン数の概算値については、表3参照）

 - 一 総トン数400トン未満の船舶及び総トン数400トン以上の国際航海に従事する船舶以外の船舶であって推進機関を有しないもの（以下「内航非自航船」という。）

: ①油水分離装置
 - 二 総トン数400トン以上10,000トン未満の船舶（内航非自航船を除く。）

: ①油水分離装置、②スラッジ貯蔵装置
 - 三 総トン数10,000トン以上の船舶（内航非自航船を除く。）

: ①油水分離装置、②ビルジ用濃度監視装置、③スラッジ貯蔵装置
- 2 油及び水バラスト積載の制限（法5条の3）
 - (1) 船舶の船首隔壁より前方にあるタンクには、油を積載してはならない。ただし、総トン数400トン未満のノンタンカーについては、この限りでない。
 - (2) 分離バラストタンクを設置した総トン数4,000トン以上のノンタンカーの燃料油タンクには、水バラストを積載してはならない。ただし、悪天候下において船舶の安全を確保するためやむを得ない又は船舶の復元性を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 廃油処理施設の利用

主要な港湾には、船舶で発生するビルジ等の廃油類を受入れて適切に処理するための廃油処理施設が整備されている。

3-3

法定書類

- 1 油濁防止規程（法7条）
 - (1) 総トン数400トン以上のノンタンカー（内航非自航船又は係船中の船舶を除く。）の船舶所有者は、油濁防止規程を定め、船内に備え置き又は掲示しておかなければならない。
 - (2) (1)の船舶の船長は、油濁防止規程に定められた事項を当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で油の取扱いに関する作業を行う者に周知させなければならない。
- 2 油濁防止緊急措置手引書（法7条の2）
 - (1) 総トン数400トン以上のノンタンカー（内航非自航船又は係船中の船舶を除く。）の船舶所有者は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、船内に備え置き又は掲示しておかなければならない。
 - (2) 作成に関する技術上の基準（技術上の基準35条）

- 一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。
- 二 次に掲げる事項が定められていること。
- イ 船長が当該船舶からの油等の不適正な排出に関する通報を行うべき場合、通報すべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続に関する事項
- ロ イの通報を行うべき海上保安機関及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項
- ハ 油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項
- ニ 海上保安機関と船舶内の措置について調整するための手続及び当該船舶内の連絡先に関する事項

3 油記録簿（法8条）

- (1) 総トン数100トン以上のノンタンカーの船長（非自航船は船舶所有者）は、油記録簿を船内（非自航船は船舶所有者の事務所）に備え付けなければならない。ただし、タンカー以外の船舶でビルジが生ずることのないものについては、この限りでない。
- (2) (1)の船長は、油の排出その他の油の取扱いに関する作業が行なわれたときは、そのつど、油記録簿への記載を行わなければならない。
- (3) (1)の船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から3年間、船舶内等に保存しなければならない。

4 船舶からの有害液体物資等の排出の規制

船舶からの有害液体物質の海洋への排出については、油の排出と同様に緊急避難・不可抗力的な場合及び一定の条件に従った場合を除き、禁止されている。（法9条の2）

5 船舶からの廃棄物の排出の規制

海域において、船舶から廃棄物を海洋に排出することは禁止されている。ただし、緊急避難・不可抗力的な場合及び一定の条件に従う場合には例外的に排出が認められている。（法10条）

5-1

例外的に認められる廃棄物の排出

- 1 緊急避難又は不可抗力的な場合の廃棄物の排出
 - (1) 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
 - (2) 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において、引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出
- 2 一定の条件に従って排出する場合
 - (1) 船舶内にある船員等の日常生活に伴う廃棄物の排出
 - ① 船員等の日常の生活に伴い生ずるふん尿等の排出（表4参照）
 - ② 船員等の日常生活に伴い生ずるゴミ等の排出（表5参照）
 - (2) 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であって、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従ってする排出（表6参照）

- (3) 公有水面埋立法の免許又は承認を受けた埋立場所等への廃棄物の排出（水底土砂に関しては表7参照）
- (4) 次に掲げる廃棄物であって、環境大臣の許可を受けてする排出
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で海洋を投入処分場所とすることができるものと定められた廃棄物
 - ② 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で指定水底土砂、特定水底土砂、有害水底土砂を除く（用語説明は表7参照）
- (5) 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするもの
- (6) 海洋投棄規制条約の締約国たる外国において積み込まれた廃棄物の当該締約国の国内法に従って行う排出（本邦周辺海域とするものを除く。）
- (7) 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出

5-1-1

排出海域及び排出方法に関する基準（参考）

環境大臣の許可を受けて排出する廃棄物の排出海域及び排出方法に関し環境省令で定める基準は、表8に掲げるとおりとする。（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令6条（平成17年9月22日環境省令28号、最終改正：平成18年12月15日環境省令36号））

- (1) 排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合には、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る規定による基準が適用されるものとする。
- (2) 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。
- (3) 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。
- (4) 排出海域に関する基準に従って排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

5-1-2

海洋投入処分の許可等

- 1 環境大臣の許可（法10条の6）

船舶から上記2の(4)①又は②の廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
- 2 排出海域の監視（法10条の9）
 - (1) 1により環境大臣の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、許可申請書に記載した監視計画に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。
 - (2) 1により環境大臣の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。
- 3 廃棄物排出の確認（法10条の12）

- (1) 1による環境大臣の許可対象廃棄物又は緊急処分が必要と認めて環境大臣が指定した廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積載前（船舶内で生じたものであるときは、その排出前）に、その排出計画等について海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- (2) 海上保安庁長官は、排出計画が許可に係る実施計画又は環境大臣の定める基準に適合するものであることを確認したときは、排出確認済証を交付しなければならない。
- (3) 排出確認済証は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に備え置かなければならない。

5-2 法定書類

1 船舶発生廃棄物汚染防止規程（法10条の3）

総トン数400トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶については、これに相当する搭載人員、以下「2. 船舶発生廃棄物処理記録簿」について同じ。）15人以上の船舶所有者は、船舶ごとに、船舶発生廃棄物（船員その他の者の日常生活に伴い生じるゴミ等その他これに類する廃棄物をいう。）の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項及び船舶発生廃棄物の不適切な排出の防止に関する事項について、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、船内に備え置き又は掲示しておかなければならない。

また、船長は、この規程に定められた事項を乗組員及び乗組員以外の者で船内発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

2 船舶発生廃棄物処理記録簿（法10条の4）

- (1) 国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶及び最大搭載人員15人以上の船舶の船長は、船舶発生廃棄物処理記録を船舶内に備え付けなければならない。
- (2) 船長は、船内発生廃棄物の取扱いに関する所要事項を記載しなければならない。また、船長は最後の記載日から2年間、船舶内に保存しなければならない。

5-3 遵守事項 の掲示

1 船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示（法10条の5）

全長12m以上の船舶（海底鉱物資源採掘に従事している船舶を除く。）の船舶所有者は、船員その他の者が船内発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他不適切な排出の防止に関する事項を当該船舶内において、船員等に見えやすいように掲示しなければならない。

5-4 廃棄物排出船の登録等

1 廃棄物排出船の登録（法11条、13条、16条）

- (1) 船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出に常用するときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。
- (2) 登録を受けた船舶の船舶所有者は、登録済証を当該船舶内に備え置

くとともに、指定された登録番号を国土交通省令で定める方法により船体の外側に見えやすいように表示しなければならない。

- (3) 登録を受けた船舶の船長（非自航船は、船舶所有者）は、廃棄物処理記録簿を船舶内（非自航船は、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所）に備え置くとともに、廃棄物の排出等、他廃棄物の取扱いに関する作業が行なわれたときは、そのつど、廃棄物処理記録簿に記載しなければならない。

廃棄物処理記録簿は、最後の記載日から2年間船舶内（非自航船は、事務所）に保存しなければならない。

6 船舶からの排出ガスの放出の規制

- 1 窒素酸化物の放出量に係る放出基準（19条の3）

船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。（表9参照）
- 2 原動機の設置（法19条の7）
 - (1) 船舶所有者は、船舶に原動機を設置するときは、次項の規定による場合を除き、国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けた原動機を設置しなければならない。
 - (2) 船舶所有者は、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を船舶に設置したときは、当該船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱手引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。
- 3 国際大気汚染防止原動機証書等の備置き（法19条の8）

船舶所有者は、船舶に原動機を設置したときは、国際大気汚染防止原動機証書及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。
- 4 原動機の運転（法19条の9）

船舶に設置された原動機は、緊急事態等のやむを得ない場合を除き、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように運転しなければならない。
- 5 小型船舶検査機構の放出量確認等（法19条の10）

国土交通大臣は、小型船舶検査機構に総トン数20トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行わせることができる。
- 6 燃料油の使用等（法19条の21）

緊急時又は国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置を使用する場合等を除き、海域で燃料油を使用するときは、海域ごとに政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。(表10参照)

7 適用除外 (法附則7条)

上記1から4までの船舶からの排出ガスの放出の規制は、次の各号のものには適用されない。ただし、各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行ったときは、この限りでない。

① 国際航海に従事する船舶に設置された原動機

平成12年1月1日前に建造又は建造に着手された船舶に設置された及び指定原動機が設置された船舶のうち当該指定原動機について基準適合改造を行うことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置された原動機

② 国際航海従事する船舶以外の船舶

第2議定書の発効日(平成17年5月19日)前に建造又は建造に着手された船舶に設置された及び指定原動機が設置された船舶のうち当該指定原動機について基準適合改造を行うことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置された原動機

7 油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制

1 船舶又は海洋施設において、油等を焼却することは禁止されている。(法19条の35の4)

ただし、船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であって当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をする場合はこの限りでない。

(1) 船舶において、船舶発生油等を焼却する場合は、政令で定めるところにより国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて行ななければならない。ただし、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従って行う場合はこの限りでない。

(2) 船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備(船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。)を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

① 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であって、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従って行うもの。

(3) 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該設備の使用、整備等、取扱いに当たり遵守すべき事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、船内に備え置かなければなら

らない。

- (4) 船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、船舶発生油等焼却設備の取扱いは、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に行わせなければならない。
- (5) 1の規定は、次のいずれかに該当する油等の焼却については、適用しない。
 - ① 当該海洋施設内での日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却。
 - ② 締約国において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従ってする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

8 海洋汚染防止設備等の検査

1 定期検査対象設備等及び対象船舶（法19条の36）

下記に示す船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ下記に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。また、海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

- (1) 総トン数400トン以上の船舶（推進機関を有しない船舶及び係船中の船舶を除く）：当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備
- (2) 油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書又は船舶間貨物油積替作業手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶：当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等
- (3) 船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶：当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備

2 海洋汚染等防止証書の交付等（法19条の37）

定期検査の結果、設備及び措置手引書等が技術上の基準に適合している場合は、海洋汚染等防止証書が交付される。また、最初の定期検査合格時に海洋汚染等防止検査手帳が交付される。（臨時航行検査の場合は、臨時海洋汚染等防止証書）

3 中間検査（法19条の38）

海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等（ふん尿等排出防止設備を除く。）及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

4 臨時検査（法19条の39）

海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める変更を行うとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

9 海洋汚染及び海上災害の防止措置

法6章（38条～42条の12）では、船舶から油、有害液体物質、危険物等が海洋に排出された場合又は危険物による海上火災が発生した場合に発生源の船舶の船長・船舶所有者等及び海上保安庁などの関係機関のとるべき措置が定められているが、海洋汚染の防止関係の措置については、原因者責任負担の原則に基づき、所要の規定が定められている。

9-1

油等の流出時の措置

1 油が排出された場合の措置（法38条、法39条）

(1) 船長等のとるべき措置

船舶から濃度10,000cm³当たり10cm³以上、油分100リットル以上の油等の排出があった場合、当該船舶の船長等は次の措置をとらなければならない。

1) 海上保安機関への通報義務（法38条）

船舶から大量の油等の排出があった場合、船長は、下記の事項を、直ちに最寄りの海上保安機関（わが国周辺海域では、管区海上保安本部、海上保安部署・航路標識事務所等、海上保安庁の事務所をいう。）に通報しなければならない。

- ① 排出の日時・場所
- ② 排出された油等の種類、量及び拡散状況
- ③ 排出時の風及び海面の状況
- ④ 排出された油等による海洋の汚染防止のために講じた措置
- ⑤ 船舶の名称・種類・総トン数及び船籍港
- ⑥ 船舶所有者の氏名（名称）及び住所
- ⑦ 船舶に積載されていた油等の種類及び量
- ⑧ 船舶に備え付けられている海洋汚染防止用の機材・消耗品の種類及び量
- ⑨ 排出原因が船舶の損壊による場合は、損壊箇所及び損壊の程度

また、衝突・乗揚げ等の海難が発生した場合において、油の排出のおそれのあるときは、船長は、当該海難のあった日時・場所、海難の状況、海洋汚染防止のために講じようとする措置

等を直ちに通報しなければならない。

なお、排出されたが 10,000m² を超えて拡散するおそれがないと認められる場合には、通報義務は免除されているが、実務上は、流出した油の量、拡散面積の多少にかかわらず通報するのが望ましい。

2) 応急措置の実施（法39条1項）

船舶から油分濃度10,000cm³当たり10cm³以上、100リットル以上の油等を排出した船舶の船長（排出の原因が当該船舶内にある者以外による場合は、その原因行為者。例えば、給油中に給油船側の過大送油圧力等による漏油の場合は給油船の船長等）は、直ちに、排出された油等の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された油等の除去（排出油の防除）のための応急措置を講じなければならない。

応急措置は、下記のうち、排出油の防除のため有効かつ適切な措置で現場において講ずることができるものである。

- ① オイルフェンスの展張・吸着剤の使用等による排出油の拡散防止のための措置
- ② 損壊箇所の修理等、引き続く油等の排出防止のための措置
- ③ 船内に残存する油等の他のタンク等への移し替え
- ④ 吸着材等による排出された油等の回収
- ⑤ 油処理剤の散布による排出された油等の処理

3) 防除措置の実施（法39条2項）

2)による船長又は原因行為者の応急措置のみでは、排出油の防除が不十分な場合には、船舶所有者又は原因行為者の使用者は、排出油の防除のために必要な措置を講じなければならない。

2 海上保安庁長官の防除措置命令等

(1) 防除措置命令（法39条3項）

海上保安庁長官は、船舶所有者又は原因行為者の使用者が必要な防除措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対して必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(2) 航行制限（法39条の2）

海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出があった場合において、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要があると認められるときは、現場海域周辺の船舶に対し、退去若しくは進入中止の命令、又は航行の制限をすることができる。

(3) 指定海上防災機関に対する指示（法42条の15）

海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、必要と認めるものを講ずべきことを、指定海上防災機関に

対し、指示することができる。

(4) 指定海上防災機関の措置に要した費用の負担（法42条の16）

指定海上防災機関は、海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。

（（注）指定海上防災機関は、その業務として、海上保安庁長官からの指示によるほか、船舶所有者等の排出原因者側からの委託に基づいて、排出油の防除作業を実施している。万一、大量の油の排出があった場合には、指定海上防災機関に防除の委託を行うことを早急に検討すべきである。当然のことながら、排出油の防除の実施を指定海上防災機関に委託した場合も同機関が防除のために要した経費は、委託者が負担することとなる。）

(5) 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請（法41条の2）

海上保安庁長官は、船舶所有者等が必要な防除措置を講じないとき、又はその措置のみによっては海洋汚染を防止することが困難と認められるときは、関係行政機関の長、又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、海洋汚染防止のために必要な措置を講ずることを要請することができる。

(6) 費用の負担（法41条、法41条の3）

海上保安庁長官は、海上保安庁及び(5)により要請した関係行政機関等が排出油の防除のための措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができる。

ただし、排出の原因が異常な天災地変、社会的動乱、専ら第三者が大量の油又は有害液体物質を排出させることを意図して行った作為又は不作為による場合は、この限りでない（規則37条）。

(7) 財産の処分（法42条）

海上保安庁長官は、排出された著しく大量の油又は有害液体物質により海洋が著しく汚染され、広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、排出された油又は有害液体物質を焼却するほか、排出された油又は有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分を行うことができる。

海上保安庁長官は、危険物が海上に排出された場合において、海上火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、海上火災による著しい海上災害が発生するおそれのあるときは、次のような措置を講ずることができることとなっている。

(1) 緊急の場合における行為の制限（法42条の5）

海上保安庁長官は、排出された危険物により海上火災が発生するおそれがある場合、又は火災が発生した場合は、現場にある者に対する火気の使用の制限、海域にある船舶に対する現場海域からの退去、進入船舶に対する進入中止を命ずることができる。

(2) 火災が発生した船舶等の処分等（法42条の6）

海上保安庁長官は、消火、延焼の防止又は人命の救助のため必要がある場合は海上火災が発生し、又は発生しようとしている船舶・海洋危険物管理施設その他の財産を、延焼の防止のためやむを得ないと認められる場合は、海域にある延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。

(3) 火災船舶の曳航命令（法42条の7）

海上保安庁長官は、船舶の海上火災による船舶交通に危険が生じ又は生ずる恐れがあると認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対し、海上災害及び船舶交通の障害が新たに発生するおそれのない海域に火災船舶を曳航すべきことを命ずることができる。

(4) 航行の制限等（法42条の8）

海上保安庁長官は、油、有害液体物質若しくは海上火災による船舶交通の障害発生により、周辺海域で船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認めるときは、当該周辺海域を航行する船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

10 船舶等の廃棄の規制

1 船舶等の廃棄の規制（法43条）

船舶、海洋施設又は航空機（以下、「船舶等」という。）を海洋に捨てることは禁止されている。

ただし、海洋施設を環境大臣の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であって除去することが困難なものを放置する場合は、この限りでない。

（注）船舶については、遭難した船舶であって除去することが困難なものを放置する場合以外は、海洋に捨てることは禁止される。

2 海洋施設廃棄の許可（法43条の2）

(1) 海洋施設を捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

(2) 許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を環境大

臣に提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
- ② 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
- ③ 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
- ④ 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

表1 船舶からのビルジその他の油の排出基準
(令1条の8)

| | 全ての船舶 |
|------|--|
| 一般海域 | 排出可 ・10,000cm ³ 当たり0.15cm ³ (15ppm)以下かつ ・航行中かつ ・排出防止装置の作動 |
| 南極海域 | 排出不可 |

表2 ノンタンカーに設置するビルジ等排出防止設備
(海洋汚染防止設備等及び海上防止緊急措置手引書等
に関する技術上の基準を定める省令第4条)

| 船舶の区分 | ビルジ等排出防止設備 |
|---|--|
| 総トン数400トン未満の船舶及び総トン数400トン以上の国際航海に従事する船舶以外の船舶であって推進機関を有しないもの(以下「内航非自航船」という。) | 1 油水分離装置 |
| 総トン数400トン以上10,000トン未満の船舶(内航非自航船を除く。) | 1 油水分離装置 2 スラッジ貯蔵装置 |
| 総トン数10,000トン以上の船舶(内航非自航船を除く。) | 1 油水分離装置 2 ビルジ用濃度監視装置 3 スラッジ貯蔵装置 |

表3 総トン数の定めのない船舶の全長による総トン数の概算値

(「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(昭和58年9月20日官環61号))

総トン数の定めのない船舶の総トン数については、正確には、「船舶のトン数の測定に関する法律」(昭和55年5月6日法律40号)により総トン数を算出することとなるが、船舶の全長により総トン数を概算すると概ね次表のとおりとなる。

| 船舶の種類 | 船舶の全長 | 総トン数の概算値 |
|----------|-------|----------|
| はしけ、作業船等 | 22m | 約100トン |
| | 26m | 約150トン |
| | 30m | 約200トン |
| | 40m | 約400トン |

表4 船舶内にある船員等の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出基準
(令3条、別表2)

| 船舶及びふん尿等の区分 | 排出海域に関する基準 | 排出方法に関する基準 |
|---|-------------------------------|---|
| 国際航海に従事する船舶（総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上のものに限る。次号並びに2号の表1号及び2号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに2号の表1号及び2号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの | すべての国の領海の基線からその外側12海里の線を超える海域 | イ 海面下に排出すること。 ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度4ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。 |
| 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。） | すべての国の領海の基線からその外側3海里の線を超える海域 | 前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。 |
| 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員100人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの | 特定沿岸海域 | イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度3ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。 |
| | 特定沿岸海域以外の海域 | 排出方法は、限定しない。 |

基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。この表の排出基準は南極海域以外における排出を示す。

備考

この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

イ 港則法に基づく港の区域

ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から10,000m以内の海域

ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

ニ 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

表5 船舶内にある船員等の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準
(令4条、令9条の3 別表2の2)

| 廃棄物の区分 | 排出方法に関する基準 | |
|---|---|--------------|
| | 甲海域 | 乙海域 |
| (1) 食物くず | イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること(以下「焼却式排出方法」という。) ロ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること(以下「粉砕式排出方法」という。) | 排出方法は、限定しない。 |
| (2) 紙くず、木くず、繊維くずその他の可燃性の廃棄物(1を除く。) | 焼却式排出方法又は粉砕式排出方法により排出すること。 | 排出方法は、限定しない。 |
| (3) 金属くず、ガラスくず、陶磁器くずその他の廃棄物(1)、(2)を除く。) | 粉砕式排出方法により排出すること。 | 排出方法は、限定しない。 |

備考

- 1 この表において「甲海域」とは、国の領海の基線からその外側3海里以遠の海域をいう。
- 2 この表において「乙海域」とは、国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域をいう。
- 3 廃プラスチックは排出してはならない。
- 4 基準に従って排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。
- 5 基準に従ってする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

表6 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準

(法10条、令4条の2 別表3)

| 廃棄物 | 排出海域に関する基準 | 排出方法に関する基準 |
|--|------------|---|
| 4条の2・1項1号に掲げる廃棄物 熱しやく減量15%以下の状態にしたもの及び無機性のもの(船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。) | A海域 | イ 比重1.2以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。 |
| 植物性のもの(木くずにあつては、最大径おおむね15cm以下に破砕し、又は切断したものに限る。) | A海域 | 当該船舶の航行中に排出すること。 |
| 動物性のもの(生鮮魚及びその一部を除く。) | B海域 | 排出方法は、限定しない。 |
| 動物性のもの(生鮮魚及びその一部に限る。) 及び汚水(その水質が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合しない貨物艙の洗浄水) | C海域 | 排出方法は、限定しない。 |
| 汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。) | D海域 | 排出方法は、限定しない。 |

備考

- 1 この表において「A海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側50海里の線を超える海域(バルティック海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北海海域、拡大カリブ海域を除く)
- 2 この表において「B海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。(バルティック海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北海海域、拡大カリブ海域、環境大臣が指定する海域を除く)
- 3 この表において「C海域」とは、次に掲げる海域以外の海域をいう。
 - イ 港則法に基づく港の区域
 - ロ 海図に記載されている海岸の低潮線(港則法に基づく港にあつては、その境界)から10,000m以内の海域
 - ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
 - ニ 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 4 この表において「D海域」とは、すべての海域(本邦の領海の基線からその外側50海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。)をいう。

表7 埋立場所等への廃棄物（水底土砂）の排出基準（令5条）

| 廃棄物の種類 | 埋立場所等 排出の条件等 |
|---|---|
| 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。))で、特定水底土砂、指定水底土砂及び有害水底土砂を除く水底土砂 | 当該埋立場所等から廃棄物(水底土砂を除く。)が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。 |
| 特定水底土砂 指定水底土砂 有害水底土砂 | <p>① 当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切り施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等が当該埋立場所以外の海域としゃ断した上で排出すること。</p> <p>② 余水吐きからの流出水の水質は、「余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令」（昭和52年総理府令38号）に適合するものであること。</p> |

(注)

1. 特定水底土砂とは、銅、亜鉛、弗化物、ベリリウム、クロム、ニッケル又はバナジウムを「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令5条1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令6号）で定める基準値以上含有する水底土砂である。
2. 指定水底土砂とは、田子の浦港（静岡県）又は三島・川之江港（愛媛県）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量20%以上の状態であるものをいう。（表8の指定水底土砂についても同じ。）
3. 有害水底土砂（法令用語ではない。）とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表3の3に定める32項目のうち、フェノール類を除く31項目の有害物質を1の総理府令（昭和48年総理府令6号）で定める基準値以上含有する水底土砂と位置づける。
4. いずれの場合においても埋立場所等の外に廃棄物の飛散及び悪臭の発散しないよう必要な措置を講ずること。

表8 船舶からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準
(廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令6条別表)

| 廃棄物 | 排出海域 | 排出方法 |
|--|------|---|
| 次に掲げる汚泥 (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表3の2に掲げる施設において生じた汚泥 (ロ) 建設工事に伴って生じた汚泥 (水底土砂及び次号に掲げるものを除く。) | Ⅱ海域 | 集中式排出方法(イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法)により排出すること。 イ 比重1.2以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。 ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと。 |
| (1) 上欄に掲げる汚泥うち有機性のもの及び水溶性の無機性のもの (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表3の2に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリであつて、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を5.0以上9.0以下にしたもの (3) 動植物性残さであつて、摩砕したもの (4) 家畜ふん尿であつて、浮遊性のきよう雑物を除去したもの | Ⅲ海域 | 拡散式排出方法(イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法)により排出すること。 イ 海面下に排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 1時間当たりの排出量が2,000m ³ 以下となるように排出すること。 |
| 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))で、特定水底土砂、指定水底土砂及び有害水底土砂を除く水底土砂 | Ⅳ海域 | 当該船舶の航行中に排出しないこと。 |

備考

- この表において「Ⅱ海域」とは、図1 廃棄物排出海域図に示す海域をいう。
- この表において「Ⅲ海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側50海里の線を超える海域をいう。
- この表において「Ⅳ海域」とは、すべての海域(本邦の領海の基線からその外側50海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。)をいう。

表9 原動機の窒素酸化物の放出量に係る放出基準（令11条の7）

| 原動機の種類及び能力 | 窒素酸化物の放出量に係る放出基準 |
|--|---|
| ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。） | 1 kWh 当たりの窒素酸化物の放出量の値が 14.4g 以下であること。 |
| ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。） | 1 kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が44gを当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。 |
| ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。） | 1 kWh当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7g以下であること。 |
| 上記以外の原動機 | 窒素酸化物の放出量は、限定しない。 |

備考 1 kWh当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

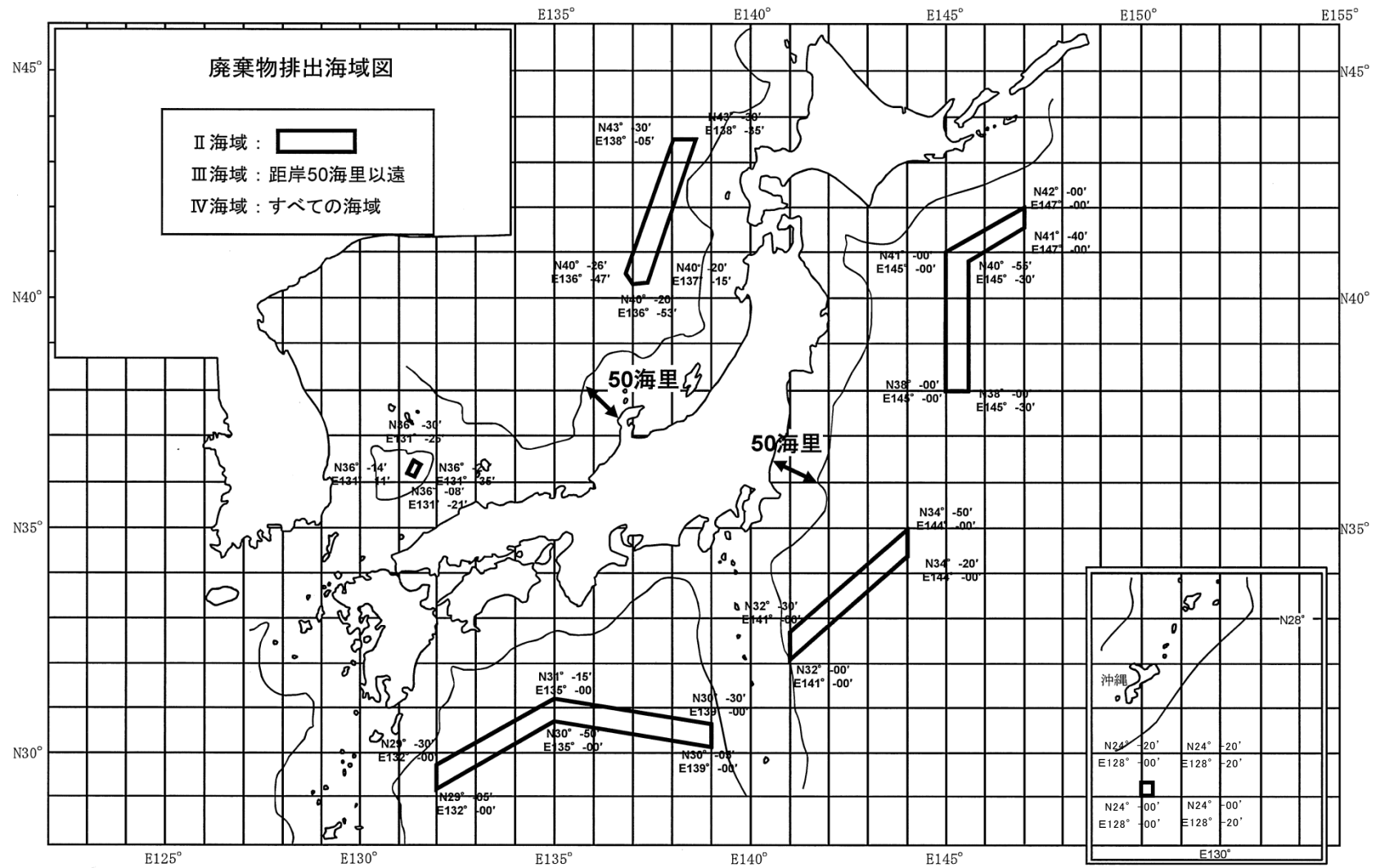
※特定用途原動機（法19条の4）

- ① 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供される原動機であって、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの
- ② 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機

表10 燃料油の品質基準（政令11条の10）

| 海域名 | 硫黄分濃度（質量） | その他 |
|---------------------|-----------|-------------|
| バルティック海海域、北海海域、北米海域 | 1.0%以下 | 無機酸を含まないこと。 |
| 上記以外の海域 | 3.5%以下 | 同 上 |

図1 廃棄物排出海域図



「作業船関係法規の手引 第5版」編集委員

桧皮 政輝 (大成建設)
師岡 敏明 (奥村組)
野谷 斎 (五洋建設)
米山 英明 (大成建設)
細谷 浩昭 (鉄建建設)
橋本 勝 (東洋建設)
辻 鉄男 (深田サルベージ建設)
武中 信之 (フジタ)
濱本 武男 (みらい建設工業)
能美 正幸 (寄神建設)

前編集委員

岡部 勝信 (東洋建設)
濱本 健治 (寄神建設)

作業船関係法規の手引 第5版

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 初版 | 昭和53年4月 | 海洋開発工事安全公害対策本部交通対策部会編集 |
| 第2版 | 平成3年3月 | 海洋開発工事安全公害対策本部交通対策部会編集 |
| 第3版 | 平成10年3月 | 海洋開発工事安全公害対策本部交通対策部会編集 |
| 第4版 | 平成17年3月 | 海洋開発工事安全公害対策本部交通対策部会編集 |
| 第5版 | 平成25年4月 | 日建連安全対策本部安全委員会海洋安全部会編集 |

編集 日建連安全対策本部
安全委員会海洋安全部会

建設三団体安全対策協議会
(日建連、道建協、埋浚)

発行 一般社団法人 日本建設業連合会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1
(東京建設会館内)

Tel : 03(3551)8812 Fax : 03(3551)0494

URL: <http://www.nikkenren.com>
